会報

平成28年1月 NO.107

■協会概況－平成27年度年央報告…… 1

■FX証拠金取引におけるロスカット規制 …… 114
－気質効果とリスクテイク－

■「会員の決算状況」（平成27年9月期）について …… 122

■個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告 …… 134

■Financial Futuresニュース（平成27年10月～ 12月）…… 139

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan

協会概況―平成27年度年央報告

一般社団法人金融先物取引業協会
専務理事　後　藤　敬　三

・　平成27年度年央報告レジュメ

（注）以下における「資料○ページ」の記載は、平成27年12月16日金先協平27第209号Ｅに掲載いたしました「平成27年度年央報告」のページを示しています。

Ⅰ　**（本報告の位置づけ）**

1　この報告は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第91条第2項に規定する代表理事の職務執行報告として、定款第30条第6項に基づき、専務理事においてとりまとめ、理事会にご報告した年央報告のレジュメです。本体はKinsaki-netでご覧ください。

Ⅱ　**（概況）**（資料10ページ以下）

2　**（協会の基本的な性格、特徴等）**（資料10ページ以下）

⑴　**（基本的性格・特徴）**

既にご存知のところと存じますが、本協会は平成元年に金融先物取引法により、民法法人として設立された後、平成17年よりの外国為替証拠金取引（FX取引）等の個人投資者向け商品への所管拡大、平成19年9月における自主規制業務の根拠法の金融先物取引法から金融商品取引法への移行、平成24年4月における民法法人から一般社団法人への法人格移行という経過を辿ってまいりました。この間、平成19年6月「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」、同年7月「金融規制の質的向上について（ベター・レギュレーションへの取組み）」、平成20年4月「金融サービス業におけるプリンシプル」という自主規制についての大きな変化や、度重なる経済・市場環境の変動に対応しつつ、現在では、金融商品取引法第78条に基づく**認定金融商品取引業協会（自主規制団体）**である**一般社団法人**として活動しています。（資料63ページ【別紙】1「金融先物取引業協会の系譜」参照）

⑵　**（特徴と運営の基本方針等）**

協会の特徴としては、今申し述べた平成19年「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」で（イ）「自主規制業務に特化している」とされていること、（ロ）「商品別の自主規制団体として、業種・業態横断的会員構成をとっている」ことが挙げられると考えます。また、財務面では、（ハ）協会の財源の85％を会費収入によること、（ニ）税務上は非営利型一般社団法人であること等が挙げられます。本年度は発足後27年目となりますが、厳しい環境変化の下で、関係諸方面よりの本協会に対する要請や期待が増加すると見込まれる中で、これらの特徴を踏まえ、会員の御意見を伺い、その業務のあり方を研ぎ出していく努力が、現時点においても常に求められていると考えます。

このような考えから、協会運営に当たっては、平成20年度以来、ベター・サービスへの志向を基本的指針とし、会員のご理解による体制整備の効果を活かし、（イ）諸方面からの要請に応える自主規制業務の適確な執行、並びに（ロ）会員のガバナンスが

確保された透明でかつ説明可能な法人運営に努めています。

これまでの間においては、平成17年に、リテール商品への所管拡大に際して、国から外務員登録事務の委任を受け、その後、20年の金融危機以降の環境推移に対して、各般の自主規制ルール策定やモニタリング制度導入等により対応しつつ、平行して、第三者委員会である規律委員会設置、パブリックコメント制度導入、認定個人情報保護団体の認定取得等の基礎的構造の整備に努めてまいりました。

いずれも、平成21年度から24年度における体制整備・増員をはじめとする協会基盤整備に対する会員のご理解ご支援の成果であり、厚く御礼申し上げます。

⑶ **（現状と課題）**

今年度においては、（イ）一般社団法人移行に伴う公益目的支出計画の最終年度が進行しており、来年6月の決算終了後の関係方面の認定を経て、当初予定通り計画完了を予定しており、平成24年度よりの始まった一般社団法人への移行を了することとなります。（ロ）このような中で、これまでもご説明してきたところですが、財務面では、単年度収支不足が生じている厳しい状況にあり、（ハ）他方、国内外を通じて自主規制団体への要請が増加しており、（ニ）諸要請に的確に応えつつ、一般社団法人への法的要請を充足しつつ、中長期的に**財務均衡**を達成することが重要な課題となっています。

自主規制面では、本年初以降の外国為替市況等を背景として「金融モニタリングレポート」等において示された**FX取引についてのリスク管理の見直し**について、大きな課題として取り組むとともに、昨年度より新規事業として取り組んでいる**投資教育**について一歩一歩施策体系を構築しているところです。また、これらと並んで、経常の業務運営においても、一層の効率化を図りつつ、会員からのご意見の反映に努め、外務員登録事務の改善などに積極的に取り組むこととしています。

もとより、広範かつ速い変化の中で新しい課題が常に生じる金融先物取引について、投資者の信頼に支えられた発展を期するためには、今後とも、会員のご意見を伺いながら、常に努力を重ねる必要があるところであり、引き続きご支援のほどをお願い申し上げます。

３ **（会員等の状況）**（資料11ページ以下）

⑴ **（会員）** 本年度上半期末現在**145社（前年度末比4社減）**（資料11ページ）

異動の内訳は、**退会4社**（任意による退会3社、合併による消滅1社）です。

（参考）（任意加入） 本協会は任意加入制ですが、会員資格を持つ法人等については、当局からも全社加入が望ましいとされていることも踏まえ、加入勧奨に努めており、現時点では、入会資格があると把握している全社の加入を頂いていると理解しています。

⑵ **（特別参加者）** 本年度上半期末現在**9社（前年度末同数）**（資料11ページ）

（参考）（特別参加者の範囲） 特別参加者は、従来、金融機関、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています（平成24年11月22日第8回理事会決定）。特別参加者は、会員と同様にKinsaki-netの利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

４ （法人の組織）（資料11ページ以下）

⑴ （機関）総会、理事会及び各委員会・部会は、資料64ページ【別紙】2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」のとおりに組織されています。

（参考）（規律委員会）規律委員会は、処分等関係を担当する第三者委員会として平成24年6月12日より設置されています。（平成24年3月30日第14回理事会決定）

委員長：神作裕之東京大学大学院教授、副委員長：津野修弁護士、委員：弥永真生筑波大学教授

自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会（注）、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引（BO）作業部会等が設置されています。（資料36ページ以下）

⑵ （総会・理事会等の活動状況）

本年度上半期の総会・理事会の開催状況は、総会1回、理事会5回です。総会、理事会等の運営については、会員のご負担等を踏まえ、日程早期確定、電話会議対応、顧問弁護士の総会出席等、一般社団法人運営の適正性を確保しつつ、効率化に努めています。

（資料65ページ【別紙】3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」参照）

（資料69ページ【別紙】4「平成27年度会議日程（実績及び予定）」参照）

５ （所管金融商品取引の概況）（資料12ページ以下）

所管金融商品取引の概況については、別添資料・別添1「所管金融商品取引の状況（マッピング）」（資料13ページ以下の記載及び同101ページ以下の【別紙】20）のとおり、FX取引は後述の通り高水準を示しており、また、店頭通貨オプション取引について、動意が見られます。

６ （事業計画の進捗状況）（資料15ページ以下）

本年度の事業計画の進捗状況は、資料15ページ以下の表に整理されているとおりです。

以下、法人管理、自主規制の事業別に主要事項を簡単にご説明します。

（資料71ページ【別紙】5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」参照）

Ⅲ （法人管理事業）（資料19ページ以下）

７ （事務局の概要）（資料19ページ）

⑴ （職員数等）事務局は4部により構成され、職員数は、平成27年度上半期末現在22名（うちパートタイム2名）です。このほか、証券取引等監視委員会事務局に任期付採用されている者が1名います。（資料19ページ）

（参考）（平成21年度以降の事務局人員推移）

平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする計画について総会説明が行われ、その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会にお諮りしつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。この25人への体制整備の成果は、後述のモニタリング組織等をはじめ、各部で効果をあげています。現状では、これよりも少ない職員数となっており、適材を求め、少人数の組織であるところから、業務内容、個人的な資質等から慎重な採用努力を継続しているところです。

⑵ （事務局体制）

① （人的体制）小規模組織ですが、部内牽制・

職務継続性確保を通じて、運営の適正さ・迅速さを確保する観点から、前年度に引き続き、定款第41条第3項に基づく「重要な使用人」である**事務局長**（平成26年10月6日付理事会決議）のほか、**事務局長代行**、**各部次長**を発令するとともに、**行政窓口**、**会員窓口**(注)の指名、文書適正性の確保向上のための**総務部文書担当**の設置を行っています。また、「認定個人情報保護団体」認定に伴い、同部に**個人情報苦情相談室**を設置（室長以下3名（兼務））しています。（資料19ページ以下）

（注）総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長
自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長
行政窓口：（法人管理事業関係）総務部長
（自主規制事業関係）監査部長
会員窓口：調査部長

（会員・行政との連携）会員・行政との連携は、常に重点として取り組んでおり、協会役員と金融庁幹部行政機関との意見交換会を毎年1回開催しているほか、本年度上半期においては、金融庁、関東財務局、近畿財務局との第1回定期意見交換会が9月28日に開催されました。（資料42ページ）

② **（連絡調整会議等）**事務局運営に当たっては、迅速性・適正性の観点から、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする**連絡調整会議**の週2回定例開催のほか、各部横断的な自主規制施策検討を行うため**企画会議**を随時開催しています。また、BCP関係では、**非常時対策本部制度**を設けています。（資料19ページ）

⑶ **（職員の資質向上）**協会役職員の資質向上は、体制整備を活かす上で不可欠のものと考え、専門性・知識を向上するための研修事業に努め、資格取得支援のほか、証券取引等監視員会主催研修、米国CFTC主催研修に継続して参加しています。なお、関係方面よりの慫慂を踏まえ、平成27年10月には、IOSCO（証券監督者国際機構）協力会員諮問委員会主催のトレーニングセミナー及び同機構及び国際投資者教育フォーラム（IFIE）主催の投資者教育コンファレンスへ参加しました。（資料21ページ以下）

8 （財務の状況と課題）（資料21ページ以下）

⑴ **（平成27年度予算執行状況、公益目的支出計画等）**平成27年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の上期予算執行状況については、下記のとおりです。

	平成27年度当初予算（単位：百万円）	平成27年度上半期末（単位：百万円）	同左の対当初予算進捗割合（カッコ内前年度同期）（単位：%）		平成27年度当初予算（単位：百万円）	平成27年度上半期末（単位：百万円）	同左の対当初予算進捗割合（カッコ内前年度同期）（単位：%）
事業活動収入	292	257	88% （88%）	事業活動支出	368	156	42% （43%）
うち会費収入	定額会費 91 比例会費 156	定額会費 85 比例会費 156	93% （93%） 100% （98%）	うち事業費	326	139	43% （44%）
うち事業収入	29	16	54% （57%）	うち管理費	42	17	40% （36%）

（資料21ページ以下、資料75ページ【別紙】6「平成27年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況」参照）
（資料22ページ、資料76ページ【別紙】7「公益目的支出計画の実施状況」参照）

⑵ （財務均衡の課題）現在、当法人は単年度収支不足を生じており、財務均衡が重要課題となっています。

① （平成35年度までの財務状況の試算）このような中で、公益目的支出計画遂行、内部留保の適正水準確保を踏まえつつ、収支両面での努力を重ねるとともに、各年度予算編成に当たって、これらの状況を、別添資料・別添2のように、一表に示した形で、財務状況の中長期的試算を作成し会員にお示しています。（資料23ページ以下）

② （単年度収支の不足）別紙8－1（別添資料・別添2の1ページ目）は、原則として、平成28年度以降、平成27年度予算の水準に据え置くこととし、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織り込んだほかは、平成29年4月以降の消費税増税を考慮せず、平成27年度と同額（ただし、システム開発費は平成28年度以降500万円（自主規制事業会計の支出とする。）、予備費の支出を除く。）とした試算です。結果は、単年度の法人収支差（18行目）は、平成27年度101百万円、28年度95百万円の収入不足が生じ、以降もほぼ同水準で推移し、平成34年度末には内部留保（積立資金）残高（23行目）が不足するという大変厳しい状況が示されています。
（資料77ページ【別紙】8－1「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）現行ベース（平成26年度決算織込み済み）」参照

③ （収支不足の要因）このような収支不足の要因は、これまでもご説明してきたところですが、体制整備による人件費増加による支出増加、会員数の減少に伴う定額会費収入の減、並びに、平成5年当時から運用してきた利率5％等の超長期国債等額面総額1,096百万円について償還期接近等に伴い法人格移行直前で売却したことによる運用収入減少等が主なものです。

現在においては、一般社団法人移行に伴う公益支出計画により、従来の内部留保等による公益目的財産、総額1,004百万円について、各年度の自主規制事業に関する支出に払出・充当をしており、収支計算書ベースの予算書等においては、この単年度収支差の状況が現れていないところです。

④ （収支均衡）この試算をベースとして、平成30年代半ばに収支相償するように、比例会費収入の増加、支出の削減の2つの条件を加えて試算した別紙8－2（別添資料･別添2の2ページ目）では、平成35年度においては、内部留保（24行目）は212百万円は、当該年度分の実施事業支出の規模371百万円より低い水準ではありながら、単年度収支（19行目）はゼロとなり、均衡している姿が示されています。
（資料78ページ【別紙】8－2「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）見直し案（平成26年度決算織込み済み）」参照

⑤ （試算の性格）もとより、これは新規事業を見込まない等の特定の条件を置いた試算例であり、あくまでも協会の財務の推移を示し、各般の議論をお願いするための参考資料として作成したものです。支出面については、これまでも経費の節減に努めてきたところですが、今後、運営効率化に一層の努力を行いながら、毎年度の予算編成において、その時々の状況を踏まえつつ、会員の皆様のご意見を伺い、ご理解を頂いて、収支両面にわたる一層の均衡努力を重ねて参りたいと考えています。（資料79ページ【別紙】9「これまでにおける経費削減の主なもの」参照）

（参考1）（平成19年度以降の内部留保の推移）

一般社団法人への移行に伴う公益目的支出計画に基づき、払出をしている旧公益法人時代の内部留保について、金商法が施行された平成19年度からの推移は以下のとおりです。

a　平成19年度末の預り預託金を除く特定資

産である基金残高は699百万円でした。

b　また、同年度末の繰越収支差額134百万円でした。これは他協会とのシステム共同開発の分担金支出への充当が考えられていましたが、その後、共同開発が中止されたため、上記と併せ、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は833百万円となりました。

c　その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、

ⅰ　体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策として所要となった物件費39百万円のほか、役員退職慰労金関係支出を併せ、合計54百万円が取り崩され、

ⅱ　各年度の年度内の経費削減と人員採用延伸による支出不用が合計76百万円生じた結果、

ⅲ　法人格以降の際の全体としての内部留保は、22百万円増の855百万円となりました。

d　これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産となり、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに払い出されることとなっています。

（資料105ページ【別紙】22「金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙7関連追加）」参照）

（参考2）（公益目的収支計画の実施状況）　（単位：百万円）

1	平成24年度当初公益目的財産額	1,004
2	平成26年度までの公益目的支出額	959
3	平成26年度までの実施事業収入の額	104
4	（差引）平成27年度当初公益目的財産額（1－2＋3）	149
5	平成27年度公益目的支出額（予定）	349
6	平成27年度の実施事業収入の額（予定）	30
7	（再差引）平成27年度末公益目的財産額（予定）（4－5＋6）	残高0となり計画終了

⑶　（資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告）

（ア）（資産運用方針）

本協会の資産管理運用については、資産管理運用規程により、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針とし（第2条）、このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（第3条）。これに基づき、既往の預り預託金についての運用、特定資産である各資産の性格に顧みて、預り預託金充当資産について、預り預託金の返還を考慮して流動性を確保した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

（イ）（平成27年度における預り預託金充当資産の運用）

a　預り預託金の返還を考慮しての**流動性の確保所要額**として、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合の預託金返還のための返還資金所要額425百万円を流動性資産として確保することとしています。

b　平成27年9月30日における預り預託金充

当資産の残高は、1,366百万円であり、このうち、596百万円について、長期国債(注1)による長期運用を行っています。これは、これまで預り預託金充当資産から上記aによる流動性確保分を控除した長期運用が可能な額について、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきたところによるものです。

c　これ以外の資産、770百万円については、流動性預金等(注2)による運用をしています。

【参照】資料80ページ【別紙】10「平成27年度上期資産管理運用状況報告」)「2　資産運用の経緯（2）資産運用状況」の表（以下「資産運用状況表」といいます。）において「対象資産」欄のうち、「①　預り預託金充当資産」をご参照ください。

（注1）（長期運用596百万円の内訳）
i　第62回利付国庫債券　497百万円
額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%（課税後0.64%）（平成24年度運用）
ii　第329回利付国庫債券、99百万円
額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%（課税後0.64%）（平成25年度運用）

（注2）（流動性預金等）流動性預金等としての運用対象（770百万円）には、具体的には、MMF、FFF、1年未満の定期預金等が含まれて、本年度上期末現在の運用は以下の通りです。
i　定期預金　150百万円
ii　その他の流動性預金等（MMF、普通預金など）　620百万円

（ウ）（その他の特定資産）

以上のほか、預り預託金充当資産以外の特定資産(注)については、資産の性格に省みて、流動性預金等により運用しています。

（注）（その他の特定資産）
預り預託金充当資産以外のその他の特定資産は、上記の「資産運用状況表」における、「対象資産」のうち、「②　過怠金積立資金、③自主規制事業実施積立資金、④役員退職慰労引当資産及び⑤退職給付引当資産」で、総額764百万円で、普通預金、MMF等の流動性預金等で運用しています。

（エ）（運用収入）

平成27年度上期における**特定資産利息収入は1百万円**です。なお、年間収入見込み約4百万円（対当初予算比13万円減）、予想平均利回り0.195%です。

（オ）（平成27年度の預り預託金充当資産の短期運用の状況）

平成27年度上期においては、預り預託金充当資産のうち、流動性預金等により運用されている770百万円のうち、預託金返還に備えての425百万円を除く345百万円を運用対象としました。運用結果といたしましては、8月に満期となった定期預金100百万を再運用（満期平成28年2月）し、残額245百万円については、FFF等流動性預金等により運用することとしました。

⑷（監査法人による監査）

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人でないため、会計監査人の設置義務がなく、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、適正性確保の観点から、監査法人による会計監査を実施しています。（資料27ページ以下）

平成27年度においては、経理規則第40条により、協会が、「公益法人会計における内部管理事項について（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）」に準拠して、特別目的で作成している収支計算書に関する監査についても、「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査（平成26年4月4日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書800）」が発出されたことにより、「独立監査人の監査報告書」の提出を受けることができるようになりました。

9　（法人運営の適正化）（資料28ページ）

従来から、一般社団法人への法的要請をはじめとして、法人運営の適正性確保の見地から、上記の監査体制、リーガルチェックの適切な履行、内部管理規則の整備等に努力を重ねています。平成27年度に

おいては、**マイナンバー制度施行後について、取り扱い職員の知識習得等に特に留意しているところです。**
（資料81ページ【別紙】11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照）

10 （電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保）（資料29ページ以下）

適正かつ効率的な業務運営のため、電子情報技術（IT）の活用については、費用対効果及びセキュリティの確保に十分留意しつつ、積極的に取組んでいます。

⑴ **（協会ホームページ）** 一般投資者を対象とした「協会ホームページ」については、掲載内容の充実（注）、英語版ページの拡充に努めています。**平成27年度上期アクセス数**は**916,785回**（平成26年度上期295,139回）でした。（資料29ページ）

日本語版http://www.ffaj.or.jp

英語版http://www.ffaj.or.jp/en

（注） 一般ホームページの掲載内容：法人の業務・財務関係資料、統計情報、パブリック・コメント意見募集及び結果公表、個人投資者向けの規制解説、注意喚起等

⑵ **（Kinsaki-net（会員・特別参加者専用サイト）の運営）**クライアント証明書による認証を採用し、会員・特別参加者と協会事務局をSSL通信で結ぶ双方向サイト（Kinsaki-net）を平成22年3月に開設し、現在、協会よりの諸連絡・情報発信、会員からの報告提出・同管理等に活用されています。平成27年9月末時点での利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、**145社中136社参加**を得て、**報告書管理システムへの登録収蔵件数**は**61,039件**（平成26年上期51,055件）でした。セキュリティ面においては、適切に外部セキュリティベンダーによる脆弱性診断を実施しています。（資料30ページ）

⑶ **（事務局業務システム）事務局LAN**のほか、サブシステムとして、**外務員統合管理システム及び預託金管理システム**を運用しています。また、**機械化会計システムを導入しています。**

事務局LANにおいては、セキュリティ、BCP対応の観点から、平成24年3月に**シンクライアント環境**導入等を行っています。（資料30ページ）

⑷ **（刊行物の電子出版／オンデマンド出版・協会史作成等）**金融先物取引関係法規集、会報等5種類の定期的刊行物の**電子出版／オンデマンド出版化**をほぼ一巡しています。出版物の内容についても随時見直しを行っています。また、平成元年8月に設立以来の本協会の「**協会史**」作成を目指し、業務の輻輳状況等に応じながら、随時資料整理等を進めています。（資料31ページ以下）

⑸ **（個人情報保護、サイバーセキュリティ対策）**

会員、協会事務局を通じて、個人情報保護、セキュリティ環境の変化に十分な対応を確保する見地から、個人情報保護についての金融庁ガイドライン一部改正に対応する協会ガイドラインを発出したほか、先般金融庁より発遣された「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」への対応を行うべく、**「公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）」、「一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JP-CERT/CC）」**等専門機関との連携を確保しながら、施策体系の構築を進めています。

Ⅳ （事業実施関係）（資料33ページ以下）

11 （外務員・内部管理責任者関係）（資料33ページ以下）

⑴ **（外務員登録事務の実施）**平成27年度上期の登録件数（既存・新規含めて）は**7,930件**、平成27

年9月末現在の登録外務員数は**125,350人**です。

業務処理状況等については、平成21年度分より**「金融先物取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について」**を作成し金融庁監督局証券課に提出しています。平成26年度分についても、通常総会（平成27年6月17日）を経て提出を完了しています。

（資料33ページ、資料83ページ【別紙】13「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成26年度）」参照）

⑵ **（外務員登録システムの使い勝手向上）**会員からのご要望にこたえて外務員登録システムの使い勝手向上に努めており、現在までに、Kinsaki-netによる**原本を要しない登録申請書類等の電子提出**が可能となっているほか、平成27年度下期には、セキュリティに配意しつつ、Kinsaki-netによる**外務員の登録状況データの常時確認**ができる改善を進めています。

⑶ **（試験実施―外務員資格試験・外務員資格更新研修試験・内部管理責任者資格試験）**平成22年度より、随時受験可能な**オンライン方式**に移行し、現在、全国各都道府県150箇所余り（平成27年3月末現在）で実施されています。試験問題をKinsaki-netに掲載し、研修の便宜等を図っています。

（資料33ページ以下、資料86ページ【別紙】14「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）

12 （自主規制ルールの制定等）（資料35ページ以下）

⑴ **（ルール制定状況）**平成27年度上期における自主規制ルールの制定改廃は、4件でした。

（内容）平成27年7月2日における「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」一部改正に伴う本協会「個人情報の保護に関する指針」一部改正等及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第44号）の改正に伴う「外務員の登録等に関する規則」等の形式的改正。（資料35ページ）

⑵ **（自主規制ルールの定期的見直し、制定手続き等）**平成24年度より、既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の必要性等に関して、会員からの**定期的な意見等募集**を行っており、これまで自主規制規則等の整備へ反映してきています。前年度の意見等募集で寄せられた意見等はありませんでした。平成27年度の意見等の募集については、下期に予定しています。また、自主規制ルールの制定改正に際しては、平成25年度以降、**パブリックコメント手続き**を導入するとともに、会員の便宜のため、経緯、解釈、社内規定の例示等、**統一した項目だてによるルール制定改廃資料**を作成提供しています。（資料36ページ）

13 （商品別の自主規制審議体組織の状況）（資料36ページ以下）

⑴ **（FX幹事会）**

平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）として設けられて以降、広範なルール策定作業を進められています。昨年7月よりは、従来のFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけられました。（資料87ページ【別紙】15「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）平成27年度上期においては、プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について、10月2日の公表にあたり審議検討が行われました。

（FX業者における為替リスク管理態勢の課題）

本年においては、スイスフラン（1月）関係等、外国為替市場においてボラティリティが著しく高まる状況が生じ、これらを背景として、金融庁より公表されたモニタリングレポート、金融行政方針に示されたFX取引についてのリスク管理関係の論点について、アンケート調査及びこれに基づく論点整理が進められ、対応の検討が進められています。本件の性格等に鑑み、平成27年8月24日に、FX取扱会員全社を対象とする全体会合を開催し、全65社中61社100名（うち特別参加者2社3名）が参加し、金融庁監督局証券課より、「金融モニタリングレポート」についての説明が行われました。

⑵ **（個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会））**

個人向け店頭バイナリーオプションについての規制見直しに際して、平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、平成25年7月より商品別審議組織として位置づけられました。平成27年度上半期においては、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則施行1年経過報告」（レポート）をとりまとめました。（会報104号（平成27年4月）掲載）

（資料92ページ【別紙】16「個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況」参照）

⑶ 以上のほかの商品別部会等についても、案件の状況等に応じ、随時開催しています。

14 **（会員監査及びモニタリング等）**（資料37ページ以下）

⑴ **（監査体制）**自主規制の執行体制としては、会員会社に臨場する**実地監査**とオフサイトで関係会員全体を対象とする**モニタリング**を行っています。

⑵ **（実地監査）**平成27年度上期実施件数は10社でした。監査実施に当たっては、会員負担効率化を常に念頭に置き、取引所参加者については取引所との**合同検査**を原則としています。また、特別監査等については資料記載のとおりです。（資料37ページ以下）

（会員の業務改善努力の支援）監査の結果等で判明した重要な項目については、会員セミナー等で注意喚起を行う等、会員全体の業務改善努力を支援しています。

⑶ **（モニタリング等）**小規模体制で自主規制事業の実を上げるため、体制整備による増員を活かして、平成22年7月よりモニタリング担当を組織し、特定の金融商品取引について、調査項目を絞った上、対象会員全社を対象とする**オフサイト調査**を行い、その結果に応じて**オンサイト対応**を実施しています（平成27年度対象項目13項目）。

（ア）**（本年における外国為替相場急変に際しての対応）**FX取引に関して、平成27年1月及び8月に発生した相場急変に関しては、顧客への提示価格、約定価格及びロスカット取引等の状況についての確認を行いました。また、**未収金発生状況**（口座数、金額等）の実態調査を行い、本協会ホームページ上で法人取引を含む未収金発生状況（速報値）を公表しました。なお、未収金発生状況については、平成23年9月以来、月次公表を行っていますが、本年4月分より法人についても公表対象としました。

（イ）**（リスク管理態勢等に関する調査）**本年7月に公表された**「金融モニタリングレポート」**におけるFX業者の為替リスク管理態勢についての記載を踏まえ、9月に会員各社の自己ポジション管理状況や為替相場急変時の対応状況等について調査を実施し、その結果整理された論点について、FX幹事会で検討審議が行われています。

（ウ）（**広告モニタリング**）本協会の所管する個人向け金融先物取引はインターネットを主体として取引されているところから、会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告については、**広告モニタリング**（平成27年度上期指導件数15件）を行っています。（資料38ページ以下）

（エ）（**個人向け店頭バイナリーオプションの取扱会員に対する特別監査**）平成26年度以降実施している特別監査は、平成27年度上期においては、特別監査3社、その他実地監査に織り込んで確認した2社を含め、対象会員全社について一巡をしました。

⑷（**確認調査**）平成26年度より、報告の適正性の確保のため無作為抽出で実施している**確認調査**については、平成27年度上半期に3件の実施をしました。

なお、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関しての留意点などを定めた**会員デフォルト時の業務マニュアル**を平成25年度より策定しています。先般、オブザーバーとして参加したIOSCO協力会員会合主催のセミナーで、虚偽報告防止のための討論が行われ、米国のデリバティブ関係の自主規制機関であるNFAとともに、本協会の取組みを紹介しました。

⑸ **ガイドラインなどの発出**

（ア） 本協会の統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等の数値（協会公表数値）について、会員がホームページ等広告に利用する際の注意事項をまとめた「統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項」を平成27年4月16日に発出しています。

（イ） 外国為替証拠金取引におけるプログラム選択型システムトレードに関し、平成26年12月、取扱い会員に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえ、「外国為替証拠金取引においてプログラム選択型システムトレードを提供する場合の留意事項」を平成27年10月2日に会員向けに発出しました。

15 （会員等処分及び規律委員会関係）（資料42ページ以下）

⑴（**開催状況**）平成27年度9月までの開催状況は、平成27年9月30日に会員の処分について（1社）及び会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等が行われています。

⑵（**処分実績**）平成27年度上期においては、本協会の定款又は規則に基づき、法令等の違反行為を行った会員に対する処分は行われていません。

⑶（**処分関係制度整備**）平成23年度以降、処分関係制度整備に着手し、規律委員会の設置を経て、現在、同委員会において、会員・外務員処分を通じる処分手続・不服審査手続等について制度整備の検討が、平成28年12月末までを目途として進められています。（資料43ページ）

⑷（**その他**）平成26年度より事故報告等に対する処分可否判断について、規律委員会へ事後報告が行われています。平成27年度上期においては67件の報告が行われています。

16 （苦情、相談、あっせん事業）（資料44ページ）

⑴（**業務委託による実施**）本協会関係の苦情、相談及びあっせんは、第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除き、**特定非営利活動法人「証券・**

金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」（日野正晴理事長）への業務委託により実施しています。同法人で処理されたあっせん等については、同法人より資料提出を受け、自主規制に反映しています。

本協会関係のあっせん等件数は、下記表に示すように、店頭通貨オプション取引について急速な減少が見られます。（資料93ページ【別紙】17「あっせん・苦情・相談処理状況」）

あっせん・苦情・相談処理状況（平成23年度～平成27年度9月）　（単位：件）

区分		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
あっせん申立て	通貨オプション	146	121	26	2	1
	FX	3	2	3	5	4
小計		149	123	29	7	5
苦　情	通貨オプション	172	114	27	8	1
	FX	92	94	68	56	68
小計		264	208	95	64	69
相　談	通貨オプション	67	41	15	10	5
	FX	360	294	367	602	269
小　計		427	335	382	612	274
総合計		840	666	506	683	348

⑵ **（FINMAC業務委託費）**上記特定非営利法人の経費を、他の金融商品取引業協会と共に拠出しており、その財源として、発足当初より過怠金収入を充当しています。

17　（海外無登録業者関係）（資料44ページ）

海外所在の無登録業者による国内の投資者向けのFX取引等の勧誘に対しては、平成21年度の金融庁幹部と会員との意見交換会で会員から問題意識が述べられて以降、積極的に取り組み、これまで、当局の理解を得て当局による警告、協会ホームページでの注意喚起、海外自主規制団体・諸機関への指摘、金融庁及び関東財務局から日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行い、続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っています。

18　（会員の教育研修事業）（資料45ページ）

監査結果等による留意点や各種の情報をお届けする研修事業については、Kinsaki-netを通じる各種資料提供のほか、年2回の会員セミナー等を実施しています。平成27年度は下期に大阪と東京で開催する予定です。（資料94ページ【別紙】18「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」参照）

Ⅴ　調査統計、投資教育事業　（資料45ページ以下）

19　（統計事業・調査研究事業）（資料45ページ以下）

⑴ **（統計事業）**

（ア）**（作成統計）**所管金融商品取引等に関する**四半期統計**のほか、店頭市場における統計として独自性を持つ**店頭FX取引月次統計、海外取引所における会員の取引高**等の統計を集計公表

しています（資料13ページ以下）。**公表**は協会ホームページにおいて実施し、「**公益財団法人日本証券経済研究所**」(**増井喜一郎理事長**)の「**証券統計ポータルサイト**」に参加しています。また、平成23年12月より、**トムソン・ロイター社**による世界配信（RICコード:FFAJ01からFFAJ04）が行われています。（資料47ページ）

（イ）（**金融・資本市場統計整備懇談会**）統計の拡充・改善については、「**金融・資本市場統計整備懇談会**」（**古賀信行座長**）及び「同連絡協議会」に参加し、統計の標準化を図りました。

（ウ）（**統計の拡充等**）統計の拡充等については、作成対象において、FX取引の**顧客損益状況詳細分析調査**、**定期統計調査項目の追加**等のほか、公表方法についても、**英文化**を進めるとともに、協会ホームページでの内容充実を図ってきました。

平成27年度上期においては、情報非対称性に配意し、より広範な投資判断材料を提供する見地から、FX取引についての**投資者の運用状態に関する情報を公表統計に追加する**とともに、昨年度より着手した、顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」を会員のご協力を得て継続実施する予定です。

これとともに、統計作成のご負担を頂く会員の実務担当者の便宜を図るための**記載要領の全面的拡充**とともに、**報告システム改良**を図っています。（資料45ページ以下）

（資料100ページ【別紙】19「協会事務局への統計に関する定期報告（平成27年4月1日以降）」参照）

⑵（**マッピング**）最近におけるデリバティブ取引に関する制度整備の動向を踏まえ、本協会所管の金融先物取引の取引状況、規制適用状況などについての把握に努めています。**英文版**を海外の規制当局や自主規制団体等に提供し、わが国における本協会所管取引の認知度、透明度の向上を図っています。

（資料47ページ、資料101ページ【別紙】20「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

⑶（**東京外国為替市場委員会**）

（ア）本協会は、「**東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会**」（**石橋優委員長**）に所属し、FX取引に関するカバー取引状況についての共同調査を踏まえ分析等を行い公表しています。

（**参考**）**別添資料・別添3**「**外国為替証拠金取引の現状と東京外国為替市場との関係**」

1．（2ページ）経済環境、規制環境両面の推移の中で、FX取引の出来高、預り証拠金ともに高水準に達しており、平成17年度における自主規制開始時から大きな増価を示しています。平成27年度上期においては、店頭取引・取引所取引併せて、77万口座において、2,945兆円が取引され、上半期末の預り証拠金は1兆7,341億円となっています。

2．（3ページ）東京外国為替市場委員会との共同調査結果により、この取引に起因するカバー取引の東京外国為替市場における位置付けを見ると、本年4月におけるFX取引から生ずるカバー取引額は総額182兆円であり、そのうちインターバンク市場における取引高は104兆円に達し、インターバンク市場での非金融機関顧客との127兆円の82％を占めています。

3.（4ページ）本邦のFX取引に関する流動性供給の状況は、付表3に示すとおりです。カバー取引総額161兆円がそれぞれの流動性供給の経路で青丸で示されています。詳細についてはなお未把握の部分もありますが、市況急変等の事態における配信停止等の事態に省みても、本協会として引き続き把握に努めるこ

とが必要があると考えています。

（注） 共同調査の結果については、別添資料・別添4「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」をご参照ください。

（イ）同委員会と本協会会員の円滑な意見交換に努めており、平成27年5月28日には、**「東京外国為替市場委員会」（岩垂廣親議長）**とFX幹事会所属会員との第2回目の意見交換会が開かれ、また、8月には、BIS（国際決済銀行）において作業中の外国為替市場でのグローバルなコード・オブ・コンダクトの検討に関連して、バイサイドとの意見交換会が開催され協会が参加いたしました。

（資料47ページ、資料103ページ【別紙】21「他の自主規制機関等との協調」参照）

20 （学術連携事業）（資料47ページ以下）

⑴ 研究事業

金融先物取引に関する知識の高度化等の見地から、これまで、FX取引について、神作裕之東京大学大学院教授ほか二人の先生によるFX取引の法的性格等を踏まえた**「スリッページに関する法的問題点の整理」**、岩壺健太郎神戸大学教授による**「我が国のロスカット制度と個人の投資行動との関係性について」**を実施しています。後者については、このほど行動経済学会での発表が行われる予定と承知しています。

⑵ 翻訳事業

投資者、会員役職員、協会役職員の先物取引への理解を深めるため、平成26年度より、投資教育に関する初年度事業として位置付けた翻訳研究会を組織して、海外の金融先物取引に関する教育文献の翻訳事業を開始しています。現在、前年度に着手しました米国先物外務員登録試験のテキスト（Futures and Options（The Institute For Financial Markets社刊）の翻訳は順調に予定を消化しており、年内にも仮訳作業の終了を期して、早期に会員への提供を図ってまいります。今後、通貨デリバティブに関する書籍翻訳も行う予定です。

（参考）翻訳研究会：監修者として、東京大学大学院神作裕之教授、筑波大学弥永真生教授、学習院大学勝尾裕子教授、筑波大学大学院木村真生子准教授並びに本協会吉田知生監事に就任いただいています。

21（投資教育の体系的整備）（資料48ページ）

⑴ **（目的等）**本協会所管の金融先物取引の紹介等については、従来より、協会ホームページでの制度解説等、英文掲載も含め部分的ながら実施してきたところですが、デリバティブについての投資知識の体系的な提供等により、投資者からの信頼の確保・向上を通じる金融先物取引業の発展に資するために、平成26年度事業計画より多年度事業として投資（者）教育事業を開始しました。

投資教育の取組みは、本協会にとって初めてのことであるところ等から、内外の先行事例なども踏まえつつ、企画会議で論点把握を行い、投資者層の把握、所管金融商品取引の特徴を踏まえた会員との認識共有、厳しい財務環境を踏まえること、既存事業を体系化すること等を確認し、初年度事業として、上記の翻訳事業に着手したところです。

⑵ **（内容等）**本年度においては、この事業に対する姿勢を明らかにする観点から事業名を「投資教育」として継続し、引き続き、（イ）翻訳事業のほか、（ロ）既存項目も含む事業項目の体系化を進め、自主規制機関としての本協会の役割を踏まえつつ、（ハ）投資者層の把握、（ニ）金融先物取引従事者・投資者等を通じる基本的学習教材の編纂、（ホ）投資者の情報非対称性を補完する情報の発信等を含めた、金融先物取引におけるリテラ

シー向上を図る中長期的計画策定等を進めています。

デリバティブについての投資教育への取組みは初めてであり、厳しい財務環境の下での取組みとなること等も踏まえ、効率的・効果的実施を図るため、証券投資・金融リテラシー向上施策について内外先行事例等の情報収集を進めることとし、今年度上半期においては、関係方面の慫慂を受けIOSCO・国際投資者教育フォーラム（IFIE）主催の投資者教育コンファレンスに参加しました（平成27年5月）。

また、本協会としては、これまでも、大学や消費者保護機関への講師派遣を実施し、所管取引の紹介等に努めてきたところですが、これに加えて、会員社員の皆様への情報提供についてもご要望に応じて前向きに取り組んで参りたいと考えています。

（参考）本件については、IOSCO市中協議文書「投資者教育及び金融リテラシーに係る戦略的枠組み」が本年4月に公表されています。

Ⅵ　他の自主規制機関等との協調（資料48ページ）

国内外の自主規制機関等との協調については、平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めており、**「一般社団法人第二種金融商品取引業協会」**に拠出しているほか、本年度において、**「公益財団法人日本証券経済研究所」**への助成を開始したところです。

（資料103ページ【別紙】21「他の自主規制機関等との協調」参照）

（年央報告レジュメ別添）

別添1、別添2は年央報告をご参照下さい。

参考資料

外国為替証拠金取引の現状と東京外国為替市場との関係

＊ 東京外国為替市場委員会との共同調査より要約

2015年11月25日

一般社団法人　金融先物取引業協会
調査部

一般社団法人
金融先物取引業協会

店頭FX証拠金取引　四半期出来高推移
～自主規制開始時から現在まで～

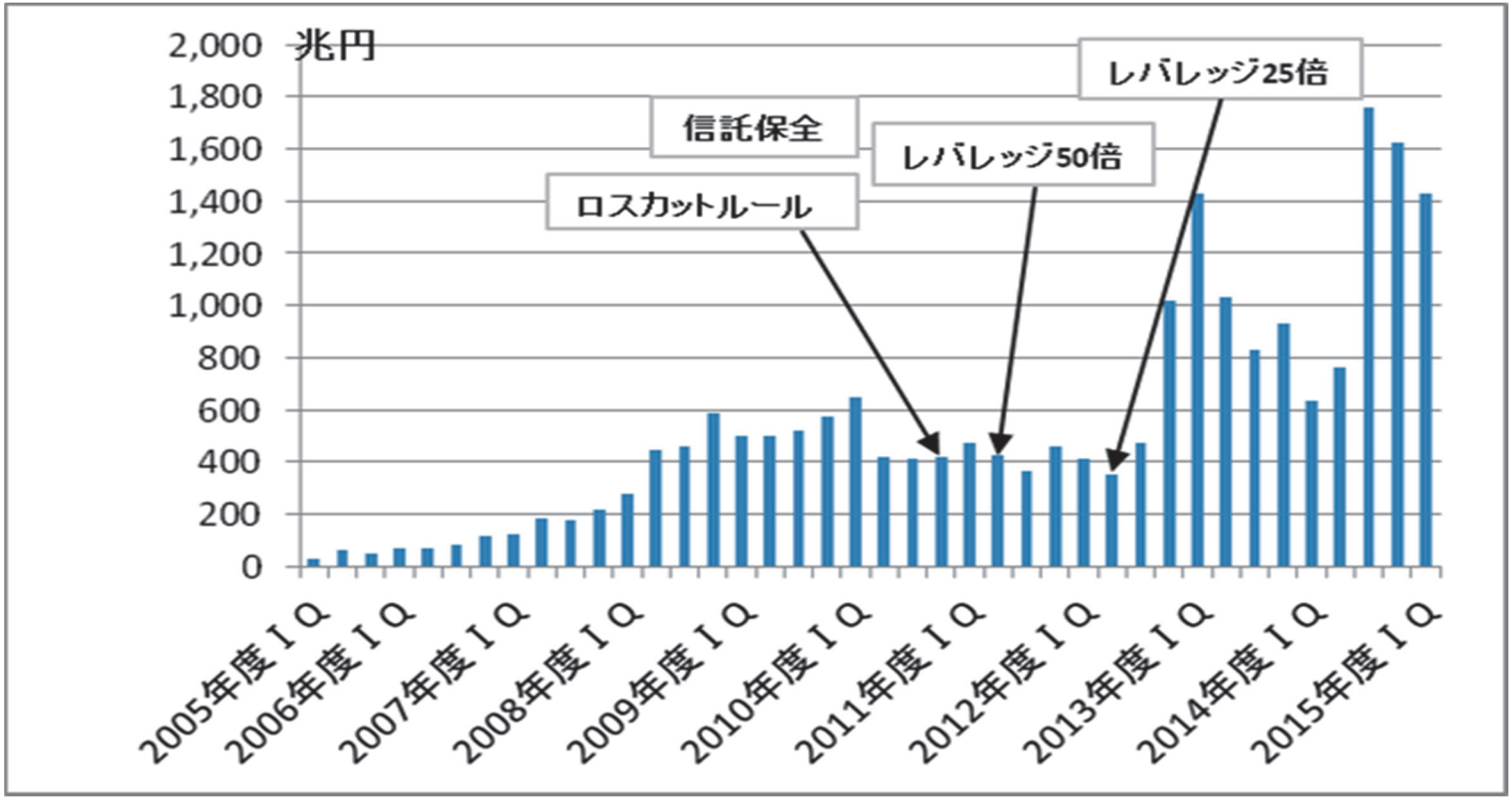

一般社団法人
金融先物取引業協会

本邦の外国為替証拠金取引の外国為替市場への影響

～東京外国為替市場委員会との定例共同調査結果より

東京外国為替市場のスポット取引と外部流通量との比較

（単位：億円、%）

調査年月	インターバンク市場		店頭FX証拠金市場			⑤ くりっく365取引額	③+⑤〈参考〉店頭FX証拠金取引から発生するカバー取引+くりっく365から発生するカバー取引（注1）
	東京外為市場委員会サーベイ公表結果		外部流通量（カバー取引額）				
	① スポット取引額	②うち対非金融機関顧客の取引（国内）	③外部流通量（カバー取引額）	④うち東京外為市場委員会報告対象金融機関との取引	④／②（%）		
2015年4月	3, 263, 748	1, 272, 232	1, 818, 843	1, 043, 167	82. 00%	32, 955	1, 851, 798
2014年4月	2, 347, 993	764, 693	986, 069	546, 098	71. 41%	23, 358	1, 009, 427
2013年4月	3, 077, 047	793, 050	2, 025, 760	537, 753	67. 81%	74, 806	2, 100, 566
2012年4月	1, 614, 486	319, 237	700, 288	312, 265	97. 82%	49, 157	749, 445

注1: 東京金融取引所が公表する月間取引数量に月末清算価格を乗じた値。（東京金融取引所のくりっく365を俯瞰すると、同取引は投資者とマーケットメイカーが相対する仕組みとなっており、店頭外国為替証拠金取引におけるカバー取引と同じ性質を有している。）

出所：東京外国為替市場委員会取引高サーベイに基づき協会が独自作成

本邦のFX証拠金取引の外国為替市場への影響
～FX証拠金業者に供給される4系統・2種の性格が異なる流動性～

CLOB：Central Limit Order Book，いわゆる電子ブローキング・システム。「クロッブ」
ESP：Executable Streaming Price, Bank Portalなどで配信されるプライス。「イーエスーピー」

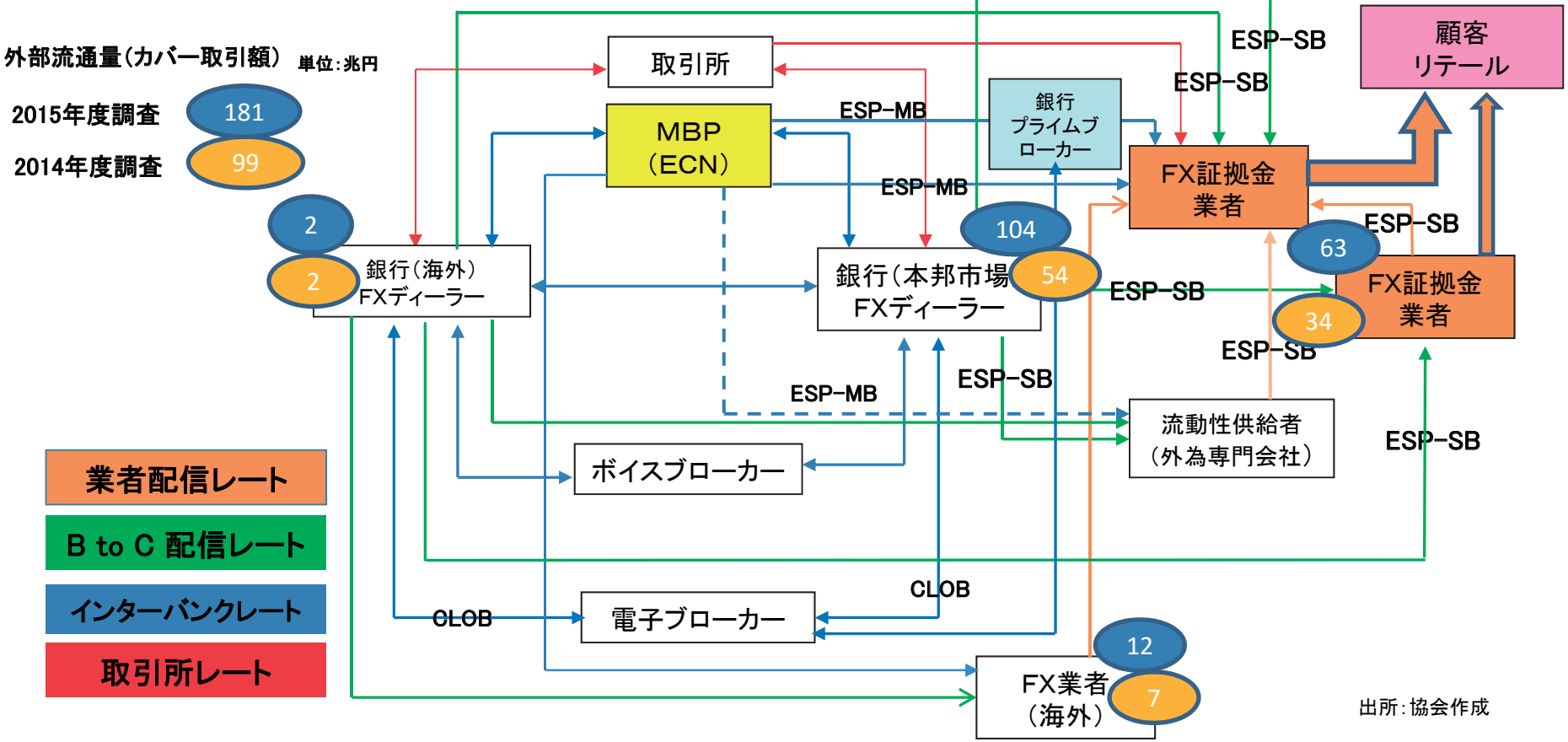

出所：協会作成

一般社団法人
金融先物取引業協会

Note:

外国為替市場における主な取引形態と価格

（1）インターバンク市場レート（インターバンクレート）
一般に『外国為替相場』と言われる取引価格の最も基礎をなす価格であり、最も信用リスクの低いカウンターパーティー同士が、各々の相場観、為替市場の変動状況にもとづき取引の発注（オーダー）ないしクオートをする価格である。仮に銀行間の取引であっても、カウンターパーティーの信用状況に差がある場合は、信用リスクプレミアムが価格に反映される場合がある。

（2）B to C　カバー取引レート（B to C 配信レート）
（1）のインターバンク市場レートを参照し、価格配信先の信用リスクや、市場のボラティリティーから算出されたBid Offer Spread （以下、スプレッド）に基づき、更に相場観等が加味されて作成された価格。
FX業者には通常この価格が配信される。

（3）取引所レート
マーケットメイク方式の場合は、投資家が発注した注文を、取引所でマッチングさせるために、マーケットメーカーから配信された価格。マーケットメーカーは、取引所との契約に基づき価格を配信する一定の義務があるため、配信価格には一定の制約があり、信用力の高いカウンターパーティー同士の相対で価格が決まる（1）のインターバンク市場レートとは異なる。

（4）FX業者から一般投資家（顧客）へ配信される基本レート（業者配信レート）
（2）のB to Cカバー取引レートをもとに、各社で予め決められた方法により生成され、顧客に配信される価格。

Note:

電子取引プラットフォームにおける価格配信の違い
～二系統3分類に大別することが可能～

CLOB：Central Limit Order Book,（クロッブ）

いわゆる電子ブローキング・システム。「クロッブ」

≪代表的なプラットフォーム≫EBS, トムソン・ロイターデータマッチング

・付け合せ時にはカウンターパーティー名は匿名

・取引単位は比較的大きな金額（百万通貨単位が標準）であり参加者は大手金融機関がメインとなる。ただし、PB名義でヘッジファンドが取引に参加することも可能

ESP-MBP：Executable Streaming Price-Multi bank Portal,（イーエス―ピー）

ECNなどで配信されるプライス

≪代表的なプラットフォーム≫Currenex、Bloomberg Tradebook、 Hotspot FX、360T、Fxall、Integral など

・基本的に、配信時、付け合せ時にカウンターパーティーを認識。ただし、一部のECNはダークプール機能を持ち、その中では匿名で取引を行う

・取引単位は比較的少額で、複数の金融機関やヘッジファンドが価格配信を行っている

ESP-SBP：Executable Streaming Price-Single Bank Portal,（イーエス―ピー）

Bank Portalなどで配信されるプライス

≪代表的なプラットフォーム≫アウトバーン（ドイツ銀行）、バックス（バークレイズ）など

・2当事者間での契約に基づく価格配信。価格の設定、取引単位等の条件設定は柔軟に対応が可能

一般社団法人
金融先物取引業協会

別添４

店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について

平成 27 年 8 月 31 日
一般社団法人 金融先物取引業協会　調査部

はじめに

一般社団法人 金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、東京外国為替市場委員会との共同調査として、毎年 4 月度を基準に店頭外国為替証拠金取引の取扱業者である会員を対象に、その店頭外国為替証拠金取引におけるビジネスモデル等の実態調査を行っている。

また、本協会は、本協会の会員各社における経営状態の動向調査を行うため、必要となる各種データ（本件では「モニタリングデータ」[1]をいう。） を本協会会員から定期的に収集している。

上記の実態調査で得られた内容をモニタリングデータを踏まえて集計及び分析を行い、以下のように、結果を取りまとめた。

第一部 2015 年 4 月度の店頭外国為替証拠金取引に関する実態調査について

1. 調査方法

2015 年 4 月 30 日時点で店頭外国為替証拠金取引を取扱業者である全ての会員（媒介のみの会員は除く）に対し、調査票（別添資料を参照のこと）に回答してもらう方法で行った。

2. 調査対象会員数

今回の調査対象会員数は 56 社となっており、前回調査に比べ、調査対象会員 [2]（以下、殊更説明及び記載しない限り、「会員」と記載）数は 5 社減少している。

図表１　調査対象会員数の推移

（単位：一社(一会員)）

2015 年	2014 年　注	2013 年	今回と前回との増減
56	61	59	-5

注：2014 年につき、訂正等（1 社追加）あり。

[1] 店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額は会員が金融当局に報告後、その写しを本協会に報告することとなっているモニタリング調査表を基に集計をした数値を使用しており、本協会が店頭 FX 月次速報にて公表している数値とは完全に一致するものではない点に注意されたい。

[2]以下、殊更説明及び記載しない限り、「調査対象会員」を「会員」と記載する。全ての店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が「調査対象会員」であるので、「店頭外国為替証拠金取引取扱業者」が「調査対象会員」と同義であるが、記載文脈上や見易さの点から、其々使い分けをしている点につき、ご了承されたい。

3. 集計結果

【項目 1】

①ビジネスモデル

今回の調査では店頭外国為替証拠金取引の取引成立に関するフロー等に着目し、その特徴に応じてビジネスモデルとして以下の「ビジネス分類表」に示した 24 形態（下記の表における組合せ番号（図表では「model No.」と記載）の総数）に分類している。

ビジネスモデル分類表

<table>
<tr><th>ビジネスモデル別の組合せ番号（model No.）</th><th>ホワイトラベル　注 1</th><th>価格の生成に利用するカバー取引先数　注 2</th><th>マリー（取引時間内）注 3</th><th>顧客約定とカバー取引のタイミング　注 4</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="12">該当せず</td><td rowspan="6">単数</td><td rowspan="3">あり</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>2</td><td>後</td></tr>
<tr><td>3</td><td>前</td></tr>
<tr><td>4</td><td rowspan="3">なし</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>5</td><td>後</td></tr>
<tr><td>6</td><td>前</td></tr>
<tr><td>7</td><td rowspan="6">複数</td><td rowspan="3">あり</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>8</td><td>後</td></tr>
<tr><td>9</td><td>前</td></tr>
<tr><td>10</td><td rowspan="3">なし</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>11</td><td>後</td></tr>
<tr><td>12</td><td>前</td></tr>
<tr><td>13</td><td rowspan="12">該当する</td><td rowspan="6">単数</td><td rowspan="3">あり</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>14</td><td>後</td></tr>
<tr><td>15</td><td>前</td></tr>
<tr><td>16</td><td rowspan="3">なし</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>17</td><td>後</td></tr>
<tr><td>18</td><td>前</td></tr>
<tr><td>19</td><td rowspan="6">複数</td><td rowspan="3">あり</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>20</td><td>後</td></tr>
<tr><td>21</td><td>前</td></tr>
<tr><td>22</td><td rowspan="3">なし</td><td>裁量</td></tr>
<tr><td>23</td><td>後</td></tr>
<tr><td>24</td><td>前</td></tr>
</table>

注 1：　他の為替ブローカー（FX 業者を含む）の管理する価格生成・約定の仕組みを利用し、自社の名称をもって顧客との取引を行う形態をいい、親会社の仕組みを利用する場合を含む。

注 2：　取引価格の生成に際して利用するカバーレートの発信元であるカバー取引先の数。実際にカバー取引を行うカバー取引先数ではない。通常時において、特定のカバー取引先 1 社のレートを基にして顧客との取引価格を生

成する場合を「単数」、価格生成の都度、複数のカバー先レートから選択あるいは合成した値を用いる場合を「複数」とする。

注3： 日中、顧客との取引により生じる価格変動リスクに対してマリーをもってコントロールする仕組みを有している場合を「あり」、ない場合を「なし」とする。又、日中における顧客との取引全量に対して原則としてすべてカバー取引を行っている場合は「なし」とし、日中における顧客との取引の一部についてはカバー取引を行わず、対当する他の顧客との取引による建玉を利用して価格変動リスクを減殺することがある場合は「あり」とする。

注4： 平時においては、顧客取引が成立した後にカバー取引を行う場合を「後」、カバー取引が先に成立したときに限り顧客との約定を行う場合を「前」、カバー取引を行うタイミングを顧客との取引成立の前後どちらでも行うことができる場合を「裁量」とする。顧客の注文の到来前に、カバー取引を行って自己ポジションを持ち、顧客の注文に対して自己ポジションを対当させることができる場合は「裁量」とする。STPなどの仕組みによりカバー取引の成立をもって顧客との約定が成立する場合は「前」とする。ホワイトラベルの場合は、委託先業者の採用するカバー取引のタイミングをもって「裁量」「後」「前」のいずれかを選択する。緊急時の対応は考慮しなくてよい。

②ビジネスモデルの分布状況

図表2は調査対象会員各社（全56社）における第一部3.【項目1】①のビジネス分類表に示したビジネスモデル（組合せ番号(model　No.)毎の採用数を示したものである。回答数の総数(延べ数)は66となっており、複数のビジネスモデル(組合せ番号(model　No.))を採用している会員があるため、調査対象会員の数を上回っている。

ビジネスモデル(組合せ番号(model　No.)毎の内訳をみると、組合せ番号8(model No.8)（ホワイトラベル形態ではない、複数のカバー取引先をもつ、マリー取引を行う、顧客約定後にカバー取引がなされるという条件を満たしているビジネスモデル）が16社(回答数に占める割合は約24%）となっている。又、組合せ番号16～18（model No.16～18）（ホワイトラベル形態に該当、カバー取引先が単一、マリー取引を行わないという条件を満たしているビジネスモデル）が計21社（採用回答数に占める割合は約32%）である。

図表3は、調査対象会員各社(全56社)で採用されるビジネスモデルが(組合せ番号(model No.))が単数（1つ）か複数か（2つ、3つ以上）に分類し集計した結果である。

図表 2　第一部 3. ①における各組合せ番号（model No. ）毎の会員各社の採用延べ数

（単位：一社（一会員））

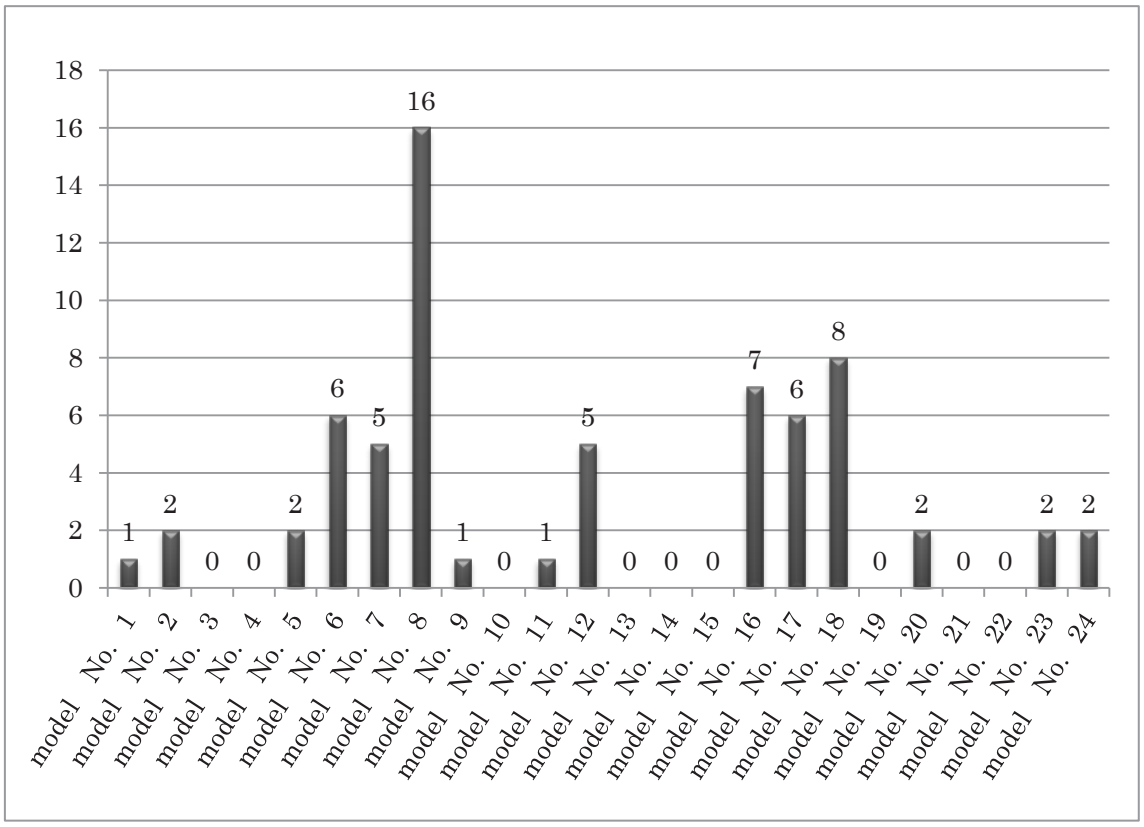

図表 3　会員各社が採用するビジネスモデルの数

（単位：一社（一会員））

採用するビジネスモデルが単一の会員	採用するビジネスモデルが複数（2 つのモデル）の会員	採用するビジネスモデルが複数（3 つ以上のモデル）の会員
47	8	1

③店頭外国為替証拠金取引額（顧客取引）順位と調査対象会員が採用するビジネスモデル

各調査対象会員を店頭外国為替証拠金取引における顧客取引額順に順位付けしたものを 3 つのグループ[3]に分け、そのグループごとに図表 2 と同様に 3. ①の各組合せ番号（model No.）毎の調査対象会員各社の採用延べ数を示したものが図表 4 である。

内訳をみると、第一グループは組合せ番号 6～8（model No.6～8）、第二グループは組合せ番号 6 及び 8 並びに 16 及び 17（model No.6、8、16、17）、第三グループは組合せ番号 12 及び 16～18（model No.12、16～18）を採用している調査対象会員が多い結果となった。

[3]調査対象会社における 2015 年 4 月度の店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を多い順に順位付けし、上位の 3 分の 1 を第一グループ（第 1 位～19 位）、次に多い 3 分の 1 を第二グループ（第 20 位～38 位）、残りの 3 分の 1 を第 3 グループ(第 39～56 位）としている。

図表 4　店頭外国為替証拠金取引額(顧客取引)順位グループ別の

第一部 3. ①の各組合せ番号(model No.)毎の調査対象会員各社の採用延べ数

(単位：一社(一会員))

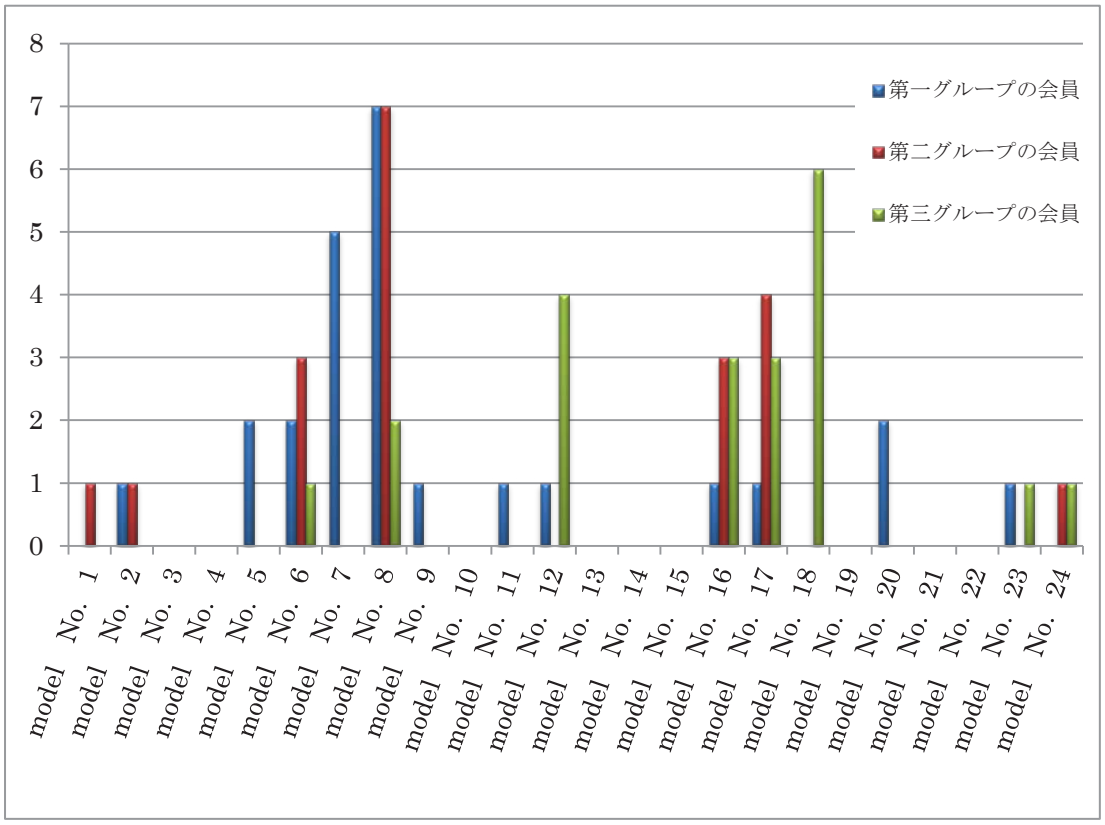

【項目 2】Prime　Broker(PB)[4]制度の採用有無とその利用額

① 調査対象会員における PB 制度の利用状況

図表 5 は Prime Broker (PB)制度の利用会員数、PB 制度利用契約数、PB 業者数及び PB 制度による店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表 6 は Prime Broker (PB)制度の利用につき新規、終了 (止め)、追加及び削減の別に分け会員数を示したものである。

[4] Prime Broker(PB)とは、会員とカバー先銀行との取引を中継し、会員とカバー先金融機関との取引（決済）について、Give Up または Tri-party Agreement に基づき、会員のポジションを Take Up する業者をいう。

図表 5 PB 制度の利用状況及び利用額

調査年月 注1	PB 制度利用会員数	PB 制度利用契約数（総計）	PB 業者数(純計)注2	PB 利用額(百万円)
2015 年 4 月	17	31	8	99,643,704
2014 年 4 月	16	30	7	52,764,799
2013 年 4 月	17	30	－	－

注 1: PB 業者数（純計）、PB 利用額は 2014 年 4 月度の調査より開始している。（図表 6 及び 7 も同じ）

注 2: 各報告対象会員が契約する PB 業者のうち、重複分を除いた値である。

図表 6 PB 制度の利用状況（新規、終了（止め）、追加及び削減の別）

（単位：一社（一会員））

調査年月	PB の利用を止めた会員	利用する PB を削減した会員	利用する PB を追加した会員	PB を新たに利用した会員
2015 年 4 月 注	0	3	3	1
2014 年 4 月	2	1	3	1

注： 2015 年 4 月につき、これ以外に PB 制度を利用していた会員（1 社）が廃業をしている。

②PB 業者の属性 [5]

図表 7 のとおり、店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が利用する PB 業者は、2015 年は 8 社であった。内、4 社の属性は「ｉ．東京外為市場委員会報告対象金融機関」であった。

図表 7 属性別における PB 業者の利用状況

（単位：一社（一業者））

調査年月	ｉ．東京外為市場委員会報告対象金融機関	ⅱ．日銀報告対象金融機関（ｉ．を除く）	ⅲ．中銀報告対象金融機関（海外）（ｉ及びⅱを除く）	左記ｉ～ⅲ以外国内業者	左記ｉ～ⅲ以外海外業者
2015 年 4 月	4	－	2	－	2
2014 年 4 月	6	－	1	－	－

【項目 3】自動売買ツール提供

①自動売買ツールの顧客への提供状況

図表 8 は 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における自動売買ツールを顧客に提供している会員数及び自動売買ツールを提供している場合、当該自動売買ツールが自社での開発、他者（自社外）での開発または両者の併用であるかを会員数で示したものである。

[5] PB 業者の各属性については、第 2 部 3．①の脚注を参照されたい。

図表 8　自動売買ツールを提供する会員数及び当該ツール開発元の属性別推移

（単位：一社(一会員)）

調査年月	自動売買ツールの提供会員数	提供する自動売買ツールの開発が自社、他者及び併用であるかの別		
		自社内	他者（自社外）	両者併用
2015 年 4 月	23	4	16	3
2014 年 4 月	21	3	16	2
2013 年 4 月	19	1	16	2

②自動売買ツールの影響

図表 9 は 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における調査対象全会員、各年月度の各調査にて自動売買ツールを提供している会員及び自動売買ツールを提供していない会員に区分し集計した其々の店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表 10 は 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供していた会員（12 社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額及び 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供していなかった会員（28 社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表 9　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額

（調査対象全会員、自動売買ツール提供有又は無の別による

2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における調査毎）

（単位:百万円、%）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減比（2015 年/2014 年）	増減比（2014 年/2013 年）	増減比（2015 年/2013 年）
	2015 年 4 月	2014 年 4 月	2013 年 4 月			
調査対象全会員	453,041,189	238,252,636	442,119,319	190.2%	53.9%	102.5%
自動売買ツール提供した会員	36,697,371	35,660,526	74,879,925	102.9%	47.6%	49.0%
自動売買ツール提供しない会員	416,343,818	202,592,110	367,239,394	205.5%	55.2%	113.4%

図表 10　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額

（2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供有又は無の会員別）

（単位：百万円、%）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減比（2015 年/2014 年）	増減比（2014 年/2013 年）	増減比（2015 年/2013 年）
	2015 年 4 月	2014 年 4 月	2013 年 4 月			
2013～2015 年 4 月度時の全てにおいて自動売買ツール提供していた会員（計 12 社）	17,130,333	11,449,894	26,778,376	149.6%	42.8%	64.0%
2013～2015 年 4 月度時の全てにおいて自動売買ツール提供していなかった会員（計 28 社）	371,513,201	191,871,505	343,366,676	193.6%	55.9%	108.2%

【項目 4】顧客への API[6]提供

①顧客への API 提供状況

図表 11 は 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における API を顧客に提供している会員数等を示している。

図表 11　API を提供する会員数の推移

（単位：一社（一会員））

調査年月	API 提供会員数	提供止め会員数	提供開始会員数
2015 年 4 月	15	0	8
2014 年 4 月	7	0	2
2013 年 4 月	5	－	－

②API 提供の影響

図表 12 は 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における調査対象全会員、各年月度の各調査にて API を提供している会員及び API を提供していない会員に区分し集計した其々の店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表 13 は 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における各調査にて、全て API を提供していた会員（5 社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額及び 2013

[6] 本件における API（Application Programming Interface ）とは、外部のソフトウエア（おもにシステムトレーディングシステム）とデータをやりとりするのに使用するインタフェースの仕様をいう。

年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における各調査にて、全て自動売買ツールを提供していなかった会員（39 社が該当）における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額を示したものである。

図表 12　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額

（調査対象全会員、API 提供有又は無の別による 2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における調査毎）

（単位：百万円、%）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減（2015 年/2014 年）	増減（2014 年/2013 年）	増減（2015 年/2013 年）
	2015 年 4 月	2014 年 4 月	2013 年 4 月			
調査対象全会員	453,041,189	238,252,636	442,119,319	190.2%	53.9%	102.5%
各調査年月度の API 提供している会社	81,606,353	24,711,589	50,594,975	330.2%	48.8%	161.3%
各調査年月度の API 提供していない会社	371,434,836	213,541,047	391,524,344	173.9%	54.5%	94.9%

図表 13　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額

（2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における各調査にて、全て API を提供有又は無の会員別）

（単位：百万円、%）

区分	店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額			増減（2015 年/2014 年）	増減（2014 年/2013 年）	増減（2015 年/2013 年）
	2015 年 4 月	2014 年 4 月	2013 年 4 月			
2013～2015 年 4 月度時の全てにおいて API 提供（5 社）	45,631,247	23,717,351	50,594,975	192.4%	46.9%	90.2%
2013～2015 年 4 月度時の全てにおいて API 提供なし（39 社）	368,748,935	193,445,472	355,380,916	190.6%	54.4%	103.8%

【項目 5】通貨オプションの状況

2013 年、2014 年及び 2015 年の 4 月度における、店頭外国為替証拠金取引の取扱会員における店頭通貨オプション取引（金融商品取引法の適用範囲となるものに限る。）の取扱会員数の推移は、図表 14 のとおりである。

図表 14　店頭外国為替証拠金取引の取扱会員における

店頭通貨オプション取引の取扱会員数

（単位：一社(一会員)）

区分	店頭通貨オプション取引取扱会員数	
		うち個人向け BO 取引取扱会員数　注
2015 年 4 月	10	8
2014 年 4 月	10	7
2013 年 4 月	8	6

注：個人向け BO とは、本協会規則「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」に規定される個人向け通貨バイナリーオプションのことをいう。

第二部　店頭外国為替証拠金取引におけるカバー取引に関する集計及び分析

1. 集計対象とするカバー取引及び会員の属性

店頭外国為替証拠金取引取扱業者である会員を業態別に集計した結果は、表 1 のとおりである。

表 1　業態別による店頭外国為替証拠金取引取扱業者である会員数の推移

（単位：一社(一会員)）

会員の属性（業態別）	2015 年 4 月	2014 年 4 月	2013 年 4 月	2012 年 4 月
登録金融機関	5	5	3	3
証券会社　注 1	30	31	30	34
金融先物取引専業者等　注 2	21	25	26	27
合計	56	61	59	64

注 1：証券会社とは、本協会の会員のうち、日本証券業協会の協会員（店頭デリバティブ取引会員および特別会員を含まない。）である者をいう。

注 2：金融先物取引専業者等とは、登録金融機関、証券会社以外の本協会の会員（商品先物取引業者を含む）をいう。

2. 本邦の外国為替証拠金取引の外国為替市場への影響

①取引の流れ

店頭外国為替証拠金取引の資金の流れには、顧客と店頭外国為替証拠金取引取扱業者の流れ（内部流通）と店頭外国為替証拠金取引取扱業者とカバー取引先業者間の流れ（外部流通）があり、店頭外国為替証拠金取引取扱業者内で外部とカバー取引を行わずに相殺されるマリー取引は内部流通として整理するものと考える。

また、日本国内で行われる外国為替証拠金取引のうち、国内取引所取引にあたる東京金融取引所のくりっく 365 を俯瞰すると、同取引は投資者とマーケットメイカーが相対する仕組みとなっており、店頭外国為替証拠金取引における外部流通と同じ性質を有している。

この（外国為替証拠金取引における）外部流通となる取引量（外部流通量）が増大するにつれ、カバー取引先（及びマーケットメイカー）を通じて、外国為替市場に何らかの影響を与える可能性を有するものと考えられる。

外国為替証拠金取引の外部流通量は以下の表 2 のとおりとなっている。

表 2　外国為替証拠金取引の外部流通量

(単位：億円、%)

調査年月	店頭外国為替証拠金取引				③ くりっく365 取引額 注 3,4	④外国為替証拠金取引の外部流通量総計＝②+③
	①顧客取引額 注 1	②外部流通量（カバー取引総額）注 2	②/①（%）	内部流通量=①－②		
2015 年 4 月	4,530,411	1,818,843	40.1%	2,711,568	32,955	1,851,798
2014 年 4 月	2,382,526	986,069	41.4%	1,396,457	23,358	1,009,427
2013 年 4 月	4,421,193	2,025,760	45.8%	2,395,433	74,806	2,100,566
2012 年 4 月	1,278,975	700,288	54.8%	578,687	49,157	749,445

注 1：モニタリングデータによる。本表では 2014 年 4 月の数値につき、平成 26 年 8 月 29 日付「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果」第 2 部の表 2 の同記載ではなく、これを訂正した数値にて記載している。（以下表 7 及び表 10 も同じ）

注 2：モニタリングデータによる。なお、ヘッジ取引など他の自己取引と区分が困難な会員については、ヘッジ取引などの取引額が含まれる。

注 3：東京金融取引所が公表する月間取引数量に月末清算価格を乗じた値。

注 4：2015 年 6 月 30 日現在の MM は 6 社（コメルツ銀行、ドイツ証券、バークレイズ銀行、ゴールドマン・サックス証券、野村證券、三菱東京 UFJ 銀行　）

②東京外国為替市場との比較

表 3 のとおり、外国為替証拠金取引の外部流通量総計は、東京外国為替市場におけるスポット取引額のうち、非金融機関顧客取引額（国内）を上回っている。

表 3　東京外国為替市場のスポット取引と外部流通量との比較

(単位：億円、%)

調査年月	東京外為市場委員会サーベイ公表結果 注 1		③外国為替証拠金取引の外部流通量総計（表 2 の④に同じ）	③／①(%)	③／②(%)
	① スポット取引額	②うち対非金融機関顧客の取引（国内）注 2			
2015 年 4 月	3,263,748	1,272,232	1,851,798	56.74%	145.56%
2014 年 4 月	2,347,993	764,693	1,009,427	42.99%	132.00%
2013 年 4 月	3,077,047	793,050	2,100,566	68.27%	264.87%
2012 年 4 月	1,614,486	319,237	749,445	46.42%	234.76%

注 1：表中の①及び②につき、東京外為市場委員会「「東京外国為替市場における外国為替取引高サーベイ」の結果について」中、「【参考計表】＜表 1＞」に記載されているスポット取引高に、日銀が公表する各年 4 月末日 17 時時点のドル円レート（12 年 4 月＝80.74 円、13 年 4 月＝97.83 円、14 年＝102.51 円、15 年＝118.91 円）を乗じた値を使用。

注 2：東京外為市場委員会「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」による、対非金融機関顧客の定義に準じている。同サーベイにおいて、外国為替証拠金取引業者との取引は、対非金融機関顧客取引に計上する旨の説明がされている。

3. 店頭外国為替証拠金取引のカバー取引状況

①属性別[7]によるカバー取引先業者及び利用状況

表 4 は、店頭外国為替証拠金取引取扱業者がどのような属性のカバー取引先業者とカバー取引をしているのかを示したものである。

カバー取引先業者に対する店頭外国為替証拠金取引取扱業者の利用業者数はカバー取引先業者 1 社（者）当たり平均で約 3.4 社（者）となっている。カバー取引先業者の属性別では、東京外為市場委員会報告対象金融機関においては 1 社（者）当たり平均で約 6.7 社（者）となっており、全体の値に比べて高い値となっている。

表 4 属性別による店頭外国為替証拠金取引取扱業者が相手先として利用するカバー取引先業者数及びカバー先取引業者を利用する店頭外国為替証拠金取引取扱業者の述べ数

（単位：一社(一会員)）

カバー取引先業者の属性	属性別によるカバー取引先業者数				カバー取引先業者を利用する店頭外国為替証拠金取引取扱業者数（延べ数）注 1			
	2015 年	2014 年	2013 年	2012 年	2015 年	2014 年	2013 年	2012 年
1. ①～③の合計	22	26	26	20	128	141	140	141
①東京外為市場委員会報告対象金融機関	17	19	21	15	114	124	109	110
②日銀報告対象金融機関（①を除く）	1	2	1	2	1	2	2	9
③その他中銀報告対象金融機関（海外）（①②を除く）	4	5	4	3	13	15	29	22
2. 上記 1. 以外のカバー取引先である業者（④及び⑤）合計	35	32	30	35	68	68	63	78
④国内業者	11	12	10	13	24	31	27	30
⑤海外業者　合計	24	20	20	22	44	37	36	48
米国	3	2	3	7	4	3	5	21
英国	9	9	9	7	16	14	13	8
シンガポール	4	4	4	4	16	15	14	14
オーストラリア	5	3	1	1	5	3	1	1
その他 注 2	3	2	3	3	3	2	3	4
総計	57	58	56	55	196	209	203	219

[7]「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」に参加（報告）する金融機関を「東京外為市場委員会報告対象金融機関」、3 年 1 度行われる日本銀行の「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ」（「外為・デリバティブ・サーベイ」）に協力する金融機関（ただし東京外為市場委員会報告対象金融機関を除く。）を「その他日銀報告対象金融機関」、他の国（地域）の中央銀行が行う「外為・デリバティブ・サーベイ」に協力する金融機関を「その他中銀報告対象金融機関（海外）」とし、その他のカバー先は、事業所の所在地により属性を分類している。

注１：店頭外国為替証拠金取引取扱業者が利用するカバー取引先を属性別に分類し、延べ数を集計した値。
注２：マレーシア、ニュージーランド、アイルランド、ベリーズ、キプロス、ＵＡＥ。

②カバー取引先業者の属性別から見たカバー取引額

表５は表４と同様にカバー取引先業者を属性別に分け、店頭外国為替証拠金取引取扱業者とカバー取引先業者間のカバー取引額を示したものである。属性別では、東京外為市場委員会報告対象金融機関がカバー取引額全体の 57.4%を占めている。

表５のカバー取引先業者の属性にて示している①、②及び④を国内カバー取引、③及び⑤を海外カバー取引として集計した結果が以下の表６である。

表５ カバー取引先業者の属性別によるカバー取引額

（単位：億円、%）

カバー取引先業者の属性	2015 年		2014 年		2013 年		2012 年	
	カバー取引額	全体比	カバー取引額	全体比	カバー取引額	全体比	カバー取引額	全体比
1. 金融機関(①～③のカテゴリーに含まれる金融機関)	1,066,640	58.6%	562,145	57.0%	872,994	43.1%	334,156	47.7%
①東京外為市場委員会報告対象金融機関	1,043,167	57.4%	546,098	55.4%	537,753	26.5%	312,265	44.6%
②日銀報告対象金融機関（①を除く）	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
③中央銀行報告対象金融機関（海外）（①②を除く）	23,472	1.3%	16,047	1.6%	335,241	16.5%	21890	3.1%
2. その他のカバー先（1. 以外のもの）	752,202	41.4%	423,923	43.0%	1,152,765	56.9%	366,131	52.3%
④国内業者	636,729	35.0%	347,362	35.2%	929,451	45.9%	234,011	33.4%
⑤海外業者　合計	115,473	6.4%	76,560	7.8%	223,314	11.0%	132,120	18.9%
米国	38,953	2.1%	9,942	1.0%	18,808	0.9%	65,953	9.4%
英国	36,862	2.0%	32,667	3.3%	60,095	3.0%	31,861	4.5%
シンガポール	18,156	1.0%	29,775	3.0%	136,950	6.8%	29,604	4.2%
オーストラリア	20,976	1.2%	3,089	0.3%	5,972	0.3%	3,781	0.5%
その他　注	525	0.0%	1,084	0.1%	1,486	0.1%	918	0.1%
総計	1,818,843	100.00%	986,069	100.0%	2,025,760	100.0%	700,288	100.0%

注：マレーシア、ニュージーランド、アイルランド、ベリーズ、キプロス、ＵＡＥ。

表 6　カバー取引額の推移（国内、海外）

（単位：億円、%）

調査時点	カバー取引額（合計）	国内カバー取引		海外カバー取引	
		取引額	全体比	取引額	全体比
2015 年 4 月	1,818,843	1,679,896	92.4%	138,946	7.6%
2014 年 4 月	986,069	893,460	90.6%	92,607	9.4%
2013 年 4 月	2,025,760	1,467,204	72.4%	354,049	17.5%
2012 年 4 月	700,288	546,276	78.0%	87,843	12.5%

③店頭外国為替証拠金取引の取引額から見たカバー取引額

店頭外国為替証拠金取引の取引額（顧客取引額）と併せてカバー取引額を示すべく、各年調査月における店頭外国為替証拠金取引の取引額（顧客取引額）を店頭外国為替証拠金取引取扱業者別に順位付けし、さらにその順位毎に 6 つのクラス分け（例：第 1～3 位　等）を行い、集計した結果は表 7～表 10 のとおりである。

表 7　店頭外国為替証拠金取引額（顧客取引額）（顧客取引額順位による各クラス別）

（単位：億円）

調査年月	第 1～3 位	第 4～10 位	第 11～20 位	第 21～30 位	第 31～40 位	第 41 位～	合計
2015 年 4 月	2,476,761	1,367,613	497,839	134,886	46,896	6,415	4,530,411
2014 年 4 月 注	1,294,840	675,578	306,871	70,005	27,084	8,145	2,382,526
2013 年 4 月	2,093,296	1,523,692	586,132	163,396	49,501	5,173	4,416,019
2012 年 4 月	559,208	438,497	176,432	71,185	28,150	5,500	1,278,975

注: 表 2 の注 1 に同じ

表 8　店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額順位による各クラス別の店頭外国為替証拠金取引取扱業者におけるカバー取引額

（単位：億円）

調査年月	第 1～3 位	第 4～10 位	第 11～20 位	第 21～30 位	第 31～40 位	第 41 位～	合計
2015 年 4 月	405,016	902,433	337,143	128,655	39,271	6,323	1,818,843
2014 年 4 月	264,476	354,287	275,918	58,878	24,419	8,089	986,069
2013 年 4 月	467,500	863,764	519,334	122,196	47,995	4,969	2,025,760
2012 年 4 月	64,558	390,440	144,234	63,204	33,150	4,699	700,288

表 9　カバー取引総額に対する店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額順位による各クラス別のカバー取引額の割合

（単位：%）

調査年月	第 1～3 位	第 4～10 位	第 11～20 位	第 21～30 位	第 31～40 位	第 41 位～
2015 年 4 月	22.3%	49.6%	18.5%	7.1%	2.2%	0.3%
2014 年 4 月	26.8%	35.9%	28.0%	6.0%	2.5%	0.8%
2013 年 4 月	23.1%	42.6%	25.6%	6.0%	2.4%	0.2%
2012 年 4 月	9.2%	55.8%	20.6%	9.0%	4.7%	0.7%

表 10　店頭外国為替証拠金取引額（表 7）に対するカバー取引額（表 8）の割合（店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額順位による各クラス別）

（単位：% 注 2）

調査年月	第 1～3 位	第 4～10 位	第 11～20 位	第 21～30 位	第 31～40 位	第 41 位～
2015 年 4 月	16.4%	66.0%	67.7%	95.4%	83.7%	98.6%
2014 年 4 月 注	20.4%	52.4%	89.9%	84.1%	90.2%	99.3%
2013 年 4 月	22.3%	56.7%	88.6%	74.8%	97.0%	96.1%
2012 年 4 月	11.5%	89.0%	81.8%	88.8%	117.8%	85.4%

注：表 2 の注 1 に同じ

注 2：カバー取引先業者の変更による建玉移替え及び過誤取引等の理由により、カバー取引額が店頭外国為替証拠金取引額を上回る（100%を超える）場合もある。

まとめ（総評及び考察等）

この度の調査における、まとめ（総評及び考察等）は以下のとおりである。

店頭外国為替証拠金取引の取扱業者における店頭取引外国為替証拠金取引の成立に関するビジネスモデルでは、店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額の多い業者はカバー先を複数持ち、マリー取引を行う形態をとっており、店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額の少ない業者はホワイトラベルを採用し、カバー先は単一でマリーは行わない形態をとっている店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が多いことが見受けられた。マリー取引の有無は店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額に対するカバー取引額の割合からも、店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額の少ない業者の方がカバー取引額の割合が高いことからも裏付けられるものと考えられる。

PB 制度については、目立った変化は見受けられないようであった。PB 業者に目を向けてみると、店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が利用する PB 業者は 8 社であったが、内、5 社は本邦（日本）で銀行業の免許（外国銀行支店含む）を受けている（グループ内の企業が当該免許を受けていることを含む）業者であったことから、概して多くの店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が利用する PB 業者は、少なくとも本邦（日本）での銀行業の免許要件である資本金を有する（又は、当該資本金がその PB 業者の属するグループ企業に有する）業者であることが推察される。

自動売買ツール及び API については、いずれも導入する店頭外国為替証拠金取引の取扱業者が増加している（数字的には API の方がやや目立つ）ものの、その顧客への提供の有無における店頭外国為替証拠金取引の顧客取引額との因果関係は見受けられなかった。つまり、自動売買ツール及び API の導入が顧客の取引を促すような効果があったのかという点から見て、当該調査上ではその効果があったという結果は得られなかった。

店頭外国為替証拠金取引は、東京外国為替市場における東京外為市場委員会サーベイ公表結果で示されているスポット取引のうち、店頭外国為替証拠金取引取扱業者の多くが内包されるであろう対非金融機関顧客の取引（国内）が増加していること、及び店頭外国為替証拠金取引の外部流通量は当該対非金融機関顧客の取引（国内）額を上回っていることから、外国為替市場に対し、一定の影響を及ぼしているものと考えられる。

属性別によるカバー取引先業者並びに利用状況及びカバー取引額を見ると「東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」に参加（報告）する金融機関が占める割合が他の属性に比べ大きいことは今回の調査でも例年と同様に継続しており、既にカバー取引を通じた店頭外国為替証拠金取引取扱業者と東京外為市場委員会における外国為替取引高サーベイ」に参加（報告）する金融機関とのビジネス上の関係が構築されていることが伺える。

（FFAJ 調査部：倉形）

・一般社団法人　金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成しているが、必ずしもそれを保証するものではない。

・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人　金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとする。

Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

・　平成27年度年央報告

はじめに

平素、本協会への暖かい御指導を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

既にご高承のところと存じますが、本協会は平成元年に金融先物取引法第104条において委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とし、民法第34条の規定により設立されました。その後、平成17年よりの外国為替証拠金取引等の個人投資家向け商品への所管拡大、平成19年9月における金融先物取引法から金融商品取引法への自主規制業務の根拠規定の移行、平成24年4月における民法法人から一般社団法人への法人格の移行という経過を辿る中で、平成19年6月「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」、同年7月「金融規制の質的向上について（ベター・レギュレーションへの取組み）」、平成20年4月「金融サービス業におけるプリンシプル」等の自主規制についての大きな変化や、度重なる経済市場環境の変動に対応しつつ、商品別の認定金融商品取引業協会（自主規制団体）として活動しています。このことから、会員構成も、業種業態横断的なものとなっており、これらは協会活動の上で大きな特徴となっています。

協会業務運営に当たっては、平成20年度以来、ベター・サービスへの志向を基本的指針として掲げ、会員のご理解による体制整備の効果を生かせるよう、各般の努力を重ねていますが、商品別、横断的な自主規制団体という特徴を踏まえつつ、そのあり方を研ぎ出すことが、現時点においても、常に求められていると受け止めております。

他方、この間において、平成17年度よりは、国から外務員登録事務の委任を受け、また、平成26年度よりは、金融庁長官から認定個人情報保護団体としての認定を受けたところです。また、平成21年度より24年度において、協会事務局の体制整備が行われました。今年度においては、一般社団法人移行に伴う公益目的支出計画の最終年度が進行しており、先月末時点での月別決算状況に顧みれば、決算終了後の関係方面の認定を経て、当初予定通り計画が完了し、一般社団法人への移行が完了することとなります。

一般社団法人への移行の検討に際して、収支両面の対策により中長期的に財務均衡を図ることとされ、収支両面による努力を重ねられる中で、著しい変化が継続するわが国の市場環境において、認定金融商品取引業協会に向けられる諸要請に対応し、会員からのご意見に応えるべく、今年度においても、登録事務の改善、投資教育などの新規事業にも積極的に取組んでいます。これらの過程を通じまして、会員、当局の皆様から常に頂戴している、暖かいご支援ご理解に、改めて、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも協会運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以下、本年度のこれまでの協会の活動について年央報告を申し上げます。あわせて、事務局職員の努力のほどをあわせお汲み頂ければ幸甚です。

第一部　概況

1. 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）です。

（平成元年創立以来の協会の系譜については、**別紙1「金融先物取引業協会の系譜」**参照）

⑴　一般社団法人

本協会は、平成24年4月1日より「一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。

⑵　認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

①　法人格移行に際しては、移行後も以前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。（平成23年度事業報告書三C1⑸「その他移行関連事項」参照）。

②　なお、金融商品取引法の移行に先立ち、平成19年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）」においては、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

⑶　認定個人情報保護団体

本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認定個人情報保護団体の認定を受け、同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」が施行（同年3月27日理事会決定）されるとともに、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等の受付等の、認定個人情報保護団体としての業務を開始しました。

⑷　国からの受任事務（外務員登録事務）

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

⑸　会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

2. 協会の概要

⑴　本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。（定款第3条）

⑵　会員等の状況

平成27年9月30日現在、本協会の会員は145社、特別参加者は9社です。

会員等の状況については、「第五部（一）会員等の状況」をご参照下さい。

（ア）　会員の状況

平成27年度上期の会員の異動は、入会なし、退会4社（合併による消滅1社）がありました。

（イ）　特別参加者の状況

特別参加者については、資格を変更したことによる1社の異動（減少）がありました。

（注）　特別参加者は、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。（平成24年11月22日第8回理事会決定）

特別参加者は、会員と同様にKinsaki-netの利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

⑶　法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律（第四部（三）2.⑴「規律委員会」参照）の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

（注）　このほか、外国為替証拠金取引（FX）取扱い会員全社による全体会合が開かれました。（第四部（二）2.⑴「FX幹事会」参照）

⑷　総会、理事会等の開催状況

（ア）　平成27年度上期における総会、理事会、委員会等の開催状況は、次のとおりです。

①　総会　1回（通常総会）

②　理事会　5回

③　業務委員会・部会　2回（業務部会　2回）

④　自主規制委員会・部会　4回（自主規制委員会　2回・業務部会　2回）

（注）　審議内容等は**別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」**のとおりです。また、平成27年度上期の開催状況については**別紙4「平成27年度会議日程（実績及び予定）」**を参照ください。

（イ）　総会、理事会等の運営に当たっては、一般社団法人として機関決定手続きの効率化、適正化を図るための努力を継続しており検討、着手できるものから実施しています。

①　日程の早期確定（平成24年より）

②　電話会議対応体制（平成25年5月理事会より）

③　総会運営の適正化のため、顧問弁護士の総会出席（平成25年度より）

（ウ）　金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しています（平成27年10月21日開催、第7回）。

3.　本協会所管金融商品取引の概況

⑴　全体（平成27年4月より6月まで）

平成27年度第1四半期の金融先物取引は、その原資産となる通貨レートや金利の変動が比較的穏やかであったことから、出来高が減少する傾向が見られました。このうち取引所金融先物取引につきましては、国内取引所外国為替証拠金取引の出来高が平成26年度第4四半期と比べて5.6％増加するなど、国内外ともに通貨関連取引の出来高は増加しましたが、金利関連取引は減少しました。店頭取引につきましては、通貨関連取引、金利関連取引ともに減少し、このうち店頭外国為替証拠金取引は平成26年度第4四半期と比べて12.0％の減少となりました。

平成27年度第1四半期末日における建玉残高は、国内取引外国為替証拠金取引建玉残高が平成26年第4四半期と比べて48.8％増加しましたが、そのほかの取引による建玉残高は取引所取引、店頭取引ともに減少しました。

なお、平成27年7月からの金融先物取引市場は、FRBによる金利引き上げ観測や、世界的な景気後退懸念などを背景に不安定な展開となり、平成27年8月24日には、南アフリカランドの急落と、その後の円の突発的な急騰が重なり、外国為替証拠金取引において多数の顧客に証拠金を上回る損失が発生するなどの事象が見られましたが、その後の相場は落ち着きを取り戻しました。

出来高　地域別（国内、海外）

期　間	取引所取引				店頭取引（国内）	
		国内		海外		
			うちFX			うちFX
	枚	枚	枚	枚	億円	億円
当四半期*	17,550,635	11,305,752	10,163,584	6,244,883	14,315,604	14,262,305
前四半期	19,083,006	10,970,053	9,616,873	8,112,953	16,278,386	16,223,910
増減（前期比）	−8.0%	3.0%	5.6%	−23.0%	−12.0%	−12.0%

*いずれも平成27年度第1四半期

出来高　商品タイプ別

市　場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	うちFX	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	1,142,168	0	4,964,030	1,241,720	10,163,584	10,163,584	0	34,133	5,000
	1,353,180	0	6,289,525	1,801,170	9,616,873	9,616,873	0	22,258	0
	−15.5%	−	−21.0%	−31.0%	5.6%	5.6%	−	53.3%	−
店　頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	−	−			14,276,940	14,262,305	38,663		
	−	−			16,234,873	16,223,910	43,513		
	−	−			−12.0%	−12.0%	−11.1%		

期末建玉　商品タイプ別

市　場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	うちFX	ｵﾌﾟｼｮﾝ	先物	ｵﾌﾟｼｮﾝ
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	488,553	200	3,448,659	844,578	1,661,639	1,661,639	0	4,055	2,000
	568,293	200	3,309,248	919,701	1,116,406	1,116,406	0	3,810	0
	−14.0%	0.0%	4.2%	−8.1%	48.8%	48.8%		6.4%	
店　頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	−	−			80,717	75,065	107,105		
	−	−			81,367	76,372	108,769		
	−	−			−0.7%	−1.7%	−1.5%		

(2)　個別商品取引関係

外国為替証拠金取引の概況

市　場	期　間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客預託金 億円	預託証拠金倍率＝①÷② 倍	取引実施口座数
東京金融取引所（クリック365）	当四半期*1	117,051	18,687	3,117	5.9	28,058
	前四半期*2	111,563	12,685	2,743	4.6	26,567
	増減	4.9%	47.3%	13.6%	1.3	5.6%
店頭取引	当四半期	14,262,305	75,065	13,923	5.3	730,191
	前四半期	16,223,910	76,372	13,257	5.7	719,454
	増減	－12.0%	－1.7%	5.0%	－0.4	1.4%
合計	当四半期	14,379,356	93,752	17,040	5.5	758,249
	前四半期	16,335,473	89,057	16,000	5.5	746,021
	増減	－11.9%	5.2%	6.4%	0	1.6%

*1　当四半期末は、平成27年度第1四半期末時点、取引金額は平成27年4月から6月までの累計
*2　前四半期末は、平成26年度第4四半期末時点、取引金額は平成26年1月から3月までの累計
その他個別商品に関する市場動向については一般向け協会ホームページ
http://www.ffaj.or.jp/performance/index.html）をご参照ください。

第二部　事業計画の概要

平成27年度上期における本協会の事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

（平成27年度における本協会の活動状況の詳細については、**別紙5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」**参照）

平成27年度事業計画の進捗状況

平成27年度事業計画の概要				
平成27年度事業計画	内　容 （□：23年度新規事業の継続、△：24年度新規事業の継続、 ○：平成25年度新規事業の継続、◎：26年度新規事業の継続、 新規：27年度新規事業）			進捗状況
1.　金融先物取引業務の適正化 〔会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験等の実施〕	1.1		会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	電話等による相談等に対する指導等の実施
	1.2		自主規制規則の制定・改廃の実施	「外務員登録等に関する規則」等、「個人情報の保護に関する指針」の一部改正
		△	(1)自主規制規則関係アンケートの実施	26年度における意見等はなかった。 27年度における自主規制関係アンケートは下期に実施予定 ・アフィリエイト広告・比較（ランキング）広告の利用状況に関するアンケート実施。 ・金融モニタリングレポートに関する調査実施
		◎	(2)パブリックコメントの実施	上期の実施なし
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号	1.3		内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	上期の受験者数　　195名
2.　金融先物取引市場の調査、研究 〔内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成（主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等）〕	2.1		金融先物取引に関する内外動向調査	
			(1)新制度及び新商品などの状況把握	
		○	(2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理（マッピング）	
			(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信	
	2.2		金融先物取引業に関わる各種統計情報の整備	
		新規	(1)統計情報報告システムの改良・データベースの改善	「「金融先物取引出来高状況表」の報告・記載要領」を全面的に改訂し、定款施行規則第3条報告にかかる実務をカバーした「金融先物取引状況等報告書記載要領」を作成し、リリースした。
			(2)自主規制向けモニタリングデータとの統合分析	

平成27年度事業計画の概要				
平成27年度事業計画	内　　容 （□：23年度新規事業の継続、△：24年度新規事業の継続、 ○：平成25年度新規事業の継続、◎：26年度新規事業の継続、 新規：27年度新規事業）			進捗状況
	2.3		外部学術機関との連携	
		◎	(1)投資教育に関する海外書籍の翻訳及び監修	前年度にした米国先物外務員登録試験のテキスト（Futures and Options（The Institute For Financial Markets社刊）の翻訳は第7章までの仮訳が終了しており、本年度内には対象章の仮訳を終えることを目指す。
		□	(2)店頭外国為替証拠金取引における注文執行の仕組みと法理（スリッページを中心として）	本年度下期に他の学術連携の成果と合わせて公表を予定
		○	(3)外国為替証拠金取引における投資者の行動分析	
	2.4	◎	投資教育の体系的整備	
		新規	金融先物取引従事者・投資家等への基本的学習教材の編纂、投資家への投資知識などの情報の伝達等を含む中長期的計画策定等を検討するため、以下の事業を行う。 ①　翻訳事業、 ②　内外における先行事例の情報収集や意見交換、 ③　投資家層の把握調査の準備など	昨年度より開始した翻訳事業及び投資教育関連資料編纂事業を通じて、金融literacyに対する知見が高まったことから、両事業を統合し、かつ、自主規制機関としての本協会における、金融literacy上の役割を再整理して本事業計画を更新する必要があるとの認識に至たことから、現在、事務局内にて、その準備作業を開始した。
	2.5		外部機関との連携	
			(1)海外関係団体との交流、情報交換	
定款第4条第1項第2号			(2)外部統計機関（金融・資本市場統計整備連絡協議会など）、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携	
3.　法令規則等の遵守状況の監査 〔会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施〕	3.1		計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施	
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応	財務モニタリング結果を踏まえた特別調査を実施（1社）
		○	(2)財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施	月次モニタリング及び随時ヒアリング実施（10社）
			(3)効率的な単独監査の実施	単独監査を実施（5社）
			(4)取引所との合同監査の実施	合同監査を実施（2社）
			(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化	
	3.2		概況・確認調査の円滑・適切な実施 （概況調査の対象及び内容を拡充）	概況・確認調査を実施（3社）
	3.3	○	仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施	上期該当なし

平成27年度事業計画の概要				
平成27年度事業計画	内　　容 （□：23年度新規事業の継続、△：24年度新規事業の継続、 ○：平成25年度新規事業の継続、◎：26年度新規事業の継続、 新規：27年度新規事業）			進捗状況
定款第4条第1項第3号	3.4	○	個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施	特別監査を実施（3社）
4.　苦情・紛争の処理 〔会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん〕	4.1		証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携	・月次であっせん、相談、苦情について報告受領 ・月次で関係5団体と情報交換等の実施 ・会員入退会の際、FINMACへの連絡の実施（名簿）
	4.2	□	金融ADR制度への継続参加	証券・金融商品あっせんセンターとの情報交換
定款第4条第1項 第4号、第5号、第6号	4.3	◎	認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施	個人情報苦情相談室による受付 （27年度上期実績零件）
5.　外務員の登録事務 〔金融庁長官から委任された外務員の登録の実施〕	5.1		外務員登録事務の円滑・適正な実施	・Kinsaki-netへの「外務員情報」機能の追加作業実施 ・上期登録者数　7,930名
	5.2		外務員資格試験の円滑・適切な実施	上期受験者数　　510名
定款第4条第1項第7号	5.3		外務員更新研修の円滑・適切な実施	上期受験者数　　169名
6.　広報、刊行物の発行 〔金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行〕	6.1		刊行物発行事業の円滑・適正な実施 （電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し）	「金融先物取引の知識」等のオンデマンド出版、会報の定期的発行
	6.2		Kinsaki-netを利用した適時･適切な情報発信の充実（会員向け）	・通知文書、お知らせ・トピックスのタイムリーな発信
	6.3		一般向けWEBサイトを経由したデリバティブ投資知識の普及（一般向け）	
定款第4条第1項第8号	6.4		協会史編纂	協会史編纂のための資料収集
7.　金融先物取引業務の改善合理化 〔会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施〕	7.1		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施	
			⑴金融商品別（FX幹事会等）施策の充実	FX取扱会員による「外国為替証拠金取引取扱業者による全体会合」の開催
			⑵チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備	上期該当なし
			⑶その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化	上期該当なし
定款第4条第1項第9号	7.2		会員の事務負担合理化等の見地からのQ＆A事業の推進と拡充（広告等に関するQ＆A、既存Q＆Aの改正）	上期該当なし

平成27年度事業計画の概要				
平成27年度事業計画	内　　容 （□：23年度新規事業の継続、△：24年度新規事業の継続、 ○：平成25年度新規事業の継続、◎：26年度新規事業の継続、 新規：27年度新規事業）			進捗状況
8.　教育、研修 〔会員の役職員等に対する教育、研修の実施〕 定款第4条第1項第10号	8.1		規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
			⑴会員専用WEBサイト（Kinsaki-net）の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	「外務員情報」機能の追加作業実施
		□	⑵ITを活用した教育、研修の検討	
9.　会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項第11号、第12号	9.1		会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施	金融庁、関東財務局との3者定期意見交換会の実施 10月21日「金融庁との意見交換会」を実施予定
	9.2		金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等	各機関の実施する会議等への参加
	9.3	□	第二種金融商品取引業協会への協力	第二種金融商品取引業協会の後援会員として参加
	9.4	新規	日本証券経済研究所への助成	中立・専門的な立場で金融商品、金融・資本市場等の研究調査を行う「日本証券経済研究所」への助成
10.　法令に基づく主務大臣等への協力 定款第4条第1項第11号、第13号	10.1		連絡、協力事業の適切な実施	・定期意見交換会の実施 ・会員への周知依頼の実施 ・法律等に基づく役員・会員の異動などの報告
11.　内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進	11.1	△	一般社団法人としての着実な業務運営の実施	「公益目的支出計画」の内閣府公益認定等委員会への提出
	11.2		協会事務局体制の効率的整備	「個人情報苦情相談室」の設置により整備完了
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進	
			⑴協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等	下期にKinsaki-netのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムの移行等の実施を予定
			⑵出版等の更なる効率化の検討等	オンデマンド出版の推進
	11.4	○	会員、外務員等の処分規定の見直し	
	11.5	△	処分手続きの見直し等に伴う事務体制の検討	
	11.6	△	金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施	金融商品仲介業登録　　4名
定款第4条第1項第14号	11.7		協会役職員に対する教育、研修（監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等）の実施	・監視委員会主催研修　7月（2名参加） ・公益法人協会主催研修 ・職員資格取得支援（CIA等）　等

第三部　法人管理関係

（一）　事務局の概要

⑴　人員

本協会は、4部（総務、業務、監査、調査）体制をとり、職員数（平成27年9月末現在）は22人（うちパート2名）です。

（別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

・平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を計画

・その後、事務量見直しに基づく計画見直をしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、平成24年度にほぼ一巡。

・体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果

（ア）　平成26年10月6日付で事務局長が定款第41条第3項による「重要な使用人」として理事会の決議を経て発令されています。

（イ）　金融庁証券取引等監視委員会出向

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1名が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

⑵　機構

（ア）　事務局長代行の設置

平成24度における事務局の組織及び事務分掌等規程の改正（平成24年3月14日第13回理事会決定）に伴い、事務局長代行を設置し、平成24年4月1日付で次のとおり発令し、現在も継続しています。

①　総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長

②　自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

（イ）　連絡調整会議等

平成22年度から引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議を、週2回開催しています。また、自主規制施策についての検討を行うため、随時、企画会議を開催することとしています。

（ウ）　連絡窓口

協会運営に当たって、会員・行政との連絡の適確化、効率化を図る見地から会員・行政との連絡窓口を以下のように定め、意思疎通等の徹底を図っています。

①　行政窓口　総務部長（法人管理事業関係）、監査部長（自主規制事業関係）

②　会員窓口　調査部長

（エ）　認定個人情報保護団体の認定に伴う個人情報苦情相談室の設置

本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認定個人情報保護団体の認定を受け、同日付で、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等を受け付けるなど、認定個人情報保護団体としての業務を開始しています。

平成27年上半期における相談・苦情等は零件でした。

（オ）　文書担当の設置

本協会が外部に発出する対外的な文書は、平成26年7月に総務部に設置された文書担当において、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかの合議を経たのちに発出することとしております。

⑶　所在地

（ア）　主たる事務所

〒101－0052

東京都千代田区神田小川町1－3

NBF小川町ビルディング

代表TEL（03）5280－0881

各部代表TEL　総務部

（03）5280－0881、0889

業務部（03）5280－0882
調査部（03）5280－0884
監査部（03）5280－0883
FAX（03）5280－0895
URL　http://www.ffaj.or.jp/
http://www.ffaj.or.jp/en

（イ）　支部

支部は置かれていません。

（二）　災害対策関係、事業継続計画等

⑴　本協会の事業継続計画

（ア）　本協会の事業継続計画（BCP）については、従前より「災害対策要綱」（平成23年3月15日）に基づき運用してきましたが、平成25年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成26年3月7日より運用を開始しています。

（イ）　平成27年上半期において、本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置事例はありませんでした。

（ウ）　訓練については、本協会が入居しているビルの管理会社が実施する消防訓練に合わせ、本協会の事業継続計画に基づいた非常時対策本部を設置し、役職員の避難及び当該本部の運用フロー等を確認する訓練を実施しています。

⑵　節電対策

平成27年度の夏季においては、当局から、「2015年度夏季の電力需給対策について」（電力需給に関する検討会合決定）に基づく電力の需要抑制に取組むよう要請があり、会員へ周知するとともに、本協会においても、前年度に続き定着している節電の取組みを継続しました。

（三）　事務局における個人情報の取扱い

本協会では内部規定に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。

また、年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、平成27年度は、下期に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受ける予定です。

（四）　職員資質向上

ベターサービスの志向と、職員資質の向上は不即不離であるとの認識から、協会役職員の専門的知識・技能を向上するための研修に努めています。

平成27年度においては、以下の研修を実施することとしています。

⑴「業務上必要な職員の研修等に関する基準」による研修

（ア）　公認内部監査人（CIA）資格取得講座受講　監査部職員等（継続）4名

（イ）　公認情報システム監査人（CISA）資格取得講座受講　監査部職員（継続）3名

⑵　外部講師による研修等参加

セキュリティ・コンサルタントによる定期の個人情報保護研修（平成20年度から「個人情報安全管理規程」第4条に基づく研修として実施。）

⑶　証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修（平成22年度より実施、累計21人参加）

⑷　米国CFTC主催の国際規制関係者研修（平成24年度より実施、役職員累計5名参加）

⑸　IOSCO-AMCC主催のトレーニングセミナー参加（平成26年度より実施）

（五）　財務の概況と課題

⑴　財務の概況（平成27年度上期）

（ア）　平成27年度収支予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況について

① （事業活動収入）

平成27年度上期の事業活動収入の実績は、会費収入241百万円、事業収入16百万円等、合計257百万円となっています。

上記の平成27年度当初予算に対する進捗率は、会費収入97％（平成26年度上期96％）、事業収入54％（平成26年度上期57％）、事業活動収入計88％（平成26年度上期88％）となっています。

(i) 会費収入は収入総額の93％を占めており、本協会の収入構造の特徴となっています。

(ii) 事業収入のうち受験料収入については、平成27年度当初予算18百万円（受験者数2,200人）に対し、平成27年度上期実績8百万円（受験者数932人）となり、その進捗率は42％（平成26年度上期54％）となっています。

② （事業活動支出）

平成27年度上期の事業活動支出の実績は、事業費支出139百万円、管理費支出17百万円、合計156百万円となっています。

上記の平成27年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は42％となっています（平成26年度上期43％）。

(i) 事業費支出

調査・研究費支出における監査費用の未執行、業務資料発行費支出における法規集作成未執行（下期実施予定）、外務員登録関係費支出における外務員資格試験受験者数の減、あっせん関係費支出におけるFINMAC負担金未執行（11月以降実施予定）、職員給与支出における事務局長就任による人件費支出の平準化等の要因により、事業費支出の進捗率は43％（平成26年度上期44％）となっています。

(ii) 管理費支出

職員給与支出における事務局長就任による人件費支出の平準化、その他事務管理費支出における会計監査報酬未執行（12月、3月実施予定）、未払い消費税等未計上（3月計上予定）等の要因により、管理費支出の進捗率は40％（平成26年度上期36％）となっています。

（別紙6 「平成27年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況」参照）

(2) 公益目的支出計画実施報告

本協会は一般社団法人として、公益目的支出計画を実施しています(注)。

平成27年度においては、平成27年6月17日開催の通常総会において承認された平成26年度にかかる「公益目的支出計画の実施報告書等」を内閣府公益認定等委員会に提出しました。

平成26年度における同計画の実施状況は、自主規制事業会計は、収入27百万円、支出322百万円であり、収支差295百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、上記にかかる平成26年度末の本協会の公益目的財産額は148百万円となりました。

（注） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第3項

（別紙7「公益目的支出計画の実施状況」参照）

(3) その他

（ア） 平成26年度事業報告及び決算

定款第45条の規定により、本協会の事業報告及び決算は、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成26年度事業報告及び決算については、平成27年6月17日開催第26回通常総会において、いずれも原案のとおり可決承認されました。

2. 中長期的な財務均衡の必要性

(1) 収支均衡のための取組み

現在、本協会においては、単年度ベースで収支不均衡が生じています。自主規制団体として、安定的な業務運営のためには、収入支出両面にわたる努力を通じて、収支差を解消し、財務を均衡させることが必要であることは論を俟たないところです。

この収支不均衡は、平成21年度以来の体制整備のための増員による人件費の増及び平成5年度以来保有してきた20年国債償還対策のための運用替による利子収入の減、平成21年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減が主な原因と考えられます。

このような状況に対処するため、収支差の原因が長期的・構造的な要因であること、また、公益目的支出計画による旧公益法人の内部留保取崩し充当が行われていること、急激な変化が困難と考えられること等を踏まえ、毎年度の予算編成において、収支予算、会費水準、内部留保の水準を整合的に検討してゆくことが必要であり、そのため、一定の仮定をおいた上で将来を見越した中長期的な財務状況の試算を行い、これを会員にお示しして、中長期的な財務均衡の視点に立った検討を頂くこととしています。

⑵　平成35年度までの試算

以下、平成35年度までの試算をご説明します。

（注1）　（これまでの経緯）

このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、平成24年度において平成21年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成25年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くと仮定し、平成35年度までの中長期的な収支の状況を「平成35年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視野での位置づけをみつつ、一定の仮定によりつつ中長期的な財務均衡の姿を検討してゆくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

（注2）　（試算の期間）

試算の期間等については、一般社団法人化移行の際に、約8億円に達していた内部留保（特定資産のうちの「過怠金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計）について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくということについて説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間を経過しつつ判断されるべきと考えられたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、平成35年度までという期間における試算を行うこととしています。

（ア）「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）現行ベース（平成26年度決算織込み済み）

①　試算の前提等

(i)「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）現行ベース（平成26年度決算織込み済み」では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合の、平成27年度当初予算ベースによる平成35年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。

(ii)　支出については、原則として、平成27年度予算の水準に据え置くこととし、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織り込んだほかは、平成29年4月以降の消費税増税を考慮せず、平成27年度と同額（ただし、システム開発費は平成28年度以降500万円（自主規制事業会計の支出とする。）、予備費の支出を除く。）として試算しています。

(iii)　収入については、各年度、平成27年度予算と同額として試算しています。

②　試算の分析

(i)「収入　事業活動収入」から「支出　実施事業支出」を差し引いた「単年度における法人全体の収支差」は、約100百万円の収支不足で推移しています。

(ii)　これを反映して、「旧法人・新法人を合わせた内部留保の推移」は、平成34年度には、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高は収入不足を補えない水準となり、業務運営上の支障が想定されます。

(iii)　従って、平成33年までに何らかの対応が

必要になると考えられます。

（注）　上表での内部留保は、特定資産のうちの「過怠金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計とし、固定資産を除外しています。（第27行目参照）

（イ）（平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）見直し案（平成26年度決算織込み済み）

①　試算の前提等

(i)「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）見直し案（平成26年度決算織込み済み）」では、平成30年代半ばに収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策をとる場合の仮定計算をしたものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。

(ii)　支出については、平成28年度以降毎年229.3万円削減を仮定しています。

(iii)　また、収入については、比例会費収入について段階的増額を行い、平成25年度の10百万円の増額を含めて、平成35年度までの間に合計で99百万円増額することを仮定しています。

②　試算の分析

この前提の下での試算の結果は、平成35年度における「単年度における法人全体の収支差」は零円、「旧法人・新法人を合わせた内部留保の推移」は、213百万円と試算され、収支均衡達成をみることも可能な状況が示されています。

(3)　これらの試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で、何らの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めてゆく上では、収支両面で、環境変化に対応、一層の支出削減努力の継続、比例会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来の展望の下での協会の財務状況の認識に立って、審議を頂くべきものと考えています。次々年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性をお示ししつつ、毎年度の予算編成により中長期的な財務均衡を図ってゆくこととしています。

（**別紙8－1「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）現行ベース（平成26年度決算織込み済み）」、別紙8－2「平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース）見直し案（平成26年度決算織込み済み）」**参照。支出面においての施策については、**別紙9「これまでにおける経費削減の主なもの」**参照）

3. 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

(1)　位置づけ

資産管理運用状況については、協会規則「資産管理運用規程（平成24年3月14日理事会決定、平成24年4月1日施行）」第5条により、管理運用の経過及び結果について少なくとも年1回理事会に報告することとされています。

平成27年度上期においては、平成27年5月12日開催の第1回理事会において、平成26年度の状況について報告しています。

(2)　資産管理運用状況

（ア）　資産運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これに基づき、特定資産である各資産の性格

に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

（イ）（平成27年度上期における預り預託金充当資産の運用）

① 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要となる預託金返還のための想定資金所要額4億25百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

② 平成26年度末における預り預託金充当資産の残高は、1,377百万円であり、このうち、596百万円について長期国債による長期運用を行い、残額の781百万円は、流動性資産として、流動性預金等で運用しています。

(i) 長期運用の内訳

(a) 第62回利付国庫債券　496百万円（額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8％（課税後0.64％）、平成24年度運用）

(b) 第329回利付国庫債券、99百万円（額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8％（課税後0.64％）、平成25年度運用）

(ii) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、1年未満の国庫短期証券、MMF、FFF、1年未満の定期預金等が含まれています。

③ 平成27年度上期の運用状況

(i) 平成27年度上期では、流動性預金等により運用している預り預託金充当資産（約8億円）のうち、預託金返還に備えての約4億円を除く約4億円を運用対象としました。

(ii) その運用結果は、8月に満期となった定期預金1億円を再運用（満期平成28年2月）し、残額3億円については、FFF等流動性預金等により運用することとしました。

（ウ） その他の特定資産

預り預託金充当資産以外の特定資産（注）については、資産の性格に省みて、流動性預金等により運用しています。

（注） 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成26年度末における総額764百万円をMMFにより運用しています。

(3) 運用収入

平成27年度上期における特定資産利息収入は1百万円です。なお、特定資産9月末残に対する決算見込み平均利回りは0.195％となると見込んでいます。

（別紙10「平成27年度上期資産管理運用状況報告」参照）

4. 監査法人による監査等

(1) 監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人（最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。）には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条）、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等の会計監査を受けています。

平成27年度においては、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結し、財務諸表等について、以下に掲げる内容の監査証明等を受けることとしております。

（ア）「独立監査人の監査報告書」

本協会は大規模法人に該当しないため、会計監査人の設置義務はありませんが（一般法人法第62条、第68条、第107条）、定款第45条及び一般法人法第123条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表（正味財産増減計算書及びその内訳表、貸借対照表及びその内訳表、附属明細書）について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結し、監査報告を受けています。

（イ）「独立監査人の監査報告書」

経理規則第40条により協会が作成している収支計算書については、『平成26年4月4日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」』が発出されたことにより、『「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）』に準拠して、特別目的で作成される収支計算書についても、本年度より「独立監査人の監査報告書」の提出を受けることとなりました。

（ウ）「合意された手続実施結果報告書」

定款第45条により協会が作成している財産目録については、準拠すべき規準として、財産目録だけを抜き出した規準が存在しないため合意された手続きが実施され、その報告書を入手しています。

⑵　公認会計士と理事とのディスカッション

監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、公認会計士と理事との間で、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、ディスカッションが行われています。

平成27年度においても、専務理事及び監事と公認会計士との間で10月1日に実施されました。

（六）　法人管理の適正化

1．平成27年度における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

最近においては、下記の取組みを行っています。

（ア）　引き続き、総会の適正運営のため、顧問弁護士の総会への出席

（イ）　法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会へ加入（平成26年4月）、これと並んで「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険へ加入（平成26年4月）

（ウ）　総務部に文書担当を設置し、本協会が外部に発出する対外的な文書について、文書担当において、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかの合議を経たのちに発出。

2．内部管理規則の整備

協会事務局の内部管理のための規定としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第33条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第41条（事務局の組織及び運営に関する事項）、定款第42条の2（経理規則）等）等があります。

一般社団法人への移行及び移行後の法人管理を踏まえつつ、順次これらの規定の整備を図っています。（別紙11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照）

（七） 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベターサービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めた上での電子情報技術の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員･特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取組んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」(注) を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。

（注） 協会ホームページ
日本語版 http://www.ffaj.or.jp
英語版 http://www.ffaj.or.jp/en

平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、広範なリニューアルを行い、デザインを一新し、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取組んでいます。

平成27年度上期には、通常の統計公表等に加え、社会的要請等に応じ、「共同ステートメント：監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）恒久的事務局の日本誘致支援 」の公表、マイナンバー制度周知のバナーの設置などを行っております。

平成27年9月末における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、916,785回でした。

2. 会員、特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

（ア） 会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員･特別参加者専用サイト」を平成20年度に設置し､その運用実績等を基に、平成22年3月に大幅な改善を行い、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

同システムは､安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、平成24年度においては、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とし、出来高状況報告等の専用画面を新設しました。

（イ） 本協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、ベターサービスを志向する本協会の運営の基本と考えます。Kinsaki-netは、この分野で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、本協会の運営に大きな役割を担っています。本年度、平成27年9月末において、同ページを通じて行われた連絡件数は、82件（うち本協会通知文書掲載44件）となっています。

（ウ） 平成27年9月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで全会員145社中136社、申請枚数計862枚（特別参加者は9社中6社、15枚）の利用を得ており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は61,000件を超えています。

報告書管理システムに登録された文書は登録した会員から逐次閲覧することが可能です。

（別紙12 「Kinsaki-net概要」参照）

3. 事務局システム

（ア） 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員及び一般投資者に対するホームページ等による情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるように本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。その後、災害や感染症などへの備えの重要性の認識が高まる中で、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、平成24年3月には職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入、逐次整備を図ることとしています。

（イ） セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所内に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、（ア）「災害等緊急時対応への電子情報技術の活用」でも述べたように、シンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行いました。平成25年12月にはKinsaki-netサーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。

平成27年度においても下期にKinsaki-netプログラムのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムの移行を予定しています。

4. 機械化会計

平成22年度からの年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成23年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

5. 外務員統合管理システム

（ア） 本協会では、国より委託を受けている外務員の登録事務の実施に当たって、平成17年度より外務員の登録等に関するシステムを開発し、その後規則改正等の都度改修を行っています。

（イ） 外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本を要しないものについてはKinsaki-netでの電子提出が可能となっています。

（ウ） 平成27年度下期には、外務員の登録状況に関するデータをKinsaki-netにより常時確認できることとなります。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や毎年7月1日現在で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

（八） 各種刊行物の刊行等

—刊行物の電子化及びオンデマンド出版化—

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

2. 各種刊行物の状況

金融先物取引業務研修テキストの全面見直しによる電子化が平成26年度で完成し、全刊行物の電子化

作業が一巡しました。平成27年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

⑴　会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、会員との情報伝達に用いるKinsaki-net上の電子ファイルにより、会員に発信しています。また、金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

本年度より会報各号のテーマをより明確にすることで季刊報としての特色が出るように努めております。

⑵　金融先物取引関係法規集

（ア）　金融先物取引関係法規集データベース

平成22年2月より「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を行っています。これは、平成22年度当時、金融商品取引法の施行やG20ピッツバーグ・サミット（平成21年）を契機とする国際的な店頭デリバティブ市場の規制改革に伴う広範な制度整備により、法令改正等が頻繁に行われたことを背景として、常に新しい法令体系等を会員に提供するという観点から講じられてきたものです。同データベースは、一般向け協会ホームページ又はKinsaki-netから利用が可能です。

（イ）　金融先物取引関係法規集

平成25年度より電子化（Kinsaki-net掲載）の提供を行っています。紙媒体は、掲載法令等の追加等により、2分冊構成となっています。

⑶　金融先物取引業務マニュアル

平成23年度より電子化（Kinsaki-net 掲載）の提供を行っています。紙媒体はオンデマンドにより出版しています。また、毎年度ごとに内容を見直し、平成27年度も一部改訂を行い、10月末現在の内容をKinsaki-netに掲載することとしています。

⑷　金融先物取引の知識

平成24年度より電子化（Kinsaki-net掲載）の提供を行っています。平成27年4月に改訂した「金融先物取引の知識」は紙媒体についてもオンデマンドにより出版しています。

⑸　金融先物取引業務研修テキスト

平成25年度より電子化（Kinsaki-net掲載）の提供を行ってきましたが、平成26年度において、平成23年10月より電子化（Kinsaki-net掲載）を行っている資格試験問題集全問の解説としてKinsaki-netに掲載しました（平成27年3月）。紙媒体は、オンデマンドにより出版しています。

3. 協会史の編集

平成元年8月に設立されて以来の本協会史作成を目指し、資料の収集等を進めています。

（**別紙1「金融先物取引業協会の系譜」**参照）

第四部　事業実施関係

（一）　外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

⑴　外務員登録の実施

平成17年7月の金融先物取引法改正において、外務行為を行うものに対し、外務員制度が導入され、登録に係る業務が国から本協会へ委任されました[注1]。その後、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。

平成27年9月30日までに累計204,977名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、125,350人[注2]です。

平成27年度上期の処理件数は、外務員登録7,930件（新規・既存）を含め、14,699件、登録に伴う外務員登録手数料収入は8百万円[注3]でした。

（注1）　金融庁ホームページ　金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課）平成27年9月 末 時 点 で のURLhttp://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/08.pdf参照。）

（注2）　直近の各年度末における外務員登録者数の推移

平成23年度末	123,836人
平成24年度末	123,947人
平成25年度末	119,837人
平成26年度末	121,983人

（注3）　外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

⑵　委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出しています。

平成26年度分についても、平成27年6月の通常総会の審議を経て提出しました。

（**別紙13　「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成26年度）」**参照）

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

⑴外務員資格試験

（ア）　概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、旧金融先物取引法の改正（平成17年7月1日施行）により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改正の趣旨が規制強化であることを踏まえ、本協会において、当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」（平成17年6月27日第3回理事会決定、平成27年5月28日最終改正））

（イ）　外務員登録に試験合格を要件とする者の範囲

外務員登録に資格試験の合格（下記4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況参照）を登録要件としている外務員は、従来、外国為替証拠金取引を取扱う外務員のみとされてきましたが、平成25年1月より、これに加えて、仲介業を行う者及び個人向け店頭バイナリーオプションを取扱う者についても、委任者と協議の上、同試験の合格を登録要件としました。

（ウ）　試験問題の見直し

①　外務員登録の際、資格試験合格を要件とする範囲が新たに拡大したことを受け、資格試験の問題を見直すとともに、Kinsaki-netに掲載している資格試験問題の付属の解説について、適用条文、文言の確認・整理等をしました。

②　また、平成26年度にはこれまでの「金融先物取引業務研修テキスト」について全面的に見直しを行い、資格試験問題集の解説として新たにKinsaki-netに掲載しました。

⑵　外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（「外務員の登録等に関する規則」第4条第1項第1号に該当することを資格要件とする者に限ります。）に対しては、平成22年10月より、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合に外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」が実施されています。

3. 内部管理責任者関係

⑴　内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（平成7年12月12日第7回理事会決定、平成24年11月22日最終改正）により、会員の金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、本協会が実施する内部管理責任者資格試験（平成9年2月から実施）に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

⑵　内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第7条により、内部管理担当役員等及び内部管理責任者について、毎年9月末及び3月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

平成27年9月末現在、会員145社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等167名、内部管理責任者718名となっています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県150箇所余り（平成27年3月末現在）で実施されています。

また、これらの試験については、その試験問題をKinsaki-netに全問題掲載しています。

（**別紙14 「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」**参照）

⑴ 外務員資格試験の実施状況

平成27年度上期における試験実施状況は、受験者数510人、合格者数508人です。なお、平成27年9月末までの累計受験者数は22,519人で、合格者数は、20,695人です。

⑵ 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成27年度上期における試験実施状況は、受験者数169人、合格者数169人です。なお、平成27年9月末までの累計受験者数は2,574人で、合格者数は、2,517人です。

⑶ 内部管理責任者資格試験の実施状況

平成27年度上期における試験実施状況は、受験者数195人、合格者数195人です。なお、平成27年9月末までの累計受験者数は11,247人で、合格者数は、9,265人です。

（二） 自主規制ルール

1. 平成27年度における自主規制ルールの制定改正

⑴ 自主規制ルールの制定改正等

（ア）「外務員の登録等に関する規則」、「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

これらについては、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第44号）の改正に伴い、「外務員の登録等に関する規則」等の条ずれ番号の修正等の改正を行い、平成27年5月29日付で施行しました（平成27年5月28日理事会決定）。

（イ）「個人情報の保護に関する指針」の一部改正

平成27年7月2日に金融庁が「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部を改正したことに伴い、本協会が定める「個人情報の保護に関する指針」の一部改正を行い、平成27年9月28日付で施行しました（平成27年9月28日理事会決定、即日施行）。

⑵ 自主規制ルールの定期的見直し

（ア） 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成24年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしました。

（イ） 前年度の意見等募集で寄せられた意見等はなく、平成27年度上期における対応はありませんでした。

（ウ） 平成27年度の意見等の募集については、下期に予定しています。

⑶ 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備

自主規制ルールの制定、改正に際しては、制定改

正の経緯、条文などの解釈、これを受けた会員の社内規定の例示等、統一した項目だてにより資料を作成し、Kinsaki-netを通じて会員へ開示するよう努めています。

⑷　パブリックコメント手続きの実施

平成25年度において、自主規制ルールの制定、改正に際して、国民、事業者等の多様な意見を把握するとともにそれらを考慮して意思決定を行うべく、パブリックコメント手続きを導入しました（実施要領について、平成26年1月30日理事会報告）。

平成27年度においては、パブリックコメントの募集は行っていません。

2. 商品別の自主規制審議体組織

⑴　FX幹事会

（ア）　平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。平成26年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

（**別紙15「FX取引に関するこれまでの主な施策」**参照）

（イ）　平成27年度上期においては、プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項についての検討等を行っています。

（ウ）　外国為替証拠金取引取扱業者による全体会合

平成27年8月24日に、広く外国為替証拠金取引取扱業者が参加し、情報共有や意見交換等を行う機会として、全体会合を開催しました。61社100名（うち特別参加者2社3名）が参加し、金融庁講演では、監督局証券課より、平成27年7月3日に同庁が公表した「金融モニタリングレポート」についての説明が行われました。

⑵　個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

（ア）　平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、平成25年7月に組織されました。

（**別紙16「個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況」**参照）

（イ）　本事業年度の活動状況としては、「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則施行1年経過報告」レポートをとりまとめ、会報104号（平成27年4月）に掲載しました。

（三）　自主規制実施関係

1. 会員監査及びモニタリング

⑴　監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられ、現在、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

⑵　実地監査

（ア）　実地監査については、平成4年度から実施しています。平成27年度上期の実地監査実施件数は10社でした。

（イ）　このうち、取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び検査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び日本取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月25日までは大阪証券取引所）との間で合同検査を行うことを原則としています。平成27

年度上期における合同検査実施件数は2社でした。（内訳は、東京金融取引所2件となっており、平成26年10月に大証FXが休止することとなったことにともない、日本取引所自主規制法人との合同検査はありませんでした。）

（ウ） 平成27年度上期の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、個人情報保護法関連で外部委託先管理が不十分であった事例、取引開始基準が不明確であった事例、社内規程の整備が不十分であった事例（注文執行態勢、価格配信態勢等）、また交付書面関係での不備、協会への報告に関する不備（事故報告、システム障害報告の提出漏れ、出来高状況報告の計上漏れ）等が認められましたので、必要な指導を行うとともに、関係するポイントについて、会員セミナー等で注意喚起を行っています。

⑶ モニタリング

（ア） モニタリングの概要

モニタリングについては、平成21年度以降、種々の規制見直しが実施されてゆく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたモニタリングを導入することとし、体制整備の成果を活かし、平成22年7月より、オフサイトでのモニタリングを行う体制（モニタリング担当）の整備を行い、運用を開始しているところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせて実施しています。

（イ） モニタリング項目

平成27年度上期においては、前年度から継続して行っているものも含め以下の13項目についてモニタリングを実施しています。

① 事業報告書及び決算表の状況

② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）

③ 区分管理信託の状況

④ 未収金発生状況及び残高状況

⑤ システム障害の状況

⑥ 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認

⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認

⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（（ウ）広告モニタリング参照）

⑨ 価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）（（エ）スイスフランショック等に関する調査及び未収金発生状況の公表参照）

⑩ 苦情の状況等

⑪ アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徴求したサイト情報（収益が発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）

⑫ 特別監査、特別調査及び概況調査（（カ）特別監査、（キ）特別調査、（ク）概況・確認調査参照）

⑬ 書類監査（（ケ）書類監査参照）

（ウ） 広告モニタリング

① 外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となるとともに、インターネット取引が主体となっていることから、広告モニタリングにおいては、適宜、雑誌広告やアフィリエイト広告の確認、及び定期的に会員のホームページの確認を実施し、必要に応じて内容の修正を求めるなどの指導を行っています。

会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告に係る平成27年度上期の指導件数は会員12社に対し延べ15件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

広告モニタリングによる指導内容（平成27年度上期）

広告の種類	延べ件数	内容概要
ホームページ上の表記内容	7	不適切な表現や誤認を招くおそれのある表現等。
アフィリエイト広告	6	掲載情報が更新されていない状況等。
キャンペーン	2	過大な景品類の提供となるおそれ等。
合計	15	−

また平成27年8月に、アフィリエイト広告・比較（ランキング）広告の利用状況・業務運用状況等についてアンケート形式による調査を行い、広告掲載サイト上での表現内容や広告審査マニュアル等に記載されている広告審査の実施・進捗状況等について確認しています。

② 本協会の統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等の数値（協会公表数値）について、会員がホームページ等広告に利用する際の注意事項をまとめた「統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項」を平成27年4月16日に発出しています。

（エ） スイスフランショック等に関する調査及び未収金発生状況の公表

平成27年1月15日に発生したスイスフランの急騰について、同年2月6日付「スイスフラン・ショックの価格調査等に関する書類調査」（金先協平27第23号E）を発出して、顧客へ提示した価格データ及び約定データ等の提出を要請し、各会員の提示した価格、約定価格及びロスカット取引等の状況について確認しました。

同様に平成27年8月24日に発生した南アフリカランド円や米ドル円等の為替相場急変動に関し、会員に対して未収金の発生状況（口座数、金額等）をヒアリングし実態調査を行うとともに、本協会ホームページ上で「2015年8月24日為替相場変動に係るロスカット等未収金発生状況（速報値）」を公表しました。

（オ） システムトレード関係

外国為替証拠金取引におけるプログラム選択型システムトレードに関しその運営状況、管理態勢等について実態把握を行うために、平成26年12月、取扱い会員に対してアンケートを実施しました。

アンケート結果を踏まえ、投資家保護の観点から、取引開始前に顧客に十分説明した方が望ましいと思われる事項をまとめた「外国為替証拠金取引においてプログラム選択型システムトレードを提供する場合の留意事項」を平成27年10月2日に会員向けに発出しました。

（カ） 特別監査

個人向け店頭バイナリーオプションの取扱い会員に対し、商品性、顧客管理態勢、勧誘・広告実施内容、システム管理態勢等の確認を行う特別監査を実施しました。

平成26年度下期に2社、平成27年度上期に3社、その他実地監査に織り込んで確認した2社を含め、現在個人向け店頭バイナリーオプションを提供している会員全社について一巡をしました。

（キ） 特別調査

前年度に引き続き投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

平成24年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています。平成27年度上期においては1社、特別調査を実施しました。また当該水準に近づいている複数の会員に対し定期的に財務体質強化策、事業見通し等についてヒアリングを行っています。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（平成24年11月22日第8回理事会決定、平成25年1月1日施行）及び関係諸規則においては、もって投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

平成27年度上期において仲介業務の委託を新たに開始した会員はありませんでした。

（ク） 概況・確認調査

① 平成20年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。

② 平成26年度において不適正な報告事例が見られたこと等に顧み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、上記の概況調査に準ずる態様による無作為抽出した既存会員への確認調査を行うこととし、両者を新規入会会員、既存会員を通じる概況・確認調査として実施することとしました。

③ 平成27年度上期において概況調査は該当社が無く、確認調査は3社に対して実施しました。

（ケ） 書類監査

平成22年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。

平成26年度においては、個人向け店頭バイナリーオプション取扱規則制定及び広告規則改正等の状況を踏まえ、会員の内部管理態勢全般に関する書類監査を行いました。

監査結果を踏まえ、必要があると認められる会員があれば適宜、フォローを行う予定です。

（コ） 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定

店頭FX取引取扱い会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関しての留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しています。

（サ） リスク管理態勢等に関する調査

平成27年7月に金融庁から「金融モニタリングレポート」が公表され、当該レポート中で外国為替証拠金取引業者の為替リスク管理態勢について言及されている点を踏まえ、平成27年9月16日に「金融モニタリングレポートに関する調査の実施について」を発出し、会員各社の自己ポジション管理状況や為替相場急変時の対応状況等について回答を求める調査を実施しました。

回答内容については提出期限（平成27年10月6

日）以降、精査を進めていく予定です。

⑷　その他

（ア）　会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

（イ）「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からFINMACへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「（三）3. 苦情・相談、あっせん事業」参照）を行っています。

FINMACとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員への指導に活用しています。

（ウ）　金融庁、関東財務局、近畿財務局、本協会が参加する第1回定期意見交換会を9月28日に開催し、金融先物取引に関する情報交換を行いました。今後、四半期ごとに開催される予定です。

2. 会員及び外務員処分関係

⑴　規律委員会

（ア）　規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の事務適正化のため、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される委員会として、規律委員会が設置されています（平成24年3月30日第14回理事会決定。同年6月12日設置。）。

規律委員会は外部委員3名により構成されています。また、会員からの意見聴取のため、議決権を有しない専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の3名が専門委員に委嘱されています。

（イ）　規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係の制度整備等の検討を所掌しています。

（ウ）　規律委員会の開催状況

平成27年9月末までの規律委員会の開催状況は次のとおりです。（1回開催）

（開催日）

第11回：平成27年9月30日

（審議事項及び報告事項）

会員の処分について（会員1社）

会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

⑵　処分状況

平成27年9月末までに、本協会の定款又は規則に基づき、法令等の違反行為を行った会員及び外務員に対する処分は行われていません。

⑶　処分関係制度整備

平成23年5月31日第3回理事会で、会員の処分量定基準の理事会決定がなされ、また、規律委員会の設置等について検討を進めることとされました。

その後、平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、処分関係の制度整備については、同委員会の審議を経て決定することとされました。

これを受けて同委員会において各般の検討が進められ、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め、下記（ア）から（ウ）のような包括的に整備を検討することとされ、現在、平成28年12月末を目途に作業が進められています。

（ア）　会員処分関係の検討項目

①　会員の処分手続等に関する定款規定の整備

②　不服申立制度の新設及び不服審査会規則の

新設

③　会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設

④「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

（イ）　外務員処分関係の検討項目

①　登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い

②　外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設

③「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

（注）　本協会において実施している外務員資格停止処分については、他協会において制度改正が検討されているところから、本協会においても同様に対応することとしています。

（ウ）　その他今後の検討項目について

①　不都合行為者に対する制裁規定の新設

②　登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設

③　内部管理責任者に対する処分の検討

（エ）　日程等

会員及び外務員の処分関係制度整備については、多岐にわたる制度改正が必要となること、また会員処分関係の制度整備と外務員処分関係の制度整備において、一体的に検討すべき規程等があることから両方の処分関係の制度整備を同時に進めることが必要であること等を勘案し、平成28年12月末を目途として、作業を進めております。

3. 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」へ業務委託を開始しました。

その後、平成23年4月1日より、同法人が指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業についてのあっせんについては、同センターの独自業務となりました。他方、苦情相談、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務のあっせんについては、引き続き本協会から業務委託を行っています。

（平成27年度上期における苦情・相談、あっせんの状況は、**別紙17「あっせん・苦情・相談処理状況」**参照）

また、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」とは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務の実施に要する費用の負担をしています。

4. 反社会的勢力への対応

平成26年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。反社会的勢力への対応については、従来より、実地監査の内部管理体制の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目の一つとして取組んでいく予定です。

5. 無登録業者に関する施策

（ア）　金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取りやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向け注意喚起が実施されているところです。

（イ）　本協会としても、平成21年度に開催された金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員の意見交換会において述べられた意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等の取組みを行い、また、平成26年度においては、一般向け協会ホームページでの注意喚起などを行ってきたところです。

なお平成25年度においては、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧

誘等を行っている状況が依然として認められていることを踏まえ、金融庁及び関東財務局から日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行いました。続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れが行われました。

（四） 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動を伝える等のため、会員セミナーの開催を行っています。

平成27年度は下期に大阪と東京で開催する予定です。

（これまでのセミナー・説明会の実績については、**別紙18「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」**参照）

（五） 調査統計、投資教育事業

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

⑴ 平成27年度における統計関係制度の変更

（ア） 店頭外国為替証拠金取引について、平成27年度より新たに「顧客区分管理必要額関連情報」（月次統計）及び「個別顧客区分管理金額増減口座数割合関連情報」（四半期統計）を開始しました。

これら公表統計は、従来の取引高、建玉等の店頭外国為替証拠金取引の取引状況に関する情報に、投資者の運用状態に関する情報を追加することによって、店頭外国為替証拠金取引の投資者に対して、より広範な投資判断材料を提供し、いわゆる投資者と金商業者との間の情報非対称性の改善を図ることを目的とするものです。

（イ） 統計情報の報告実務を分りやすくするため、これまで使用してきました「「金融先物取引出来高状況表」の報告・記載要領」を全面的に改訂し、定款施行規則第3条報告にかかる実務をカバーした「金融先物取引状況等報告書記載要領」を作成し、リリースしました。

（ウ） 統計情報報告システムの改良・データベースの改善に引き続き努めております。今年度は（ア）に記載した2つの報告のインターフェースを整備し、取り込んだ情報の処理環境を整えたほか、今後は協会通知により会員より報告いただくモニタリング調査票、決算状況表に係る報告システムの改良を予定しております。

⑵　定期調査

①　本協会独自の調査

名称	実施状況	報告対象会員	調査項目
1. 定款の施行に関する規則第3条による報告（平成27年度より）			
四半期報告	毎四半期	全会員	金融先物取引出来高、建玉残高など
月次速報	毎月	店頭外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	各月出来高、建玉残高など
個人顧客年間損益状況調査	毎年	外国為替証拠金取引、個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	個人顧客年間損益額、損益口座数など
2. 協会通知による報告			
決算状況調査	毎半期	第一種金融商品取引業者	各事業年度及び中間事業年度財務諸表主要項目など
モニタリング調査	毎月	外国為替証拠金取引取扱会員	各月建玉残高、取引額、カバー取引状況、自己資本規制比率など

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による報告を集計した結果の一部を統計情報として一般に公表しています。

一般公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいように工夫して提供しています。

また、一般公表ファイルには、金融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

（**別紙19　「協会事務局への統計に関する定期報告（平成27年4月1日以降）」**参照）

②　東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、平成23年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。本年度は、平成27年4月に実施し、会員56社からアンケートの回答を得て分析し、調査結果レポートをまとめて、Kinsaki-netを通じて会員に公表しました。

⑶　スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。

⑷　外部機関との連携

（ア）　金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）及び証券ポータルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会を通じて統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取組んでいます。一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料につきましては、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトとの間にリンクを設け、公衆閲覧の充実を図っています。

（イ）　トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。（RICコード：FFAJ01からFFAJ04）また、同社の提供するコンプライアンス情報のテストトライアルを行いました。

（ウ）　東京外国為替市場委員会

① 本協会は東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会に所属し、調査部長が出席しています。

② 平成23年度より、上記定例調査に記載する共同調査を実施しています。

③ 東京外国為替市場委員会において上記共同調査の結果を踏まえた店頭外国為替証拠金取引の概況説明を行いました。

④ 平成27年5月28日に日本銀行において東京外国為替市場委員会とFX幹事会所属会員との本事務年度の第2回意見交換会を開催しました。また、BIS（国際決済銀行）においてグローバルな外国為替市場での共有のコード・オブ・コンダクトが作成されることに伴い臨時の意見交換会が平成27年8月31日に開催され協会が参加いたしました。

⑸ マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や店頭デリバティブ取引に関する新たな規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理（マッピング）を図っています。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制団体等に提供しております。

（別紙20「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

2. 顧客損益状況調査

定期調査項目でもある平成26年個人顧客年間損益状況調査の結果を、平成27年5月28日開催のFX幹事会において説明し、Kinsdaki-netに議事録として掲載しました。また、昨年度より着手しております顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」をFX幹事会メンバー等のご協力を得て継続実施する予定です。

3. 学術連携事業の状況

⑴ 投資（家）行動の実証分析

神戸大学岩壷健太郎教授との間で実施している強制ロスカット制度に関しての「我が国のロスカット制度と個人の投資行動との関係性について」の研究に関し、本年度は、岩壷教授による行動経済学上の学術論文の学会公表に向けた作業が行われています。

⑵ 翻訳事業

本協会では、投資者、会員の役職員、協会役職員の先物取引への理解を深めるため、平成26年度より、翻訳研究会を組織して、海外の金融先物取引に関する教育文献の翻訳事業を開始しました。現在、前年度に着手しました米国先物外務員登録試験のテキスト（Futures and Options（The Institute For Financial Markets社刊）の翻訳は第7章までの仮訳が終了しており、当面は早期に全章の仮訳を終えることを目指します。

なお、翻訳研究会には、本協会専務理事及び監事が参加し、外部監修者には、学識経験者である東京大学大学院神作裕之教授、筑波大学弥永真生教授、学習院大学勝尾裕子教授、筑波大学大学院木村真生子准教授に就任いただいています。

4. 投資教育の体系的整備

⑴ 投資教育関連資料編纂

投資教育として昨年度より着手いたしました投資教育関連資料編纂作業につきましては、3. ⑵翻訳事業と相互補完の関係にありますので、現在の米国先物外務員資格試験テキストに続いて翻訳作業にとりかかる書籍の選定等の作業を行っています。

⑵ 計画の更新

昨年度より開始した翻訳作業及（投資教育関連資料編纂作業）を通じて、金融先物取引における金融リテラシーに対する知見が高まったことから、両作業を統合し、かつ、自主規制機関としての本協会における、金融リテラシー上の役割を再整理して本事業計画全体の見直しをする必要があるとの認識に至ったことから、現在、事務局内にて、その準備作業

を開始しました。

⑶　今年度の取組み

本年度につきましては、現状の投資教育事業に基づく作業を継続しつつ、金融リテラシーを基点とした事業計画への策定作業を進め、次年度からの事業計画を確立する所存です。

（六）　他の自主規制機関等との協調

1．他の自主規制機関との協調

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

（別紙21「他の自主規制機関等との協調」参照）

2．外部セミナー

各機関、大学等からの要請に応じ、講師の派遣を行っております。

（ア）　東京金融取引所セミナーへの講師派遣

東京金融取引所から協力要請があり、取引所FX取引取扱業者等を対象としたセミナー「対面取引の魅力」（平成27年4月9日開催）へ講師を派遣し、基調講演「FXの勧誘規制について」を行いました。

第五部　その他

（一）　会員等の状況

1．会員、特別参加者の状況

⑴　会員、特別参加者の状況

平成27年9月30日現在、本協会の会員は145社、特別参加者は9社です。

平成27年度上期中、会員については、退会4社（任意による退会3社、合併による消滅1社）の異動がありました。

会員・特別参加者の状況

（平成26年9月30日現在）

業態	会員	特別参加者
都市銀行	4	－
地方銀行	30	1
信託銀行	3	－
その他の銀行	9	－
外国銀行	9	－
地方銀行Ⅱ	5	－
信用金庫	－	－
系統金融機関	1	2
短資会社等	－	－
証券会社	54	3
外国証券会社	4	－
商品先物会社	4	－
先物専門会社	22	1
その他	－	2
合計	145	9

（注）「地方銀行Ⅱ」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。（以下同じ。）

別紙１　金融先物取引業協会の系譜

１．平成元年８月（社団法人　金融先物取引業協会）

民法第３４条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年８月４日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和６３年法律第７７号）第 104 条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

２．平成１９年９月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成１８年６月１４日法律第６５号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成１９年９月３０日）において金融商品取引法第７８条第１項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１８年６月１４日法律第６６号）第８９条）

金融商品取引法第７９条の３に規定により業務規程（平成２０年２月２７日理事会決定。平成２０年３月３１日施行）の認可を受けました（平成２０年３月３１日付）。

３．平成２０年１２月（特例民法法人）

平成１８年６月２日法律第５０号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第４０条により特例民法法人に移行しました。

４．平成２４年４月（一般社団法人）

平成２４年４月１日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第４５条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成２４年３月１４日理事会決定。同年４月１日施行）について、平成２４年３月３０日付で金融商品取引法第７９条の３の規定に基づき認可を受けました。

５．平成２６年８月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第３７条第１項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成２６年３月３１日に行い、平成２６年８月１日付で認定を受けました。

別紙２　一般社団法人金融先物取引業協会組織図

（平成27年9月末）

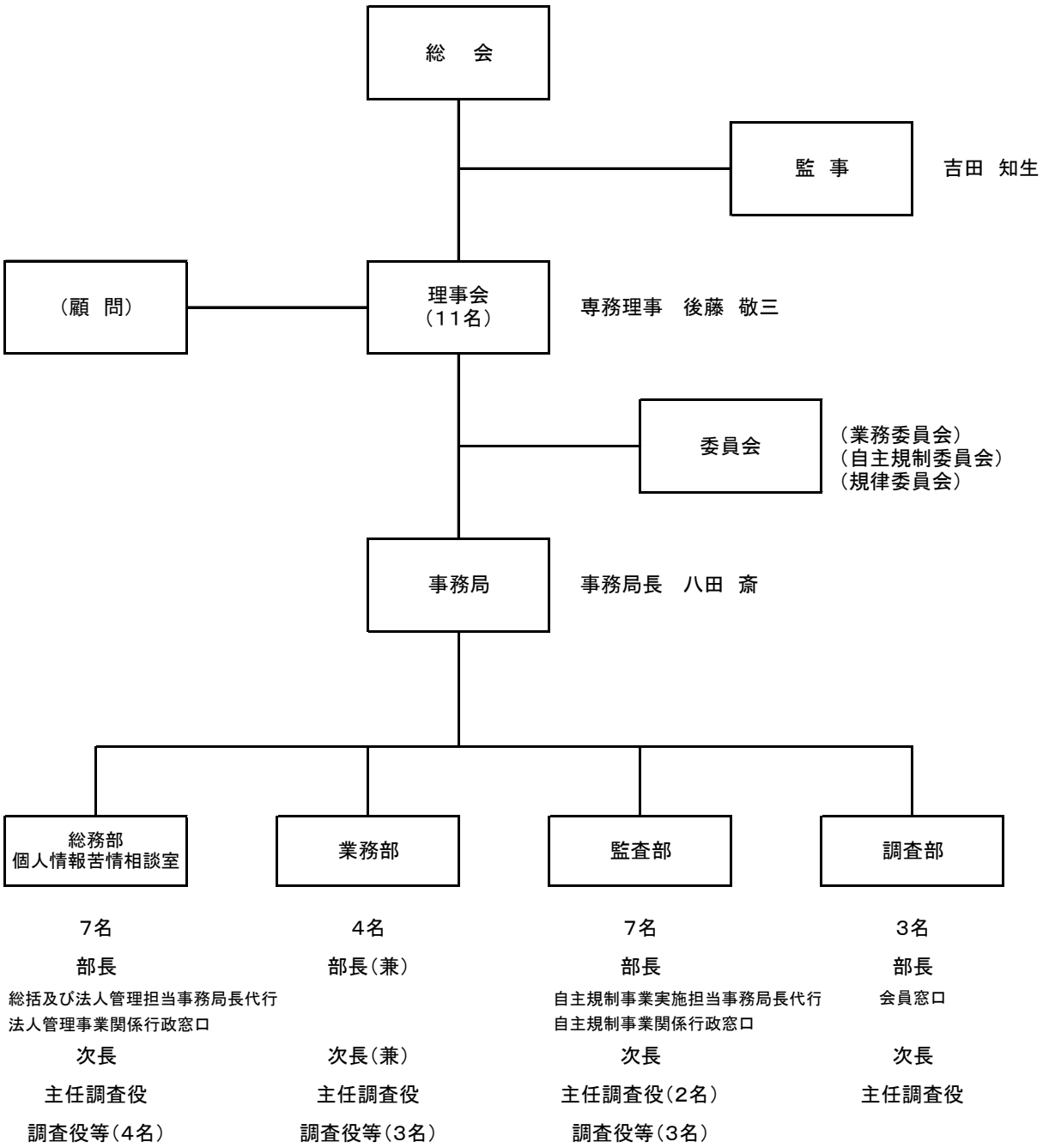

(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員　1名、職員20名、パート職員2名】

別紙３　総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

１．総会

平成２７年度４月から９月末までに定款第２３条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

通常総会

平成２７年６月１７日、第２６回通常総会をＫＫＲホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員１４２社（うち、書面による議決権行使会員１２３社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第１号議案　平成２６年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第２号議案　役員の選任の件

第３号議案　第２６回通常総会議事録署名人２名選任の件

２．理事会

平成２７年度４月から９月末までにおいて定款第３４条に規定する理事会は５回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第１回理事会（平成２７年５月１２日・ＫＫＲホテル東京）

○第２６回通常総会招集決定の件

○平成２６年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第１号議案関連）

○役員候補者決定の件

（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第２号議案関連）

○第２６回通常総会議事録署名人２名選任の件

（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第３号議案関連）

○第２６回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成２６年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成２６年度資産管理運用状況報告の件

第２回理事会（平成２７年５月２８日・書面）

○協会規則等の一部改正の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

第３回理事会（平成２７年６月１日・書面）

○役員候補者決定の件（平成２７年５月１２日付理事会議案の撤回及び変更）

（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第２号議案関連）

○第２６回通常総会の参考書類に記載すべき事項の件（平成２７年５月１２日付理事会議案の撤回及び変更）

第４回理事会（平成２７年６月１７日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

第５回理事会（平成２７年９月２８日・書面）

○「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

○会員の合併等に伴う預託金の返還の件

３．委員会・部会

平成２７年度４月から９月末における委員会規則（平成元年９月１４日制定、平成２４年１１月２２日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（１） 業務委員会

開催なし

（２）業務部会

第１回業務部会（平成２７年４月２８日・協会）

○活動状況

○招集理事会（平成２７年５月１２日）議案

第１号議案　第２６回通常総会招集決定の件

第２号議案 平成２６年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画報告の件（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第１号議案関連）

第３号議案 役員候補者決定の件（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第２号議案関連）

第４号議案 第２６回通常総会議事録署名人２名選任の件（平成２７年６月１７日開催第２６回通常総会付議案件　総会第３号議案関連）

第５号議案 第２６回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成２７年５月１２日理事会報告事項

・平成２６年度代表理事の職務執行状況の報告の件

・平成２６度資産管理運用状況の報告の件

○第２６回通常総会（平成２７年６月１７日）議案

第１号議案　平成２６年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第２号議案　役員の選任の件

第３号議案　第２６回通常総会議事録署名人２名選任の件

第４号議案　「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正の件

○その他

（１）業務部会配布資料

①　平成２６年度決算参考資料

その１　平成２６年度収支計算書　予算との主な差異の内容付き

その２　平成２６年度収支計算書　事業別内訳

その３　平成３５年度までの試算（平成２７年度予算ベース・平成２６年度決算織込み済み）現行ベース、見直し案

②　「役員選任の透明性の確保」

（２）その他連絡事項

第２回業務部会（平成２７年９月１０日・協会）

○活動状況

○理事会関係（Ｈ２７．９．２８書面開催）

(提案事項)

（１）「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

（２）会員の合併等に伴う預託金の返還の件

○報告・連絡事項

（１）共同ステートメント：監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）恒久的事務局の日本誘致支援について

（２）今後の日程

（３）　自主規制委員会

第１回自主規制委員会（平成２７年５月２０日・書面）

○協会規則等の一部改正の件

(報告事項)

・「広告等の表示および景品類の提供に関する広告審査マニュアル」の一部改正の件

第２回自主規制委員会（平成２７年９月８日・書面）

○「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

（４）　自主規制部会

第１回自主規制部会（平成２７年４月 10 日・書面）

○協会規則等の一部改正の件

○パブリックコメントの実施の件（協会規則等の一部改正について）

(報告事項)

・「広告等の表示および景品類の提供に関する広告審査マニュアル」の一部改正の件

第２回自主規制部会（平成２７年８月２１日・書面）

○「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

○「委員会規則」の一部改正案について

○パブリックコメントの実施の件（「個人情報の保護に関する指針」の一部改正に

ついて）

（５）　規律委員会

第１回規律委員会（平成２７年９月３０日・協会）

〇会員の処分について

別紙４ 平成２７年度会議日程（実績及び予定）

	時　　期	所　管	内　　容	会場
1	平成27年4月28日	第１回　業務部会	・理事会決議事項（総会付議案件）の説明 平成26年度事業報告・決算 平成27年度役員選任　　等 ・総会開催内容説明	協会会議室
2	平成27年5月12日	第１回　理事会	・総会付議案件 ・代表理事の職務執行状況報告	ＫＫＲホテル 「松の間」
3	平成27年5月28日	第６回　ＦＸ幹事会	・来期の幹事会について　他	協会会議室
4	平成27年6月1日	第２回　理事会 （書面）	・協会規則等の一部改正	
5	平成27年6月2日	事務打合せ会 （新理事会社）	・第26回通常総会の説明	協会会議室
6	平成27年6月17日	通常総会	・平成26年度事業報告・決算 ・平成27年度役員選任　　等	ＫＫＲホテル
7	平成27年6月17日	第３回　理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選	
8	平成27年7月9日	第７回　ＦＸ幹事会	・今期のテーマについて　　他	協会会議室
9	平成27年8月21日	第１回　自主規制部会 （書面）	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正 ・パブリックコメント実施について　　他	
10	平成27年8月24日	ＦＸ全体会合 懇親会	・協会報告 ・金融モニタリングレポートについて	ＫＫＲホテル 「瑞宝の間」・「平安の間」
11	平成27年9月8日	第１回　自主規制委員会 （書面）	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正	
12	平成27年9月10日	第２回　業務部会	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正 ・退会　他	協会会議室
13	平成27年9月28日	第４回　理事会 （書面）	・「個人情報の保護に関する指針」一部改正 ・退会	
14	平成27年10月21日 14:00～15:00	金融庁との意見交換会	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
15	平成27年11月中旬	第３回　業務部会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成27年度資産管理運用状況報告　　等	協会会議室
16	平成27年11月25日 15:00～16:00	第５回　理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成27年度資産管理運用状況報告	ＫＫＲホテル 「竹の間」
17	平成27年11月27日	大阪セミナー	・14:00～16:00　セミナー ・16:00～18:30　懇談会	ＫＫＲホテル大阪 「曙の間」、ﾎﾞｰﾄﾞﾙｰﾑ
18	平成27年12月中旬	第４回　業務部会	・平成28年度事業計画・予算	協会会議室
19	平成28年２月中旬～下旬	第５回　業務部会	・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 （平成28年度事業計画・予算）	協会会議室
20	平成28年２月中旬～下旬	東京セミナー	・セミナー ・懇談会	ＫＫＲホテル
21	平成28年３月上旬	業務委員会	・平成28年度事業計画・予算	ＫＫＲホテル
22	平成28年３月中旬	第６回　理事会 （書面）	・臨時総会付議案件 （平成28年度事業計画・予算）	
23	平成28年３月下旬	臨時総会	・平成28年度事業計画・予算　他	協会会議室

別紙４　平成２７年度会議日程（実績及び予定）

	時　　期	所　管	内　　容	会場
24	平成28年３月下旬	第７回　理事会 （書面）	・入退会　等	
25	平成28年５月中旬	第１回　理事会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任　等	
26	平成28年６月中旬	通常総会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任　等	ＫＫＲホテル
	平成28年６月中旬	第２回　理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選　等	

別紙５　一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月日	事　項	分 類	内 容 等	文書番号
平成 27. 0401	通知文書	業務部	平成27年2月27日付 FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	53E
0408	通知文書	業務部	「統一地方選挙の選挙当日における便宜供与について」の周知について	58E
0409	講師派遣	事務局	TFXセミナー	―
0410	第1回自主規制部会（書面）	事務局	協会規則の一部改正について （金商法等の改正に伴う本協会規則条文の変更等）	―
0416	通知文書	監査部	統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項	60E
0416	通知文書	調査部	平成27年度からの店頭外国為替証拠金取引の出来高報告について	61E
0421	外為市場委員会Eコマース小委員会	調査部	スイスフラン・ショック関係等	―
0422	通知文書	業務部	マイナンバー（社会保障・税番号）制度の広報について	63E
0423	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争解決等業務の動向について　　他	―
0424	通知文書	業務部	「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」に関する事業者向けパンフレット等の送付及び事業者向け説明会の周知について	65E
0424	第11回　TFXとの意見交換会	事務局	近況についての意見交換	―
0424	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告	―
0427	監視委説明会	事務局	「平成27年度証券検査基準方針」	―
0427	通知文書	業務部	「クールビズ」の実施について	65E
0428	第1回業務部会	事務局	第26回通常総会招集決定の件 平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件　他	―
0430	会報104号	調査部	2014年海外主要金融デリバティブ市場の現状 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則施行1年経過状況　他	―
0501	通知文書	業務部	「CME Group債券金利オプションセミナーのご案内」について	66E
0507	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」（平成26年度第4四半期分）の周知について	68E
0508	第6回研究会（翻訳プロジェクト）	事務局	CHAPTER5　先物・オプション	―
0512	第1回理事会	事務局	第26回通常総会招集決定の件 平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報	―

			告の件　他	
0514	通知文書	調査部	決算状況表（平成27年3月期）の提出について	77E
0520	第1回自主規制委員会（書面）	事務局	協会規則の一部改正について （金商法等の改正に伴う本協会規則条文の変更等）	―
0526	FINMAC5団体打合せ	事務局	紛争解決業務の動向について　他	―
0528	第6回FX幹事会	事務局	来期の幹事会について　他	―
0529	通知文書	事務局	協会規則等の一部改正等について	84E
0529	通知文書	調査部	業務および財産の状況に関する説明書類の自社ホームページへの掲載について	85E
0529	通知文書	業務部	「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」の一部改正について	86E
0529	通知文書	業務部	口永良部島（新岳）噴火にかかる災害に対する金融上の措置について	89E
0602	通知文書	調査部	金融先物取引状況等報告書記載要領（案）について	92E
0602	通知文書	業務部	ゆう活（夏の生活スタイル変革）について	93E
0603	通知文書	業務部	「夏季省エネルギー対策について」の周知・広報について	94E
0608	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	97E
0609	通知文書	監査部	事業報告書（写）の提出について	99E
0609	通知文書	業務部	「今般の日本年金機構における個人情報流出事案を踏まえた要請」について	100E
0611	通知文書	業務部	FATCA 初回報告期限の追加延長申請手続及び電子的報告書免除（紙様式による報告）申請手続について	101E
0611	通知文書	業務部	「今夏の節電の取組みについて」の周知について	102E
0617	第26回通常総会	事務局	第1号議案 「平成26年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件」 第2号議案 「役員の選任の件」 第3号議案 「第26回通常総会議事録署名人2名選任の件」	―
0617	第2回理事会（書面）	事務局	代表理事の選定	―
0617	通知文書	総務部	第26回通常総会及び平成27年度役員について	107E
0617	FINMAC5団体打ち合わせ	事務局	紛争解決等業務の動向について　他	―
0625	情報管理ワーキング（日証協）	事務局	オブザーバー参加	―
0630	通知文書	業務部	「DDos攻撃に関する情報提供」の周知について	119E
0702	通知文書	総務部	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等の改正について	120E
0709	第7回FX幹事会	事務局	平成27年度幹事会テーマについて（案）　他	―
0709	通知文書	調査部	金融先物取引状況等報告書記載要領について	123E
0710	通知文書	業務部	FINMAC平成26年度事業報告書について	124E
0715	FINMAC5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について　他	―

0716	通知文書	事務局	外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合開催のお知らせ	129E
0716	情報管理ワーキング（日証協）	事務局	オブザーバー参加	－
0717	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会からの報告	－
0728	第12回TFX意見交換会	事務局	近況についての意見交換等	－
0731	会報105号	調査部	会員の決算状況（平成27年3月期）について　他	－
0806	情報管理ワーキング（日証協）	事務局	オブザーバー参加	－
0807	学術連携　研究会	事務局	ロスカット取引関係（岩壷教授）	－
0807	通知文書	業務部	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正について（「すべての女性が輝く政策パッケージ」）	133E
0810	通知文書	業務部	平成27年6月26日付FATF声明を踏まえた犯罪による収益移転防止に関する法律の適正な履行等について	137E
0821	第2回自主規制部会（書面）	事務局	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	－
0824	外国為替証拠金取引会員全体会合	事務局	金融庁講演　他	－
0831	東京外国為替市場委員会との意見交換会	事務局	グローバルな外為行動規範（Code of Conduct）の作成を巡る動向について　他	－
0901	通知文書	総務部	個人番号（マイナンバー）制度への対応について	142E
0901	通知文書	業務部	「通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて」の周知について	143E
0903	通知文書	業務部	津波防災の日（11月5日）における緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査・アンケートの実施について	147E
0908	第2回自主規制委員会（書面）	事務局	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	－
0909	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」（平成27年度第1四半期分）及び「金融商品取引業者等に対する証券検査における指摘事例集」（平成27年6月）の周知について	－
0910	第2回業務部会	事務局	理事会付議案件　他	－
0911	通知文書	業務部	台風18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	154E
0911	通知文書	業務部	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正について（「すべての女性が輝く政策パッケージ」）【再送】	155E
0911	通知文書	業務部	モニタリング調査表の様式改正について	156E
0911	通知文書	業務部	台風18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	157E
0914	通知文書	業務部	台風18号等による大雨にかかる災害に対する金融上の措置について	158E
0916	通知文書	監査部	モニタリングレポートに関する調査の実施について	160E
0916	通知文書	業務部	津波防災の日（11月5日）における緊急地震速報訓練について	161E
0928	理事会（書面）	事務局	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について、会員退会	－

			（預託金返還）	
0928	第1回金融庁・財務局との定期意見交換会	事務局	情報交換等	―
0928	通知文書	業務部	法人番号の「通知・公表」開始スケジュール	162E
0928	通知文書	業務部	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	164E
0930	第8回翻訳研究会	事務局	第7章『Hedging with Futures and Options』	―
0930	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会の活動状況	―
0930	規律委員会	事務局	会員処分	―
0930	通知文書	業務部	マイナンバー制度の周知・広報について	165E

別紙6　平成27年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の部の予算執行状況

（単位：百万円）

科目	平成27年度 予算額 A	平成27年度 4月～9月 決算額 B	差異 (A−B)	進捗率	差異の要因
Ⅰ　事業活動収支の部					
1　事業活動収入					
うち　定額会費収入	91	85	6	93%	
うち　比例会費収入	156	156	0	100%	
うち　特定資産利息収入	4	1	3	27%	
うち　受験料収入	18	8	10	42%	平成27年度当初予算時における受験者数2，200人に対し、上期実績932人
事業活動収入計	292	257	35	88%	
2　事業活動支出					
うち　事業費支出	326	139	187	43%	
うち　調査研究費支出	13	3	10	26%	監査費用の未執行
うち　業務資料発行費支出	15	4	11	27%	法規集作成費1，000万円の未執行（下期実施予定）
うち　広報・研修試験費支出	7	3	4	40%	
うち　外務員登録関係費支出	12	6	6	48%	外務員資格試験受験者数の減
うち　職員給与支出	204	91	113	45%	事務局長就任による人件費支出の平準化
うち　その他事務管理費支出	22	12	10	55%	
うち　管理費支出	42	17	25	40%	
うち　職員給与支出	10	5	5	49%	事務局長就任による人件費支出の平準化
うち　その他事務管理費支出	16	5	11	32%	会計監査報酬270万円の未執行（12月、3月支払予定） 未払消費税等の未計上（3月計上予定）
事業活動支出計	368	156	212	42%	
事業活動収支差額	△ 76	102	△ 178		

別紙７　公益目的支出計画の実施状況

１　制度の概要

本協会は移行一般社団法人として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２７条第３項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

２　本協会における実施状況

（１）　移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成２４年４月１日の法人格移行後４年間とし、平成２４年６月通常総会において決定いたしました。

（２）　平成２４年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２４年度決算において、自主規制事業会計は、収入４２百万円、支出３１５百万円であり、収支差２７２百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２４年度末日の本協会の公益目的財産額は７３１百万円となりました。

（３）　平成２５年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２５年度決算において、自主規制事業会計は、収入３５百万円、支出３２２百万円であり、収支差２８８百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２５年度末日の本協会の公益目的財産額は４４３百万円となりました。

（４）　平成２６年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成２６年度決算において、自主規制事業会計は、収入２７百万円、支出３２２百万円であり、収支差２９５百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成２６年度末日の本協会の公益目的財産額は１４８百万円となりました。

（５）　現行の公益目的支出計画

今後の公益目的支出計画の見込みは下記の表のとおりです。なお、当初計画とおり、法人格移行後の４年間の公益目的支出計画に変更はありません。

（単位：百万円）

	平成24年度（実績）	平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（計画）※
１．公益目的財産額	1,004	731	443	148
２．　公益目的収支差額（①-②）	272	288	295	319
(1)公益目的支出の額　（①）	315	322	322	349
(2)実施事業収入の額　（②）	42	35	27	30
３．当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

※　２７年度の計画は別紙８－２「平成３５年度までの試算（平成２７年度予算ベース）見直し案（平成２６年度決算織込み済み」による。

（参考）公益目的財産額に関して、金融商品取引法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等については、「別紙２２　金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙７関連追加）」参照

別紙8－1 平成35年度までの試算（平成27年度予算ベース） 現行ベース（平成26年度決算繰込み済み）

前提条件	1	支出	○ 平成28年度以降、平成27年度予算ベースを据え置く（新規事業、給与改善等を考慮しない、システム開発費は平成28年度以降500万円（自主規制事業会計の支出）とする、予備費は含まない、平成29年4月以降の消費税増税を考慮しない） ○ 平成27年度昇給に伴う平成28年度平準化分を加算し、社会保険料率の改定等を見込む
	2	会費収入等	○ 定額会費、比例会費、入会金については、平成27年度の水準で据え置き、各収入すべて法人会計の収入とする
	3	その他収入	○ 事業収入他については、平成27年度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする ○ 平成29年4月以降の消費税増税分は考慮しない
	4	運用益収入	○ 平成27年度予算水準で据え置きとする

（単位：千円）

			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
			（参考）平成26年度予算額における見込み		平成27年度予算額における見込み								
			H26年度	H35年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
支出	実施事業支出	（1） =（2）＋（3）	391,974	394,252	393,431	387,399	387,687	387,831	387,831	387,831	387,831	387,831	387,831
	うち法人会計の支出	（2）	(43,078)	(43,114)	(44,667)	(43,551)	(43,567)	(43,575)	(43,575)	(43,575)	(43,575)	(43,575)	(43,575)
	うち自主規制事業会計の支出	（3）	(348,896)	(351,138)	(348,764)	(343,848)	(344,120)	(344,256)	(344,256)	(344,256)	(344,256)	(344,256)	(344,256)
収入	事業活動収入	（4）	283,000	283,000	292,100	292,100	292,100	292,100	292,100	292,100	292,100	292,100	292,100
	うち法人会計の収入	（5） ＝（6）＋（7）＋（8）＋（9）	254,000	254,000	262,550	262,550	262,550	262,550	262,550	262,550	262,550	262,550	262,550
	うち入会金収入	（6）	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)
	うち定額会費収入	（7）	(92,800)	(92,800)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)
	うち比例会費収入	（8）	(146,100)	(146,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)
	うち運用収入	（9）	(4,700)	(4,700)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)
	うち自主規制事業会計の収入	（10） ＝（11）	29,000	29,000	29,550	29,550	29,550	29,550	29,550	29,550	29,550	29,550	29,550
	うち事業収入他	（11）	(29,000)	(29,000)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,550)
単年度における法人全体の収支差		（12） （4）－（1）	△ 108,974	△ 111,252	△ 101,331	△ 95,299	△ 95,587	△ 95,731	△ 95,731	△ 95,731	△ 95,731	△ 95,731	△ 95,731
	うち法人会計の収支差	（13） （5）－（2）	(210,922)	(210,886)	(217,883)	(218,999)	(218,983)	(218,975)	(218,975)	(218,975)	(218,975)	(218,975)	(218,975)
	うち自主規制事業会計の収支差	（14） （10）－（3）	(△ 319,896)	(△ 322,138)	(△ 319,214)	(△ 314,298)	(△ 314,570)	(△ 314,706)	(△ 314,706)	(△ 314,706)	(△ 314,706)	(△ 314,706)	(△ 314,706)
	収支差分は旧法人・新法人を合わせた内部留保を充当												
			平成25年度決算後残高（※1）		平成26年度決算後残高（※2）								
旧法人・新法人を合わせた内部留保（※）の推移		（15）	765,178	656,204	△ 343,640	690,325	588,994	493,695	398,108	302,377	206,646	110,915	15,184	△ 80,547	△ 176,278
	うち旧法人分	（16）	(353,203)	(33,307)	(0)	(64,769)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	うち新法人分	（17）	(411,975)	(622,897)	(△ 343,640)	(625,556)	(588,994)	(493,695)	(398,108)	(302,377)	(206,646)	(110,915)	(15,184)	(△ 80,547)	(△ 176,278)
	平成27年度以降、旧法人の内部留保残額ゼロとなり単年度における収支差分は新法人の内部留保から充当												

※1 内部留保の年度末残高（H25年度末残高） 765，178千円の内訳
ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。
① 過怠金積立資金 45,416,311 円
② 自主規制事業実施積立資金 719,762,144 円
合計（内部留保） 765,178,455 円

※2 内部留保の年度末残高（H26年度末残高） 690，325千円の内訳
ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。
① 過怠金積立資金 30,445,611 円
② 自主規制事業実施積立資金 659,879,578 円
合計（内部留保） 690,325,189 円

別紙8－2 平 成 35 年 度 ま で の 試 算（平 成 27 年 度 予 算 ベ ー ス） 見直し案（平成26年度決算繰込み済み）

1	前提条件	1 支出	○**平成28年度以降、毎年実施事業支出を対前年比229.3万円**（自主規制201.8万円、法人27.5万円、端数は平成35年度で調整）削減、平成28年度以降新規事業、給与改善等を考慮しない、 システム開発費は平成28年度以降500万円（自主規制事業事業会計の支出）とする、予備費は含まない） ○ 平成27年度給与改正分の平成28年度平準化分を平成28年度に加算、社会保険料率の改定等を見込む ○ 平成29年4月以降消費税は10%とする(平成29年度消費税分201万円(自主規制186.8万円、法人14.2万円))
2		2 会費収入等	○ 比例会費の急激な増加を防ぐため、平成27年度において1,000万円増額、同29,31,33年度において2,000万円増額、35年度1,918万円増額、法人会計の収入とする
3		3 その他収入	○ 事業収入他については、平成27年度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ただし、事業収入他のうち、受験料収入については消費税を平成27年度以降8%、平成30年度以降10%としている
4		4 運用益収入	○ 平成27年度予算水準で据え置きとする

（単位：千円）

			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
5			（参考）平成26年度予算額における見込み		平成27年度予算額における見込み								
6			H26年度	H35年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
7	支 出 実施事業支出	(1) =(2)＋(3)	391,974	371,500	393,431	385,107	385,112	382,964	380,671	378,379	376,086	373,794	371,500
8	うち法人会計の支出	(2)	(43,078)	(40,572)	(44,667)	(43,276)	(43,159)	(42,892)	(42,617)	(42,342)	(42,067)	(41,792)	(41,516)
9	うち自主規制事業会計の支出	(3)	(348,896)	(330,928)	(348,764)	(341,831)	(341,953)	(340,072)	(338,054)	(336,037)	(334,019)	(332,002)	(329,984)
10	収 入 事業活動収入	(4)	283,000	371,500	292,100	292,100	312,100	312,320	332,320	332,320	352,320	352,320	371,500
11	うち法人会計の収入	(5) ＝(6)＋(7)＋(8)＋(9)	254,000	341,740	262,550	262,550	282,550	282,550	302,550	302,550	322,550	322,550	341,730
12	うち入会金収入	(6)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)
13	うち定額会費収入	(7)	(92,800)	(92,800)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)	(91,550)
14	うち比例会費収入	(8)	(146,100)	(233,840)	(156,100)	(156,100)	(176,100)	(176,100)	(196,100)	(196,100)	(216,100)	(216,100)	(235,280)
15					比例会費を平成(25),27年度において1,000万円、平成29,31,33年度において2,000万円、平成35年度において1,918万円増額を想定する。								
16	うち運用収入	(9)	(4,700)	(4,700)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)	(4,500)
17	うち自主規制事業会計の収入	(10) ＝(11)	29,000	29,760	29,550	29,550	29,550	29,770	29,770	29,770	29,770	29,770	29,770
18	うち事業収入他	(11)	(29,000)	(29,760)	(29,550)	(29,550)	(29,550)	(29,770)	(29,770)	(29,770)	(29,770)	(29,770)	(29,770)
19	単年度における法人全体の収支差	(12) (4)－(1)	△ 108,974	0	△ 101,331	△ 93,007	△ 73,012	△ 70,844	△ 48,351	△ 46,059	△ 23,766	△ 21,474	0
20	うち法人会計の収支差	(13) (5)－(2)	(210,922)	(301,168)	(217,883)	(219,274)	(239,391)	(239,658)	(259,933)	(260,208)	(280,483)	(280,758)	(300,214)
21	うち自主規制事業会計の収支差	(14) (10)－(3)	(△ 319,896)	(△ 301,168)	(△ 319,214)	(△ 312,281)	(△ 312,403)	(△ 310,302)	(△ 308,284)	(△ 306,267)	(△ 304,249)	(△ 302,232)	(△ 300,214)
22	収支差分は旧法人・新法人を合わせた内部留保を充当												

			平成25年度決算後残高(※1)			平成26年度決算後残高(※2)								
23														
24	旧法人・新法人を合わせた内部留保(※)の推移	(15)	765,178	656,204	178,549	690,325	588,994	495,987	422,975	352,331	303,980	257,921	234,155	212,681	212,681
25	うち旧法人分	(16)	(353,203)	(33,307)	(0)	(64,769)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
26	うち新法人分	(17)	(411,975)	(622,897)	(178,549)	(625,556)	(588,994)	(495,987)	(422,975)	(352,331)	(303,980)	(257,921)	(234,155)	(212,681)	(212,681)
27	平成27年度以降、旧法人の内部留保残額ゼロとなり単年度における収支差分は新法人の内部留保から充当														

※1 内部留保の年度末残高（H25年度末残高） 765，178千円の内訳
ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。

① 過怠金積立資金	45,416,311 円
② 自主規制事業実施積立資金	719,762,144 円
合計（内部留保）	765,178,455 円

※2 内部留保の年度末残高（H26年度末残高） 690，325千円の内訳
ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。

① 過怠金積立資金	30,445,611 円
② 自主規制事業実施積立資金	659,879,578 円
合計（内部留保）	690,325,189 円

別紙9　これまでにおける経費削減の主なもの

1.　従前（平成26年度以前）における経費削減

（1）役員報酬の見直し（平成20年度～）、役員報酬の削減（平成24年度～）

（2）会員通知等の電子化（平成20年度～）

（3）コピー機保守契約の見直し（平成21年度～）

（4）刊行物の電子化及び作成費用の削減

（ア）会報のWeb掲載（平成22年度～）

（イ）業務マニュアルのWeb掲載（平成23年度～）

（ウ）テキスト作成費の削減（平成24年度～）

（エ）刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）（平成25年度～）

（オ）「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減
（平成26年度～）

（5）会議室活用による会場借料等の縮減（平成20年度～）

（6）学術連携関係経費削減

（7）その他の経費削減

（ア）E－mailによる報告（平成19年度～）

（イ）文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成21年度～）

（ウ）事務所借料の見直しに伴う削減

（エ）システム保守の見直しによる削減

（オ）公益法人コンサルタント打ち切りによる削減

（カ）オペレーション委託費の見直しによる経費削減

（キ）セミナー・理事会開催費の経費削減

（ク）封筒の作成費等の経費削減

2.　平成27年度における経費削減

（1）EBS為替変動率分析外注

別紙10　平成27年度上期資産管理運用状況報告

平成27年度上期における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告する。

＜参考＞資産管理運用規程

（理事会への報告等）

第5条　経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1　資産運用方針

預託金に係る超長期国債の再運用は、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用する。

＜参考＞資産管理運用規程

（特定資産の運用方針）

第3条　特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

2　資産運用の経緯

（1）　運用対象額等の決定

②　運用対象額

・預り預託金充当資産約14億円の運用は、過年度において10年国債により長期運用されている6億円（平成24年度　第62回利付国庫債券、額面5億円、償還平成35年6月20日、利回り0．8%（課税後0．64%5億円）、平成25年度　第329回利付国庫債券、額面1億円、償還平成35年6月20日、利回り0．8%（課税後0．64%））と流動性預金等により運用されている8億円からなっている。

・平成27年度においては、預託金返還資金の流動性確保を考慮（注）し、流動性預金等8億円のうち、約4億円を運用対象とする。

（注）　流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合に必要とされる預託金返還のための資金（4億25百万円）を確保することとした。

③　運用対象

・8月に満期となった定期預金(6か月）1億円を年利0.12%で再運用し、残額はFFF等流動性預金等により運用することとした。

（2）　資産運用状況

平成27年9月30日現在の資産運用状況は下記のとおりである。

（単位：円）

対象資産	運用対象	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金（6ヶ月）	定期預金（6ヶ月）	超長期国債第62回	利付国債第329回	合　計
	預け先		三井住友銀行神田支店	大和証券本店法人課	大和証券本店法人課	三井住友銀行神田支店	大和ネクスト銀行	SMBC日興証券第一公益法人部	SMBC日興証券第一公益法人部	
	買付日				平成24年6月21日	平成24年6月25日	平成27年8月3日	平成24年7月17日	平成25年6月25日	
	償還日					自動継続	平成28年2月3日	平成35年6月20日	平成35年6月20日	
	利回り（税引前）					0.0250%	0.1200%	0.8000%	0.8000%	
	利払日		8,2月/20頃	毎月末	毎月末	12月25日	2月3日	6,12月／20日	6,12月／20日	
	額面					50,000,000	100,000,000	500,000,000	100,000,000	
	簿価(100円単価）							99.3572516	99.468700	
	9月末残高	558,703	44,000,780	886,379,486	564,597,011	50,000,000	100,000,000	496,786,258	99,468,700	2,241,790,938
①　預り預託金充当資産		0	5,939,081	117,207,178	496,598,783	50,000,000	100,000,000	496,786,258	99,468,700	1,366,000,000
②　過怠金積立資金		0	0	30,445,611	0	0	0	0	0	30,445,611
③　自主規制事業実施積立資金		0	0	659,879,578	0	0	0	0	0	659,879,578
④　役員退職慰労引当資産		0		10,773,000	0	0	0	0	0	10,773,000
⑤　退職給付引当資産		0	0	62,497,000	0	0	0	0	0	62,497,000
⑥　その他流動資産		558,703	38,061,699	5,577,119	67,998,228	0	0	0	0	112,195,749
合計（①～⑥）		558,703	44,000,780	886,379,486	564,597,011	50,000,000	100,000,000	496,786,258	99,468,700	2,241,790,938

3　平成27年度利息収入内訳

※　収支計算書上のⅠ．事業活動収支の部、1．事業活動収入、②　特定資産利息収入に表示されている。

（単位：円）

運用対象の利息収入		現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金（6ヶ月）	定期預金（6ヶ月）	超長期国債第62回	利付国債第329回	合計
予算額	①	0	0	394,755	273,295	9,950	0	3,185,000	637,000	4,500,000
9月末までの実績額		0	10,376	104,569	116,655	2,470	32,755	793,700	158,740	1,219,265
3月末までの計上見込み額		0	5,000	101,612	114,077	7,480	55,780	2,391,300	478,260	3,153,509
決算見込み額	②	0	15,376	206,181	230,732	9,950	88,535	3,185,000	637,000	4,372,774
差異（決算見込み額－予算額）	②－①	0	15,376	△ 188,574	△ 42,563	0	88,535	0	0	△ 127,226
								9月末残高に対する利回り		0.195%

別紙１１　最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

１．　役員報酬の分離計上（平成２０年度決算より）

２．　外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成２１年度決算より）

３．　事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成２２年度計画等より）

４．　経理基盤整備（会計機械化平成２３年度試行開始）

５．「資産管理運用規程」第５条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成２４年１１月実施）

６．　会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成２１年度供用開始）

７．　職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンクライアント環境を導入（平成２４年３月より）

８．　常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか２件（平成２１年度より作成試行）

９．　法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成２２年度より）

１０．総会における顧問弁護士の出席（平成２５年６月１３日通常総会～）

１１．会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成２５年８月６日）

１２．自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成２６年１月３０日）

１３．事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成２６年３月）

１４．個人情報保護団体の認定申請（平成２６年３月）及び認定取得（平成２６年８月）、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置

１５．定款第３０条第６項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成２４年１１月実施）

１６．公益目的支出計画実施報告書の作成（平成２５年３月）

１７．会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置（平成２５年６月より）

１８．消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応（平成２６年４月）

１９．総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議（平成２６年７月）

別紙　12

Kinsaki-net概要

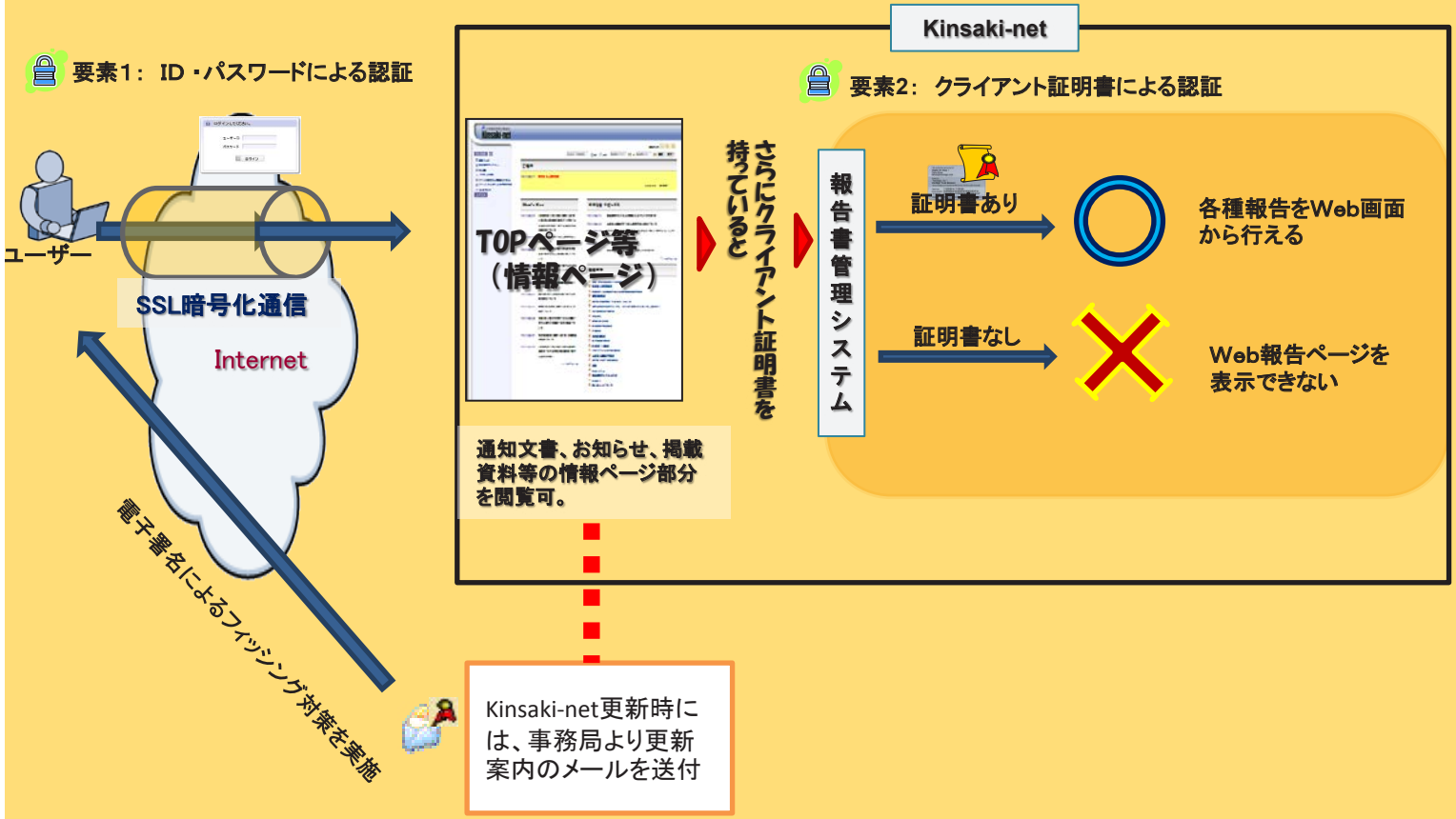

Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

○ **ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用**
（さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。）

○ **通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化**
（シマンテックのEVサーバ証明書には、日次のマルウェアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。）

別紙１３　　金融商品取引法第６４条の７に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成２６年度）

（１）　外務員登録事務従事者名簿

			H27.3.31現在
部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
〃	主任調査役	B	責任者
〃	調査役	C	登録事務担当
〃	調査役	D	登録事務担当
総務部	主任調査役	E	システム担当
〃	調査役	F	登録事務担当補助
〃	主任	G	登録事務担当補助

（2）平成２６年度外務員登録実績

金商法第 64 条の７（登録事務の委任）第２項により行われた登録事務

（件）

区分			平成26年度　総計	平成25年度　総計	平成24年度　総計	平成23年度　総計	平成22年度　総計	平成21年度　総計
金商法第64条第1項第1号	外務員登録	新規	8,573	7,821	9,794	8,321	9,504	11,159
		既存	1,602	1,534	1,703	2,120	1,015	1,529
金商法第64条の4	廃止		8,029	13,465	11,386	12,318	6,316	7,252
金商法第64条の4	氏名変更		2,372	1,920	2,091	1,927	1,903	1,559
金商法第64条の4	役職変更		0	54	38	54	55	62
金商法第64条の2	登録の拒否		0	0	0	0	0	0
金商法第64条の9	審査請求		0	0	0	0	0	0
金商法第64条の6	登録の抹消		0	0	1	2	0	0
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。							

（3）平成２６年度外務員登録事務収支状況

（単位：円）

			平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
外務員登録手数料収入		①	**10,226,000**	9,259,000	11,121,000	9,872,000	10,921,000	13,117,000
収入計	(a)	①	**10,226,000**	**9,259,000**	**11,121,000**	**9,872,000**	**10,921,000**	**13,117,000**
外務員登録関係費支出		②	**2,901,454**	**2,835,789**	**2,867,002**	**3,408,757**	**2,425,363**	**4,270,725**
	保守		(1,257,357)	(1,220,000)	(1,220,000)	(630,000)	(0)	(630,000)
	外務員登録済み通知等送料		**(316,522)**	(324,289)	(313,502)	(342,757)	(344,523)	(386,250)
	その他		(0)	(0)	(0)	(0)	(1,315)	(1,575)
	サーバ障害対応		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(630,000)
	情報セキュリティコンサル料		(972,000)	(945,000)	(987,000)	(2,089,500)	(1,753,500)	(2,047,500)
	外務員サーバ保守＋有線LAN保守		(355,575)	(346,500)	(346,500)	(346,500)	(326,025)	(176,400)
	データセンター設置費		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(399,000)
ソフトウエア取得支出			**3,220,282**	**3,370,409**	**2,388,482**	**2,858,850**	**2,544,063**	**(3,045,321)**
	文書管理システム	③	(0)	(0)	(440,000)	(1,000,000)	(0)	(83,333)
	外務員システム	④	(3,220,282)	(3,370,409)	(1,948,482)	(1,858,850)	(2,544,063)	(2,961,988)
人件費		⑤	**7,194,877**	**7,191,543**	**9,781,656**	**9,445,724**	**7,404,842**	**5,376,247**
水道光熱費		⑥	**11,190**	**11,190**	**15,706**	**14,305**	**14,964**	**17,660**
事務所賃借料		⑦	**744,084**	**744,084**	**1,092,356**	**1,078,192**	**1,020,845**	**1,089,997**
支出計	(b)	②+③+④+⑤+⑥+⑦	**14,071,887**	**14,153,015**	**16,145,202**	**16,805,828**	**13,410,077**	**13,799,950**
収支差	(a)−(b)		△ 3,845,887	△ 4,894,015	△ 5,024,202	△ 6,933,828	△ 2,489,077	△ 682,950

各費用項目の算出根拠

番号	項目		算出方法
②	外務員登録関係費支出		外務員登録に関係する直接費
③	ソフトウエア取得支出	文書管理システム	外務員登録に関係するシステム開発費のうち当期費用分
④	ソフトウエア取得支出	外務員システム	
⑤	人件費		外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑥	水道光熱費		外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑦	事務所賃借料		

※　時間外給与の計算方法
給与規程第8条（時間外勤務手当）第3項第1号
1、2（略）
3　時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。
（1）法定内時間外勤務1時間当たりの単価　（年俸の額の12分の1）÷（平均所定勤務時間）×1.00

別紙１４　外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

（単位：人）

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成２７年４月	７１	７１	３１	３１	１６	１６
５月	１６２	１６２	３３	３３	３２	３２
６月	５９	５９	３３	３３	４５	４５
７月	１１９	１１９	１７	１７	３３	３３
８月	５１	５１	１４	１４	３０	３０
９月	４８	４６	４１	４１	３９	３９

別紙１５　ＦＸ取引に関するこれまでの主な施策

＜（１）開始時期　（２）規則、通知文書等　（３）主な内容等　＞

１．店頭ＦＸ取引月次統計

（１）平成２１年１月開始（平成２０年１１月から平成２０年１２月までは試行期間）

（２）通知文書【金先協平２０第２７７号Ｅ】（平成２０年１２月１２日）

【金先協平２７第３４号Ｅ】（平成２７年３月４日、定款第３条報告化）

（３）店頭ＦＸの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表

→　平成２７年２月２４日の業務委員会において平成２７年４月から当報告を定款第３条に基づく報告として全店頭ＦＸ取引取扱会員を対象とすることを決定

２．顧客区分管理信託状況についての検証

（１）平成２２年１月２９日より

（２）外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン

（３）「第４条　会員は、毎年１回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

３．ＢＣＰ体制の整備

（１）平成２２年８月２５日施行

（２）会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則

会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン

（３）緊急時における会員の事業継続体制の整備

４．ＦＸ取引におけるロスカット未収金報告制度

（１）平成２１年９月１６日発生分より

（２）通知文書【金先協平２１第１８０号Ｅ】（平成２１年９月１６日）

【金先協平２３第１８１号Ｅ】（平成 23 年６月２２日、様式変更）

【金先協平２４第２５０号Ｅ】（平成 24 年１１月２６日、残高報告頻度変更）

（３）ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

５．ＦＸ取引におけるロスカット月次状況報告制度

（１）平成２２年６月分から平成２３年９月分まで

（２）通知文書【金先協平２２第１５４号Ｅ】（平成２２年７月１日）

【金先協平２３第２５６号Ｅ】（平成２３年１０月２８日、報告終了通知）

（３）月間のロスカット件数について報告を受け集計

６．ロスカット取引の適切な運用

（１）平成２１年１２月１１日より

（２）外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン

→　平成２３年２月１日より規則化：　金融先物取引業務取扱規則第２５条の３、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成２３年１月２６日制定）

（３）ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

７．店頭ＦＸ取引に係るスプレッド広告の適正な実施

（１）平成２２年９月３日より

（２）スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン

（３）スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存

→　平成２４年１２月１２日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

８．店頭ＦＸ取引に係る価格配信態勢整備義務

（１）平成２３年２月１日施行

（２）金融先物取引業務取扱規則第２５条の２（平成２２年１０月２８日理事会成立）

（３）価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9．注意喚起文書の交付義務

（１）平成２３年４月１日施行

（２）金融先物取引業務取扱規則第７条の２（平成２３年２月１８日理事会成立）

（３）契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭ＦＸ取引における価格データ等の保存

（１）平成２２年１１月５日より

（２）通知文書【金先協平２２第２６４号 E】（データ保存の依頼）

→　平成２３年６月３０日規則化：　金融先物取引業務取扱規則第２５条の４、同条に関する細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）

（３）顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等

→　平成２６年７月２３日「金融先物取引業務取扱規則第２５条の４及びその細則（店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係）に関する留意点等について」の改訂【金先協平２６第１５９号 E】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調

１１．アフィリエイト広告の適正な利用

（１）平成２４年３月３０日より

（２）アフィリエイト広告利用に関するガイドライン

（３）ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

１２．ＦＸ取引の広告等に関する Q&A 事例集の作成

（１）平成２４年３月３０日より

（２）広告等の表示及び景品類の提供に関する Q&A 事例集

（平成２５年７月１８日に「ＦＸ取引の広告等に関する Q&A 事例集」から「広告等に関する Q&A 事例集」へ変更。さらに平成２６年６月４日に現在の名称に変更）

（３）　ＦＸ広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。

→　平成２４年１２月１２日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

（→　平成２５年７月１８日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加）

→　平成２６年６月４日一部改正：１４．の基準改正に伴う改正

１３．店頭ＦＸ取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明（スリッページ関係）

（１）平成２５年８月９日施行（既存会員は、平成２５年１１月３０日までは従前の例による。）

（２）金融先物取引業務取扱規則第２５条の２の２、第２５条の２の３

（３）　店頭ＦＸ取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生の仕組み等に関する顧客への事前説明等

→　平成２６年７月２３日【金先協平２６第１５８号 E】「金融先物取引業務取扱規則第２５条の２の２第３項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

１４．広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

（１）平成２６年９月１日施行（平成２６年６月４日理事会決定）

（２）広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則

広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル

（３）「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成３年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

１５．「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

（１）平成２７年４月１日より（平成２７年２月２４日業務委員会決定）

（２）通知文書【金先協平２７第３４号Ｅ】

（３）平成２７年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第３条に基づき報告を求めることとした。

また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

１６．無登録業者に関する施策

（１）平成２２年４月より

（２）無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。

① 一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成２２年４月～）

② 関係団体との連携

（３） ①について、平成２６年７月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。

②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。

・ 日本雑誌広告協会（平成２６年１月２７日）

・ インターネット広告推進協議会（平成２６年１０月７日）

また、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。

・ 日本クレジット協会（平成２７年２月１８日）

１７．システムトレードに関する施策

（１）平成２７年１０月２日

（２）通知文書【金先協平 27 監第 117 号 E】

（３）プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

以　上

別紙１６　個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況

１．	平成２４年８月２日	ワーキング設置業務部会承認
２．	平成２４年９月１３日	第１回バイナリーオプションワーキング開催（計 10 回）
３．	平成２４年９月２１日	月次モニタリング通知（金先協平 24 第 200 号 E）*10 月度より実施
４．	平成２４年１２月１２日	個人向けバイナリーオプション取引規制骨子公表
５．	平成２５年４月２４日	バイナリーオプションワーキング最終報告公表
６．	平成２５年５月１４日	(監督指針改正案公表)
７．	平成２５年５月１６日	バイナリーオプションワーキング終了
８．	平成２５年５月２７日	個人向け店頭バイナリーオプション取扱会員との実務ミーティング開始
９．	平成２５年５月２９日	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則ほかメンコメ開始
１０．	平成２５年６月１３日	取扱会員との個人向けバイナリーオプションに関する意見交換会開催
１１．	平成２５年７月３日	(改正金商業府令公布)
１２．	平成２５年７月１８日	個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定 同規則ガイドライン、確認テスト例ほか公表 個人向け店頭バイナリーオプション取引に関わる外務員に対する登録試験適用の明確化
１３．	平成２５年８月１日	(改正金商業府令施行、改正監督指針適用開始)
１４．	平成２５年１０月７日	バイナリーオプション作業部会設置
１５．	平成２５年１２月１日	新規則下による取引への移行完了
１６．	平成２５年１２月１９日	書面監査実施通知（金先協平 25 第 268 号 E）
１７．	平成２６年１月２０日	一般向け協会ホームページに月次速報掲載開始
１８．	平成２７年４月３０日	個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告掲載（会報第 104 号）

別紙１７　あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん･苦情･相談処理状況

（平成 27年 4 月 1 日　～　平成 27 年9月 30日）

（単位:件）

区分	平成27年						合計
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
あっせん申立て	1	0	1	0	1	2	5
あっせん終結	1	0	0	1	0	1	3
苦情	6	9	16	11	17	10	69
取次ぎあり	6	5	14	11	17	10	63
取次ぎなし	0	4	2	0	0	0	6
相談	35	36	34	42	65	62	274

別紙18　協会開催セミナー・説明会等の開催状況

	セミナーとテーマ	講　師	
平成元年秋季セミナー（平成元年10月19日）			
	金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
	金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
	東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田　孝氏
	金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野　徹氏
	証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
平成元年度春季セミナー（平成2年3月16日）			
	金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
	金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）			
	先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏
	国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷充　史氏
	東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）			
	新しい国際金融市場展開への対応　ー1993年を展望してー	東京銀行取締役	本田敬吉氏
平成3年度春季セミナー（平成3年3月22日）			
	わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
	金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
平成3年度夏季セミナー（平成3年7月2日）			
	日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
	証券先物・オプション取引の実際	野村證券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
	日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣東　勝氏
平成3年度秋季セミナー（平成3年10月18日）			
	銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
	金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成4年度春季セミナー（平成4年3月26日）			
	金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
	金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家　哲氏
	金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草彌正美氏
平成4年度夏季セミナー（平成4年6月16日）			
	金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林　茂氏
	債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
	開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成4年度秋季セミナー（平成4年11月25日）			
	アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC　CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
	シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX　バイスプレジデント	リチャード・ローク氏
平成5年度春季セミナー（平成5年3月24日）			
	金利自由化の動向について　ー郵便貯金の金利自由化対応ー	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
	我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家　哲氏
平成5年度夏季セミナー（平成5年6月16日）			
	最近の証券市場と資金の流れ	山一證券投資情報部次長	小林治重氏
	金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関　和彦氏
	開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成5年度秋季セミナー（平成5年10月15日）			
	変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
平成5年度基礎セミナー（平成5年9月9日）			
	金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆　勇
	協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー（平成6年3月8日）			
	預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
	最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家　哲氏

セミナーとテーマ		講　師	
平成6年度夏季セミナー（平成6年6月16日）			
	デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
	金利先物取引の実証的検討	日興證券債券部先物オプション取引課課長	星　一孝氏
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー（平成6年9月8日）			
	金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆　勇
平成6年度基礎セミナー（平成6年11月24日）			
	協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー（平成6年10月20日）			
	デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー（平成7年3月9日）			
	預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
	最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林　收氏
	金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤　登
平成7年度夏季セミナー（平成7年6月15日）			
	戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
	オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュー・アット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー（平成7年10月17日）			
	統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面　圭史氏
	歴史的低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー（大阪）（平成7年9月7日）			
	協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
	金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー（東京）（平成7年11月21日）			
	協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
	金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー（平成8年3月13日）			
	最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
	最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曽根英実氏
	内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤　登
平成8年度夏季セミナー（平成8年6月12日）			
	金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東　克哉氏
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
	金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー（平成8年10月16日）			
	低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
	デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー（大阪）（平成8年9月18日）			
	内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー（東京）（平成8年11月8日）			
	内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー（平成9年3月11日）			
	CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
	MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー（アジア担当）	エリック・メルリエ氏
	最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚　明氏
平成9年度夏季セミナー（平成9年7月2日）			
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
	日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
	超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一證券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ		講　師	
平成9年度秋季セミナー（平成9年10月14日）			
	通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
	ドル・円相場の見通し－テクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員	林　康史氏
第13回基礎セミナー（大阪）（平成9年9月12日）			
	金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
		本協会業務部調査役	南元一穂
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
第14回基礎セミナー（東京）（平成9年11月18日）			
	金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長	田沼義雄
	金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
		本協会業務部調査役	南元一穂
	協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度春季セミナー（平成10年3月11日）			
	最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長	古谷一之氏
	TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
第1回内部管理セミナー（平成10年6月2日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成10年度秋季セミナー（平成10年10月14日）			
	円動乱のやさしい読解法 －金融グローバライゼーション時代の為替変動－	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター	田中泰輔氏
	ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター	渋澤　健氏
第2回内部管理セミナー（平成10年11月18日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度春季セミナー（平成11年3月11日）			
	デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 （デリバティブ・プロジェクト担当）チーフ	吉田　稔氏
第3回内部管理セミナー（平成11年6月1日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成11年度秋季セミナー（平成11年10月7日）			
	ゼロ金利政策解除とプリエンプティブ・アプローチ －新しい金融政策の考え方－	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員	河野龍太郎氏
	アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員	大和俊太氏
第4回内部管理セミナー（平成11年11月16日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	小玉雅之
平成12年度春季セミナー（平成12年3月22日）			
	デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士	成澤和己氏
第5回内部管理セミナー（平成12年6月6日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第6回内部管理セミナー（平成12年11月17日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
平成13年度春季セミナー（平成13年3月6日）			
	今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト	河野龍太郎氏
	為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト	深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー（平成13年6月4日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第8回内部管理セミナー（平成13年12月6日）			
	金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛

セミナーとテーマ	講　師	
第9回内部管理セミナー（平成14年6月6日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第10回内部管理セミナー（平成14年12月9日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第11回内部管理セミナー（平成15年6月3日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第12回内部管理セミナー（平成15年12月4日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第13回内部管理セミナー（平成16年6月7日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第14回内部管理セミナー（平成16年12月10日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
金融先物取引法の改正等に関する説明会（平成17年6月10日）		
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市氏
	金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄氏
	金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富　功氏
	金融庁監督局証券課係長	古角儀生氏
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介
第15回内部管理セミナー（平成17年9月29日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第16回内部管理セミナー（平成17年12月22日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
第17回内部管理セミナー（平成18年6月1日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下　寛
第18回内部管理セミナー（平成19年1月23日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下　寛
第19回内部管理セミナー（平成19年6月14日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点	本協会監査部次長	山下　寛
第20回内部管理セミナー（平成20年1月22日）		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長	原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長	山下　寛
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役	渡邊有康
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長	宮崎雅雄
第21回内部管理セミナー（平成20年6月13日）		
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長	山下　寛
店頭FX取引に関する支払調書の説明会（平成20年12月16日）		
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長	櫻井裕治氏
セミナー（外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について）（平成20年12月17日）		
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	森田宗男氏
協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事	後藤敬三
セミナー（4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年5月8日）		
4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏

	セミナーとテーマ	講　師	
セミナー（5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年6月8日）			
	5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
		金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏
協会セミナー（平成21年10月28日）			
	証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一氏
	証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長	栗田照久氏
	協会概況のご報告	本協会専務理事	後藤敬三
協会セミナー（平成22年1月22日）			
	主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐	森　陽介氏
		金融庁監督局証券課課長補佐	山下　淳氏
協会セミナー・大阪（平成22年11月29日）			
	経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏
	協会実地監査における指摘事項等について	本協会事務局長	廿日岩信次
		本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成23年2月17日）			
	最近の国債管理政策について	財務省審議官	大川　浩
	2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長	松井哲夫
	協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長	山下　寛
	金融先物取引業務取扱規則の一部改正（確認書・注意喚起文書規則）案について	本協会総務部次長	小口　忍
協会セミナー・大阪（平成23年11月24日）			
	最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏
	公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会事務局長	廿日岩信次
	変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫
	協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成24年2月24日）			
	最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長	山下　寛
	変化する外国為替市場	本協会調査部長	松井哲夫
	ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官	浅川雅嗣氏
	電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副主査	本間輝彰氏
協会セミナー・FATCAについて（平成24年11月21日）			
	米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から　等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシニアマネージャー	丹生谷佳子氏
		あずさ監査法人　金融事業部金融アドバイザリー部パートナー	九里隆吉氏
協会セミナー・大阪（平成24年11月26日）			
	最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官	樽川　流氏
	店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫
	協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成25年2月20日）			
	協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長	山下　寛
	店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長	松井哲夫
	G20と日本の経済政策	財務省副財務官	梶川幹夫氏
協会セミナー・大阪（平成25年11月25日）			
	最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官	樽川　流氏
	変化する外国為替市場　Part Ⅱ	本協会調査部長	松井哲夫
	協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下　寛
協会セミナー（平成26年3月5日）			
	FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループシニアマネージャー	丹生谷佳子氏
		有限責任あずさ監査法人　金融事業部金融アドバイザイリー部パートナー	九里隆吉氏
	協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下　寛
	「2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長	山﨑哲夫
	G20／G7をめぐる動向について	財務省国際局次長	梶川幹夫氏

セミナーとテーマ		講　師	
協会セミナー・大阪（平成26年11月28日）			
	協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下　寛
	金融指標に関する考察（金利・為替）	本協会調査部長	山﨑哲夫
	最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	北川　真氏
協会セミナー（平成27年3月2日）			
	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン （金融業務編）の概要	特定個人情報保護委員会事務局政策調査員	桐井啓成氏
	国税分野におけるマイナンバー制度の概要	国税庁課税部課税総括課企画専門官	竹川洋樹氏
	法人番号について	国税庁長官官房企画課法人番号準備室課長補佐	山岸要一郎氏
	協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	協会監査部長	山下　寛
	外国為替市場におけるホットイッシュ	協会調査部長	山﨑哲夫
	最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	有泉　秀氏

別紙１９　協会事務局への統計に関する定期報告（平成２７年４月１日以降）

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年１回	全会員	7 月初旬	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条(6)報告
	金商業者会員	7 月初旬	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議(H1.8.8)　※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査（任意）
	FX 取扱会員 個人向け BO 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	23 年度税制改正時の当局要請により調査開始（任意）
年２回 (半期毎)	第一種金商業者会員	5 月 20 日 11 月 20 日	決算状況	調査部 監査部	各期通知（直近例： 平 26 第 212 号 E）
	全会員	4 月 15 日 10 月 15 日	内部管理担当役員等	業務部	内管責規則 7 条報告
年４回 (四半期毎)	全会員 全特別参加者	5 月 31 日 8 月 31 日 10 月 31 日 1 月 31 日	出来高、期末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
	店頭 FX 取扱会員		個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
月１回	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
		翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	個人向け BO 取扱会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月末日	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	FX 取扱会員	翌月末日	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知（平 20 第 285 号 E）
週１回	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額（日次）	監査部	通知（平 22 第 33 号 E）

別紙20　所管金融商品取引の状況（マッピング）

		取引所名	四半期出来高推移（平成21年度～27年度第1四半期）（単位：枚）	主な金融商品名	取扱社数	証拠金規制（オプションの買いは含めない　府令117条第7項））		信託保全（媒介・取次ぎ・代理を含む）		ロスカット規制		再勧誘の禁止		注意喚起文書 OTC：初回と年1回 市場取引（初回、継続は必要なし）		自主規制事業		
					平成27年第1四半期実績	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	各種ひな形		自主規制
市場デリバティブ取引	国内取引所	金利系	東京金融取引所(TFX)	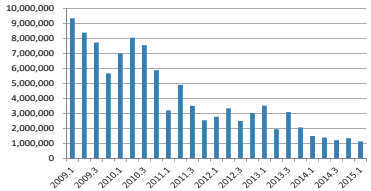	ユーロ円3か月金利	21社 銀行8社 証券13社	—	—	—	—	—	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	契約締結前交付書面 金利先物等取引説明書 平成27年1月改訂	口座設定約諾書等 金融先物取引媒介約諾書 （特定投資家を除く）	・合同監査の実施（定款第14条の2） ・出来高状況報告（定款の施行に関する規則第3条） ・資料の提出等（定款第14条） ・セミナーを通じた啓蒙（定款第4条第1項第10号） ・会員要望を反映した媒介約諾書徴求の改訂（業務取扱規則第9条第3項等）
		通貨系	東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)	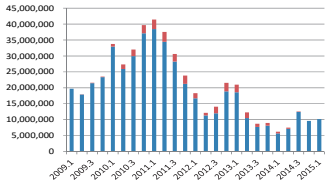	取引所外国為替証拠金取引 くりっく365 大証FX	22社 （内媒介2社） 銀行1社 証券16社 商品先物3社 FX専業2社	府令第117条第1項第27号 通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府第123条第1項第21号の2）	—	府令第143条第1項第1号 通貨関連デリバティブ取引等（府第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府第143条第3項）	府第123条第1項第21号の2 通貨関連デリバティブ取引（府第123条第1項第21号の2）	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	取引所為替証拠金取引説明書（東京金融取引所） 平成27年2月改訂 取引所為替証拠金取引説明書（大阪証券取引所） 平成26年3月改訂	金融先物取引媒介約諾書 （特定投資家を除く）	・合同監査の実施（定款第14条の2） ・出来高状況報告（定款の施行に関する規則第3条） ・資料の提出等（定款第14条） ・セミナーを通じた会員啓蒙（定款第4条第1項第10号） ・会員要望を反映した媒介約諾書徴求の改訂（業務取扱規則第9条第3項等）
	海外取引所	金利系	CME CBOT NYSE　LIFFE SYDNEY FUTURES EX	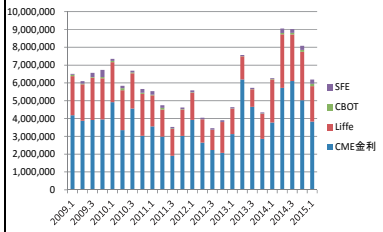	ユーロドル預金（3ヵ月） ユーロドル預金オプション EURIBOR（3ヵ月） 英ポンド金利（3ヵ月） EURIBORオプション 英ポンド金利オプション ユーロスイスフラン金利（3ヵ月） フェド・ファンド（30日） BA手形（90日） 受渡決済金利スワップ先物など	33社 銀行15社 証券17社 商品先物1社	—	—	—	—	—	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	海外金融先物取引説明書 平成27年1月改訂	海外金融先物取引口座設定約諾書 海外金融先物取引媒介約諾書 （特定投資家を除く）	・監査の実施（定款第14条の2） ・業務の報告（出来高状況報告）（定款の施行に関する規則第3条） ・資料の提出等（定款第14条） ・セミナーを通じた会員啓蒙（定款第4条第1項第10号） ・会員要望を反映した媒介約諾書徴求の改訂（業務取扱規則第9条第3項等）
		通貨系	CME	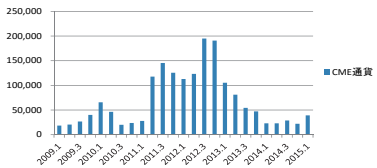	ユーロ通貨 英ポンド通貨 日本円通貨 スイスフラン通貨 カナダドル通貨 豪ドル通貨 ユーロ/円通貨 NZドル通貨 メキシコペソ通貨　など		府令第117条第1項第27号 通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府第123条第1項第21号の2）	—	府令第143条第1項第1号 通貨関連デリバティブ取引等（府第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府第143条第3項）	府第123条第1項第21号の2 通貨関連デリバティブ取引（府第123条第1項第21号の2）	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	海外金融先物取引説明書 平成27年1月改訂	海外金融先物取引口座設定約諾書 海外金融先物取引媒介約諾書 （特定投資家を除く）	
		金利・通貨系	その他取引所 シンガポール証券取引所 パリ国際金融取引所 フィラデルフィア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等	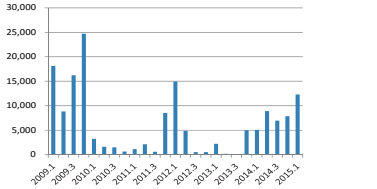	ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物 HIBOR（3ヵ月）先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物　など		—	—	通貨系取引は「通貨系CME」と同様	—	—	—	府令117条第1項第9号 金融先物取引等（特定投資家を除く）	金先協業務取扱規則第7条の2 金融先物取引等（特定投資家を除く）	海外金融先物取引説明書 平成27年1月改訂	海外金融先物取引口座設定約諾書 海外金融先物取引媒介約諾書 （特定投資家を除く）	

		金融商品	四半期出来高推移（平成21年度～27年度第1四半期）（単位：百万円）	主な金融商品	取扱社数	店頭デリバティブ新規制				証拠金規制（オプションの買いは含めない府令117条第7項））		信託保全（媒介・取次ぎ・代理を含む）		ロスカット規制		不招請勧誘の禁止		新確認書		注意喚起文書OTC：初回と年1回 市場取引（初回、継続は必要なし）		自主規制事業		
					平成27年度第1四半期実績	電子取引基盤	TR対象	CCP対象	証拠金規制	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	各種ひな形		自主規制
店頭デリバティブ	先渡取引	外国為替証拠金取引	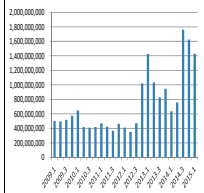	USD/JPY EUR/JPY AUD/JPY GBP/JPY EUR/USD NZD/JPY GBP/USD AUD/USD ZAR/JPY CAD/JPY CHF/JPY EUR/JPY その他通貨ペア （全173通貨ペア）	56社 銀行5社 証券30社 FX専業20社 商品先物1社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第2号	府令117条第1項第27号		府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4		—	—	金先協業務取扱規則第7条の2		店頭外国為替証拠金取引説明書 平成25年9月改訂	店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	**「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号** ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・配信価格モニタリングの実施 ・月次・四半期出来高状況の報告（定約の施行に関する規則第3条） 平成21年1月　店頭FX取引月次統計の開始 平成21年9月　FX取引におけるロスカット未収金報告制度の開始 平成22年2月　証拠金の顧客区分管理信託への一本化 平成22年2月　ロスカットルールの整備・遵守の義務化 平成22年6月　FX取引におけるロスカット月次状況報告制度の開始（時限的） 平成22年9月　店頭FX取引に係るスプレッド広告の適正な実施 平成23年2月　店頭FX取引に係る価格配信態勢整備義務 平成23年6月　店頭FX取引における配信価格及び配信時刻の保存の規則化 平成24年3月　アフィリエイト広告に関するガイドライン制定 平成25年8月　スリッページに関する規則制定（金融先物取引業務取扱規則一部改正） 平成26年9月　広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則（広告等に関する自主規制基準を一部改正）
						規制対象外（改正された金融商品取引業等に関する内閣府令第1条3項二十五の二の特定店頭デリバティブ取引に含まれず）平成27年9月1日施行	金商法2条第22項第1号及び2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123等の二十一の五、二十一の六（平成27年12月1日から施行予定）、ただし除外規定が複数あり	通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		金融先物取引等（特定投資家を除く）									
		NDF	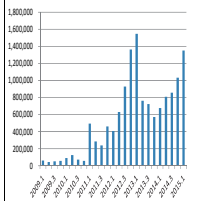	インドルピー 韓国ウォン ロシアルーブル ブラジルレアル 中国人民元 フィリピンペソ 台湾ドル マレーシアリンギット インドネシアルピア その他通貨 （全25通貨ペア）	銀行5社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第2号	通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	施行令第16条の4	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ—3—3—2(6)④協会業務取扱規則第8条の2	金先協業務取扱規則第7条の2	店頭金融先物取引説明書 平成25年4月改訂	店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	**「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号** ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告（定約の施行に関する規則第3条） 「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の２
						規制対象外（改正された金融商品取引業等に関する内閣府令第1条3項二十五の二の特定店頭デリバティブ取引に含まれず）平成27年9月1日施行	金商法2条第22項第2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123等の二十一の五、二十一の六（平成27年12月1日から施行予定）、ただし除外規定が複数あり						金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）	金融先物取引等（特定投資家を除く）						
	オプション取引	通貨オプション取引	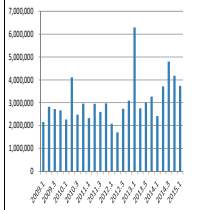	Vanilla Option Single Barrier Option Doubles Barrier Option Window Barrier Option　など （全37通貨ペア）	44社 銀行38社 証券6社	金商法40条の7	金商法156条の64	金商法156条の62	金商法40条第2号	府令第117条第1項第27号		府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ—3—3—2(6)④協会業務取扱規則第8条の2	金先協業務取扱規則第7条の2		店頭金融先物取引説明書 平成25年4月改訂	店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	**「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号** ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告（定約の施行に関する規則第3条） 「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の２
						規制対象外（改正された金融商品取引業等に関する内閣府令第1条3項二十五の二の特定店頭デリバティブ取引に含まれず）平成27年9月1日施行	金商法2条第22項第3号及び4号（但し、権利行使期間が2営業日以内のものは除く）	適用除外	金融商品取引業等に関する内閣府令123等の二十一の五、二十一の六（平成27年12月1日から施行予定）、ただし除外規定が複数あり	通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）	金融先物取引等（特定投資家を除く）						
		バイナリー・オプション	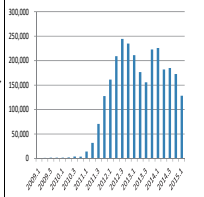	Digital Option Accrual Option　など （全9通貨ペア）	10社（内、個人向けバイナリー8社（内　媒介0社）） 銀行2社 証券3社 FX専業5社					府令117条第1項第27号		府令第143条第1項第1号		府令第123条第1項第21号の2		施行令第16条の4	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ—3—3—2(6)④協会業務取扱規則第8条の2	金先協業務取扱規則第7条の2			店頭金融先物取引口座設定約諾書 店頭金融先物取引媒介約諾書	**「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号** ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・月次・四半期出来高状況の報告（定約の施行に関する規則第3条） 平成25年8月　内閣府令・監督指針改正（個人向け店頭バイナリーオプション） 平成25年8月　個人向け店頭バイナリーオプションの規制施行 平成25年12月　個人向け店頭バイナリーオプションに関する公規制、自主規制完全施行 「確認書による説明実施の確認」 金先協業務取扱規則第8条の2 「注意喚起文書の交付」 金先協業務取扱規則第7条の２
										通貨関連デリバティブ取引（決済を除く）（府令第123条第1項第21号の2）	—	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引等（府令第143条第3項）	通貨関連デリバティブ取引（府令第123条第1項第21号の2）	—	金融先物取引等（特定投資家を除く）		店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）	金融先物取引等（特定投資家を除く）					

別紙２１　他の自主規制機関等との協調

１．金融商品取引業協会５団体

平成２１年９月に金融商品取引業協会５団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

２．特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ）」の設立に積極的に協力し、平成２２ 年２月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成２３年４月１日より、指定紛争解決機関として特定第１種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第２種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

３．第二種金融商品取引業協会

第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

４．金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

５．外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成２６年度上期においては、３回実施しました。）

６．東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成２３年３月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年４月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

７．海外規制当局、自主規制団体

海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国ＣＦＴＣ及びシンガポールＭＡＳの開催した規制関係者会合への参加、ＦＩＡ(Futures Industry Association)、ＮＦＡ（National Futures Association）との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

８．証券取引等監視委員会

平成２５年７月より、監査部に所属していた職員１名が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

９．その他

平成２４年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ＩＳＤＡ（International Swaps and Derivatives Association）と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

別紙２２　金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙７関連追加）

１．公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成１９年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成２１年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

①　平成１９年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、６９９百万円、繰越収支差額は１３４百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計８３３百万円でした。

②　その後、一般社団法人移行の直前である平成２３年度末までに、

(a)　体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費３９百万円のほか、

(b)　役員退職慰労金関係支出を併せ合計５４百万円が取り崩され、

(c)　他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が７６百万円生じました。

③　この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、８５５百万円となりました。

④　これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金４３百万円、固定資産１０６百万円を加えた１，００４百万円が公益目的財産とされました。

⑤　公益目的財産は、公益目的支出計画に従い、平成２７年度までに払い出されることとなります。

２．体制整備等

（１）（体制整備等）

平成２０年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、ＦＸ取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

（注）　上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々の規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

①　証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、

②　金融商品取引法の規定等のほか、平成１９年６月に取りまとめられ、公表された当時の５団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、

③　平成１８年１１月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ＩＣＳＡ）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

（２）（事務局人員の増員）

これらの検討を踏まえ、平成２１年６月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成２２年度までに対平成２０年度末（１４人）比１１人増員を内容とする計画を説明しまし

た。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の２年から４年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成２４年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置（平成２２年７月）等、各部で効果をあげています。

３．　平成２１年度予算編成

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会（自主規制団体）の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成２１、２２年度での増員１１人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

（会費制度の改正）

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正（２１年５月理事会決定）し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、**定額会費**年額を５０万円から５５万円に引き上げました。

② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配意し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、**平成２０年度分収支差損の会費の不徴収**としました。

４．　平成２２年度以降の体制整備計画及び財務運営

平成２２年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額（実施事業支出）と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減（内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還）が講じられることとなりました。

① **（増員実施と計画延伸）**平成２１年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成２２年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成２４年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。

増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量（年齢、専門性等）も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を総会等にご説明してきた次第です。

② **（会費）**厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを行うに当たっては、財務節度に配意し、経費の性格等に着目した、内部留保の使途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からその分が減少することとなり、会費負担水準の軽減を図ることとし、これを会員にご説明しました。

(a) 体制整備は、平成１７年度において協会の自主規制担当分野にＦＸ取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分も多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過怠金収入の使途として投資者保護のための金融ＡＤＲへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

③ **（決算不用の対応）**更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわばお返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成２２年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

FX証拠金取引におけるロスカット規制－気質効果とリスクテイク－

神戸大学大学院経済学研究科教授
岩壷　健太郎

要旨

近年、FX証拠金取引の人気が高まっている。FX証拠金取引にはロスカット規制があり、一定比率以上の含み損を抱えた投資家に対して業者が自動的に反対売買を行う。その目的は投資家の損失を抑制し、業者の財務リスクを軽減するためであるが、投資の自由を制約するものであると反対する声も聞かれる。そこで、本稿ではロスカット規制の効果を検証した。推計の結果、一時的ではなく平時から気質効果が高い投資家がロスカットされる確率が高いこと、ロスカット後に気質効果が弱まることが明らかになった。これらの結果はロスカット制度が自発的に損切り出来ない投資家を対象として機能していることに加えて、ロスカットされた投資家にディシプリンを与えていることを示唆している。

Ⅰ　はじめに

本稿では、外国為替証拠金取引に関する規制のうち、含み損が一定比率以上になった際に自動的に反対取引により決済される制度（以下「ロスカット制度」という）の有効性を会員会社の協力により提供された顧客取引データに基づき分析する。なお、ここでいうロスカット制度とは、日中においてFX業者が設定したロスカット基準のもとで投資家が抱える全建玉を反対売買する「日中ロスカット」と、追証が解消されない場合に反対売買する「強制決済」の両者を指し、投資家が自発的に行うロスカットを「損切り」と呼ぶことにする。

ロスカットされる取引には①自発的に損切りを行わない、②新規取引時点においてすでにレバレッジ比率が高い、③追証の発生時に追加投入する余裕資金がないという3つの条件が同時に満たされていると考えられる。

①の自発的に損切りを行わないというのは、含み益が生じている場合は早めに利益を確定する一方で、含み損が生じている場合は損切りに踏み切れないという投資家の心理バイアスから生じている可能性がある。この心理バイアスを気質効果（disposition effect）という。ただし、レバレッジ比率が低い、もしくは余裕資金があるならば、自発的に損切りを行わなくてもロスカットを受けることはない。

②のレバレッジ比率としては投資家が選ぶレバレッジ・コース（10倍コース、25倍コースなど）ではなく、有効証拠金額（預託証拠金額＋評価損益）に対する建玉（必要証拠金額×25倍）の比率が重要である。新規取引時にこの比率が高い場合、為替レートのわずかな変動でもロスカットの対象になりえる。しかし、自発的に損切りを行える、もしくは追加投入できる余裕資金があるならば、ロスカットを受けることはない。

③の追加投入できる余裕資金がなくても、自発的に損切りを行える、もしくはレバレッジ比率が低ければロスカットが発生しない。そこで、①、②、③すべてが存在することがロスカットの条件となる。

もちろん、①、②、③すべてが満たされなくても、

ロスカットされることもあろう。たとえば為替レートの動向を気にしないでいたら知らない間にロスカットにあっていたという場合や、自発的に損切りできないことを前提にロスカット制度を積極的に利用して過度なリスクテイクを抑えているという場合である。しかし、前者は価格動向に無頓着であるという意味で、①気質効果が高いと捉えることができ、後者は②リスクテイクの度合いが高い投資家と捉えることができる。

3つの条件のうち、③の余裕資金の不足については投資家の口座外の資産がいくらなのか把握できないので分析の対象外とせざるを得ないが、①気質効果と②リスクテイクについては顧客取引データを用いて分析することが可能である。特に、FX証拠金取引の場合、レバレッジを投資家のリスクテイクの度合いと見なすことができるという利点がある。株取引に比べて、レバレッジをかけて取引する投資家が多く、投資家間のレバレッジの違いは極めて大きい。レバレッジ規制と強制決済制度により、オーバーナイトでは25倍以下に制限されているが、ロスカット基準の違いにより日中のレバレッジは実質的に25倍以上になることもある[1]。

ロスカット制度は投資家の過大な損失を防ぐという意味での顧客保護と、未収金の発生によって高まる業者の財務リスクの抑制ために導入されたが、それを投資家の自由な投資活動に対する制約と捉えて制度に反対する意見もある。後者を自由主義（リベラリズム）と呼ぶならば、前者はパターナリズムと解釈することができる。

パターナリズムとは、強い立場にある者が弱い立場にある者の利益になるように、本人の意思に関わらず行動に介入・干渉することを指す。オートバイ運転手のヘルメット装着義務が良い例であろう。この例は、義務を課される者と保護される者が同一の場合であるが、FX証拠金取引のロスカット規制では、顧客の損失が膨らんで未収金が発生すると業者の財務を悪化させ、仮に業者の経営破たんが発生すればFX証拠金市場の安定性、ひいては金融システムにも影響を及ぼしかねない。為替レートが急激に一方向に進み、ロスカットが多数発生する局面では特に、システミック・リスクが懸念される。したがって、ロスカット規制は顧客のみを保護している制度ではないことに留意する必要がある。

本稿では、顧客の保護に注目して分析を行う。学術的に、制度の有効性を評価する場合、同じような投資能力と心理バイアスを持っている2グループの投資家がそれぞれロスカット制度下で投資する場合とロスカット制度がない下で投資する場合を比較して、制度の有効性を判断しないといけない。あるいは、2つの制度が併存している市場に投資家をランダムに投入し、それぞれの市場での投資家行動を比較することで制度の評価が可能となる。しかし、現実的にはこのようなランダム化比較実験を行うことは難しい。現実にはある時点からすべての投資家を対象にロスカット規制が実施されるからである。

そこで、本稿では以下の2つの仮説を検証する。1つは「平時から気質効果が高く、リスクテイクの度合いが大きい投資家がロスカットされる確率が高い」という仮説である。この仮説が正しければ、ロスカットの要因と考えられる気質効果やリスクテイクがロスカット時点の一時的なものではなく、持続的な心理バイアスやリスク選好であることを意味する。オートバイのヘルメット装着義務に例えると、偶発的に事故に会ったのではなく平時から事故に会いやすい人（たとえば不注意という気質を持っている人）が事故に会う確率が高いならば、ヘルメット装着義務は保護されるべき人が規制による利益を最

1 ロスカットの基準は業者によっては異なる。有効証拠金額（預託証拠金額＋評価損益）が必要証拠金額（建玉の25分の1）の一定割合を下回ったときにロスカットされるが、その割合は20％、40％、50％、100％などの違いがある。

も受けているということになる。

2つめの仮説は、「ロスカットになった投資家はその後、リスクテイクの度合いを減らし、気質効果も低下する」である。この仮説が正しければ、ロスカット制度は投資家にディシプリンを与えており、投資家の学習効果が見られることになる。この仮説が満たさない場合は、ロスカット規制が投資家にモラルハザードを与えるというケースであろう。ロスカット後もリスクテイクや気質効果の度合いが変化しない場合、あるいは度合いが増している場合は、投資家にモラルハザードが生じていると考えられる。

本稿では、これら2つの仮説が認められるならば、ロスカット規制が有効であると判断する。まず、気質効果の分析を行う。これまで気質効果については株式市場などで多くの研究がなされているが、FX証拠金取引に気質効果があるかどうかについては先行研究が存在しない。Grinblatt and Keloharju（2001）に従って、ロジット分析を用いることで、FX個人投資家に気質効果があるかどうかを調べる。次に、どのような投資家に気質効果が強いかを分析する。具体的には、ロスカット経験、リスクテイクの度合い、収益率などと関係を調べる。

次に、ロスカット制度の有効性を検証するため、ロスカットの決定要因を分析する。ロスカット取引に限らず、サンプル期間を通じて気質効果、リスクテイクの度合い、収益率がロスカットを経験する確率を高めるかどうかをクロスセクション分析によって明らかにする。最後に、ロスカット経験のある投資家を対象に、ロスカット後に気質効果の度合いやリスクテイクの度合い、収益性がどう変わったかを分析する。リスクテイクの度合いや気質効果の度合いが低下すれば、それはロスカット規制が投資家にディシプリンを与えていることが認められる。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では気質効果の分析手法を紹介しつつ、本稿で採用するロジット分析の方法を紹介する。第3章ではFX顧客データの紹介を行い、第4章で行う推計に使う変数をどのように作成するのかを説明する。第4章は推計結果を示し、第5章でまとめと論文の課題を述べる。

Ⅱ　分析方法

私が知る限り、ロスカット規制に関する研究は存在しないが、気質効果についてはShefrin and Statman（1985）が最初に提唱して以来、投資家が抱える頑健な特徴として多くの研究が注目してきた。Kahneman and Tversky（1979）が唱えるプロスペクト理論を代表として気質効果の原因には多くの仮説があるが、未だどれが正しいのかは定かではない。

データ不足によって研究が進まなかった時代を経て、気質効果が再度注目されるようになったきっかけを作ったのがOdean（1998）である。Odean（1998）は米国の個人投資家が12月を除いて、気質効果を有していることを示した。12月に気質効果が見られないのは節税目的の損出しが行われるからである。

Odean（1998）は株式の売却日に投資家がどれほどの含み益株や含み損株を抱えているか、どれほどの利食い、損切りをしたのかを次のような指標を用いて計算した。PGRを利食いした株数を利食いした株数と含み益を抱えている株数で除した指数、PLRを損切りした株数を損切りした株数と含み損を抱えている株数で除した指数と定義する。すると、含み益を出している株式を利食いし、含み損を抱えている株式を損切りしないという気質効果はPGRがPLRを上回っていることを指す。そこで、PGRからPLRを引いた値を計算し、それが統計的に有意かどうかを検定することで、気質効果を検証した。

ところが、その後、Feng and Seasholes（2005）は、株式を売却する日しか考慮に入れないOdean（1998）の方法は集団の気質効果を調べるときは有効だが、個人投資家のクロスセクション分析では問題があることを示し、サバイバル分析を採用することを提唱した。

本稿で推計するロジット分析も売却日だけでなく、すべての日を推計に用いているので、Feng and Seasholes（2005）の批判に応えている。ロジット分析とはロスカットされる、されないという2つの値しかとらない事象の発生確率を説明変数がどのくらい説明できるか、発生確率をどのくらい予測できるかを表現した推計方法である。サバイバル分析とロジット分析には、ある事象が発生する限界確率が時間に依存しているか、していないかという違いがあり、為替取引はロジット分析が適している。なお、ロジット分析はフィンランドの投資家を対象として気質効果を調べたGrinblatt and Keloharju（2001）でも用いられている。

本稿のロジット分析は、各投資家のある1日の終わり、NY市場の引けにおいて、すべての建玉を解消していれば1、そうでなければ0をとるダミー変数を作成し、建玉を解消する確率を被説明変数とするロジットモデルを推計する。

$$\Pr ob(y_{it}) = \Lambda(X_{it}\beta) = \frac{\exp(X_{it}\beta)}{1+\exp(X_{it}\beta)}$$

説明変数としては、TGI（Trade gain indicator）とTLI（Trade loss indicator）を用いる。TGIとは、当該日に含み益を抱えている、もしくは利益を確定する仕切取引を行ったら1、そうでなければ0とするダミー変数であり、TLIとは当該日に含み損を抱えている、もしくは損失を確定する仕切取引を行ったら1、そうでなければ0というダミー変数である。TGIとTLIは建玉の時価評価したときに評価益を出しているか、評価損を出しているかを区別するダミーである。気質効果が高い投資家は、評価益を出しているときに建玉を解消し、評価損を出しているときに建玉を解消しないので、TGIの係数がTLIの係数を上回ることになる。なお、建玉がゼロの日があるので、TGI＋TLI＝1ではない。

さらに、この推計式において、TGI、TLIの係数がロスカット経験、リスクテイクの度合い、日次収益率に依存しているかをみることで、投資家のどのような特性が気質効果と関連しているかを調べ得る。

ロスカット経験とは、サンプル期間中にロスカットを1度でも経験した投資家を1、未経験の投資家を0とするロスカット経験ダミーである。リスクテイクの度合いは1日の最も高いレバレッジ比率である。レバレッジ比率は建玉（必要証拠金額の25倍）を有効証拠金額（預託証拠金額＋評価損益）で除した値であり、新規約定ごとに計算する。日次収益率は口座内外の資金の出し入れを考慮にしつつ、預託証拠金の日次変化率と有効証拠金の日次変化率を計算した。

2つ目の分析としては、どのような投資家がロスカットを経験するのかをクロスセクションのデータを用いて分析する。

$$\Pr ob(y_{i}) = \Lambda(X_{i}\beta) = \frac{\exp(X_{i}\beta)}{1+\exp(X_{i}\beta)}$$

説明変数は、サンプル期間を通じて得られる各投資家の気質効果やリスクテイクの度合い、性別、期間収益率である。気質効果は投資家ごとに推計されたTGIの係数、TLIの係数を用いる。気質効果が高く、リスクテイクの度合いが大きい投資家がロスカット規制の対象となっていれば、規制によって保護されるべき投資家が保護されていることが示される。

3つ目の分析では、ロスカットされた投資家がロスカット後に気質効果の度合いやリスクテイクの度合いを変化させたかどうかを分析する。ロスカット規制が投資家にディシプリンを与えるという効果があるならば、リスクテイクの度合いや気質効果の度合いが低下することが予想される。サンプル期間中

に複数回ロスカットされた投資家は、サンプル期間の期初から最初のロスカットまでの間と、最後のロスカットからサンプル期間の期末までの間の2期間を比べる。

Ⅲ　データ

本稿では、複数の会員FX会社から提供された顧客取引データを用いて分析を行う。サンプル期間は2011年10月～12月の3か月間である。データは2種類で、取引データと証拠金データがある。取引データは、顧客ID（個人情報保護のために変換されたもの）、性別、通貨ペア、取引の種類（新規、仕切）、売買、注文種別（成行、指値、逆指値）、ロスカット区分（ロスカット、強制決済、通常）、約定価格、約定数量が記録されており、証拠金データは、変換済み顧客ID、日付、預託証拠金額、有効証拠金額、必要証拠金額、評価損益が含まれている。

サンプル期間の最初と最後の日、つまり2011年10月3日と12月30日に建玉がゼロで、かつサンプル期間中に取引を1回以上行っている投資家をサンプルとする。これは、建玉を抱えたままサンプル期間に入る投資家と出る投資家を除き、取引が完結している投資家だけを分析対象とする。複数のFX会社の顧客を分析対象としているので、同じ顧客であっても口座ごとに別の投資家とみなす。

その結果、サンプル内のロスカット経験者は1,483口座（1,253,388取引）、ロスカット非経験者は13,652口座（14,159,824取引）となり、サンプル計15,135口座（15,413,212取引）であった。

Ⅳ　推計結果

表1には、パネルデータを用いて、建玉解消ダミーを被説明変数としたロジットモデルの推計結果が示されている。TGIの係数は正で有意であるのに対し、TLIの係数は負で有意である。これは、投資家は含み益があるときに利益を確定する一方で、含み損があるときには建玉を解消しないことを意味している。つまり、投資家に気質効果があることが見てとれる。

次に、TGIやTLIにロスカット経験ダミーとの交差項を加えることで、ロスカット経験者の気質効果は非経験者よりも高いかどうかを調べている。TGIとロスカット経験ダミーの交差項の係数も、TLIとロスカット経験ダミーの交差項の係数も、どちらもマイナスで有意であり、ロスカット経験者は含み益があるときも含み損があるときも、建玉を解消する傾向が低いことが伺える。ロスカット非経験者はTGIの係数が0.82、TLIの係数が0.07と気質効果があるものの、どちらも正の値をとっており、含み益や含み損に対して建玉を解消する傾向が見られる。一方でロスカット経験者はTGIの係数がほぼ0、TLIの係数が約－1であり、含み益・含み損が発生しても建玉を解消する傾向にないことがうかがえる。

では、リスクテイクの度合いが高い投資家は低い投資家に比べて気質効果が高いのであろうか。TGIとリスクテイクの交差項の係数も、TLIとリスクテイクの交差項の係数もマイナスであり、リスクテイクしている投資家は含み益があるときも含み損があるときも、建玉を解消する傾向が低い。なお、リスクテイクの変数は同時性の問題を避けるために、1日前の値を使っている。

最後に、1日前の日次収益率が高い投資家は気質効果が高いだろうか。TGIと日次収益率の交差項の係数はマイナスで有意であり、TLIと日次収益率の交差項の係数は有意ではなかった。ただし、ロスカット経験とリスクを考慮すると、日次収益率の有意性は消えてしまう。つまり、収益性と気質効果には強い関係が見られないと結論づけることができる。

表1　気質効果の分析

被説明変数：建玉決済ダミー	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
TGI	0.730 ***	0.821 ***	0.825 ***	0.753 ***	0.720 ***	0.952 ***	0.952 ***
	(0.005)	(0.005)	(0.006)	(0.005)	(0.005)	(0.006)	(0.006)
TGI×ロスカットダミー		−0.829 ***				−0.981 ***	−0.981 ***
		(0.015)				(0.016)	(0.016)
TGI×リスク（−1）			−0.008 ***			−0.001 *	−0.009 ***
			(0.001)			(0.000)	(0.001)
TGI×日次収益率（−1）（預託証拠金）				−6.37E−08 *		1.08E−09	
				(3.70E−08)		(2.72E−09)	
TGI×日次収益率（−1）（有効証拠金）					−8.56E−08 **		1.10E−09
					(4.12E−08)		(2.75E−09)

被説明変数：建玉決済ダミー	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
TLI	−0.084 ***	0.066 ***	0.608 ***	−0.085 ***	−0.087 ***	0.635 ***	0.635 ***
	(0.004)	(0.005)	(0.006)	(0.004)	(0.004)	(0.006)	(0.006)
TLI×ロスカットダミー		−1.095 ***				−0.472 ***	−0.472 ***
		(0.013)				(0.015)	(0.015)
TLI×リスク（−1）			−0.097 ***			−0.094 ***	−0.094 ***
			(0.001)			(0.001)	(0.001)
TLI×日次収益率（−1）（預託証拠金）				1.57E−09		3.05E−09	
				(2.47E−09)		(2.78E−09)	
TLI×日次収益率（−1）（有効証拠金）					1.53E−09		3.09E−09
					(2.52E−09)		(2.80E−09)
被説明変数＝1の観測数	234,501	234,501	231,805	231,940	231,590	230,843	230,783
被説明変数＝0の観測数	897,916	897,916	805,558	809,004	807,918	804,559	804,519
観測数	1,132,417	1,132,417	1,037,363	1,040,944	1,039,508	1,035,402	1,035,302

（注）*、**、***は、10%、5%、1%の有意水準で係数が0から統計的に乖離していることを示している。

表2では、クロスセクションデータを用いて、ロスカット経験ダミーを被説明変数としたロジットモデルの推計結果を示している。説明変数についてサンプル期間を通じた平均値をとることで、ロスカット時だけでなく、平時における投資家の特徴とロスカットの関係を分析している。

説明変数となるTGI係数やTLI係数は投資家ごとに推計した。リスクテイクの変数はサンプル期間の平均値であり、収益率もサンプル期間平均である。説明変数として、サンプル期間を通じた気質効果の度合いやリスクテイクの度合い、収益率をとることで、ロスカット取引のみならず平時でのリスク選好や気質効果が高い投資家がロスカットになっているかを調べることができる。

推計結果によると、まずTGI係数もTLI係数も低い方がロスカットになりやすい。表には出していないが、どちらも単回帰でも同じ結果である。含み益・含み損を抱えるときに建玉を解消しない投資家はロスカットになりやすいことは気質効果が高い投資家がロスカット規制の対象となっていることを示唆する。

次に、リスクテイクの度合いについては単回帰でも重回帰でも係数がマイナスであり、レバレッジが低い投資家ほどロスカットされやすいことが分かる。これは仮説とは逆の結果である。**表1**よりリスクテイクの度合いが高い投資家ほど気質効果が高く、気質効果を経由してロスカット確率を高める効果がある。そのため、(3)式の重回帰のリスクの係数

は(2)式の単回帰のリスクの係数よりも絶対値でみて縮小している。ただし、気質効果を考慮しても、リスクテイクの度合いがロスカット確率を引き下げる効果は統計的に有意である。これは平時において頻繁に建玉を持たない投資家のようにリスクテイクの度合いが低くても、ロスカットになりやすいことを示している。つまり、ロスカットの要因として重要なのは、リスクテイクの度合いよりも気質効果であることが示唆される。

最後に、収益率はマイナスで有意であり、収益が悪い投資家がロスカットされる傾向が高い。ただし、ロスカットが原因で収益が悪化する可能性も高いので、ロスカットと収益率の因果関係は明らかではない。

表2　ロスカットの決定要因

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
TGI係数	−0.2391 ***		−0.2211 ***	−0.2208 ***	−0.2208 ***
	(0.0053)		(0.0059)	(0.0059)	(0.0059)
TLI係数	−0.1647 ***		−0.1493 ***	−0.1495 ***	−0.1494 ***
	(0.0047)		(0.0052)	(0.0052)	(0.0052)
リスク		−0.0865 ***	−0.0115 ***	−0.0119 ***	−0.0118 ***
		(0.0018)	(0.0021)	(0.0021)	(0.0021)
収益率（預託証拠金）				−0.0191 **	
				(0.0078)	
収益率（有効証拠金）					−0.0163 **
					(0.0079)
被説明変数＝1の観測数	1,483	1,483	1,483	1,483	1,483
被説明変数＝0の観測数	13,652	13,652	13,652	13,652	13,652
観測数	15,135	15,135	15,135	15,135	15,135

（注）*、**、***は、10%、5%、1%の有意水準で係数が0から統計的に乖離していることを示している。

表3には、ロスカット後に気質効果とリスクテイクの度合いが低下したかどうかを検証した結果を示している。TGIの係数は−0.05から0.23、TLIの係数は−1.27から−0.69とTGIの係数とTLIの係数が共に上昇しており、いずれもロスカット前と後での平均値の差は統計的に有意である。ロスカット後にも気質効果が見られるものの、気質効果には大幅な改善が見られる。

次に、リスクテイクの度合いの変化については、ロスカット前に10.5倍であったレバレッジがロスカット後に3.8倍に低下している。ただし、レバレッジが0の日を除くと、ロスカット前の23.7倍からロスカット後の21.9に変化するのにとどまり、有意な変化が見られない。つまり、ロスカット後に取引を続けている投資家はリスクテイクの度合いを変えていないが、取引を控えてしまう投資家が多くいることがうかがえる。

平時におけるリスクテイクの度合いの高さがロスカット確率を高めないことを踏まえると、ロスカット後に取引を続けている投資家のリスクテイクの度合いが低下していないことは心配することではない。重要なのは気質効果が改善されたことであり、この結果はロスカット規制によって投資家が学習効果を発揮していることを示している。ロスカットは全通貨に対する強制決済であるため、自発的な損切りよりも損失が大きい場合が多い。ロスカット規制が投資家にモラルハザードではなく、ディシプリンを与えているということを示す証左であろう。

表3　ロスカット経験者のロスカット前後の比較

TGIの係数		
ロスカット前	−0.054	
ロスカット後	0.231	
差	0.285	***
差のZ値	[8.861]	
TLIの係数		
ロスカット前	−1.266	
ロスカット後	−0.694	
差	0.572	***
差のZ値	[19.873]	
リスク（ゼロを含む）		
ロスカット前	10.462	
ロスカット後	3.845	
差	−6.617	***
差のt値	[−3.765]	
リスク（ゼロを除く）		
ロスカット前	23.651	
ロスカット後	21.904	
差	−1.747	
差のt値	[−0.976]	

（注）***は有意水準1％で平均値に差があること、無印は平均値に統計的に有意な差がないことを示している。

V　結語

本稿では、FX個人投資家に気質効果があるのか、どのような投資家に気質効果が見られるのか、ロスカット取引のみならず平時から気質効果やリスクテイクの度合いが大きな投資家がロスカット規制の対象となっているのか、ロスカット後に投資家の気質効果やリスク低下に変化は見られるかを分析した。

その結果、FX個人投資家に気質効果があること、ロスカットの対象となる投資家は気質効果の強い投資家であり、リスクテイクの高い投資家ではないことが明らかになった。さらに、ロスカット後に投資家の気質効果が低下していることが示された。

気質効果がロスカット経験者に顕著に見られる持続的な心理バイアスであるならば、ロスカット制度は保護すべき投資家を保護していることになる。同時に、ロスカット後の気質効果の改善はそのような投資家に対してディシプリンを与えていることが見てとれる。

これらの実証結果を総合すると、ロスカット規制は投資家保護として有効に機能していると結論付けられる。

参考文献

Feng, L. and M. S. Seasholes, 2005, “Do investor sophistication and trading experience eliminate behavioral biases in financial markets?” *Review of Finance*, 9, 305-351.

Grinblatt, M. and M. Keloharju, 2001, “What makes investors trade?” *Journal of Finance*, 56, 589-616.

Kahneman, D. and A. Tversky, 1979, “Prospect theory : an analysis of decision under risk” *Econometirca*, 47, 263-292.

Shefrin, H. and M. Statman, 1985, “The disposition to sell winners too early and rise losers too long : theory and evidence” *Journal of Finance*, 40, 777-790.

Odean, T., 1998, “Are investors resultant to realize their losses?” *Journal of Finance*, 53, 1775-1798.

会員の決算状況（平成27年9月期）について

調査部

本協会では、年2回、登録金融機関及び第二種金融商品取引業者を除く会員の決算（本決算及び中間決算）情報の一部を集計し公表を行っており、今回の結果は以下のとおりである。

[要約]
・集計対象会員全体の当期純損益合計額は341,007百万円（前年同期比31.98％増）となった。
・金融先物取引専業者の当期純損益合計額は6,716百万円（同676.42％増）となり、15社（前年同期は11社）が当期純利益を計上した。
・集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は469.1％（前年同期比1.26％減）、金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は586.55％（同5.97％増）となった。
・集計対象会員全体の純財産額合計は5,926,385百万円（前年同期比1.98％増）、金融先物取引専業者の純財産額合計は82,242百万円（前年同期比1.3％減）となった。

はじめに

(1) 本記載における定義等

本協会の会員を金融商品取引業者として登録されており、日本証券業協会の協会員である会社を「証券会社」、「証券会社」以外で日本商品先物取引協会の会員を商品先物取引業者、上記以外の本協会が自主規制機関として所掌する金融商品取引を業として行う金融商品取引業者を金融先物取引専業者として分類（ただし、当該会員が本協会以外の上記の各協会に、本協会の会員になった後で新たに入会した場合や金融先物取引業務以外の業務の比重が金融先物取引を上回る状況となるなどの個別の理由が考えられる場合には、当該会員の分類を変更することがある。）し捉えることとする。なお、平成27年9月期（当期）の報告につき、上記の分類を平成26年9月期（前期）より変更した会員は1社である。

平成27年9月期（当期）とは、平成27年4月～平成27年9月迄の期間（3月決算の会社が平成27年度の中間決算を行う場合における対象期間と同義である。）のことであり、平成26年9月期（前期）とは、これを1ヵ年遡った同期間をいう。ただし、今回は金融商品取引法の改正（平成26年改正）により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から起算して一年を経過する日までとする（当該改正前は第一種金融商品取引業者の事業年度は4月1日から起算して一年を経過する日であった。）こととなっている。これに伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度の期間とする金融商品取引業者については、平成27年9月期（当期）に相当する期（同一の事業年度（ここでは、平成27年度が該当する。）における中間決算を行う場合における対象期間と同義の期間である。）をいうこととする。

(2) 集計対象とする決算情報

本協会の会員である第一種金融商品取引業者が金融庁長官・財務（支）局長宛に提出を行った決算状況表の写し等を本協会へ提出しており、この提出書

面の記載内容のうち、平成26年9月期（前期）及び平成27年9月期（当期）における「1. 経理の状況」の各科目の数値等を基に集計をした。ただし、本稿作成時点（平成27年12月）において本協会にて確認（訂正等含む）ができたもの迄を対象としている。

その他、会員において各科目の数値等の算出が困難な場合等、何らかの理由により各科目の数値等が得られない場合は、その数値等は当該集計結果に含まない等の合理的な集計処理を行っている。

以下の各表における割合（（A）/（B）の列）は、その項目の平成26年9月期（前期）及び平成27年9月期（当期）の値が同数値ならば100％とし、各割合を表記している。

1．集計対象会員全体の決算概況

(1) 集計対象会員

前期の集計より後に本協会に加入した会員、他の会員と合併を行った会員、金融先物取引業務を停止又は廃止した会員、事業年度の起算日を移行し、集計対象とする決算情報が（本集計処理迄に）整わない会員があったことにより、結果として集計対象会員数は差引合計で7社減少し、計82社となった。

表1　集計対象会員数

（単位：業者（会員）数）

区分		当期（平成27年9月期）	前期（平成26年9月期）
集計対象会員数		82	89
	金融先物取引専業者	21	23
	証券会社	57	63
	商品先物取引業者	4	3

(2) 損益状況

①営業損益

営業収益は1,824,712百万円（前年同期比13.95％増）となり、営業損益は、464,631百万円（同36.01％増）となった。営業損益を構成する科目の主な内訳は以下ａ．～ｄ．のとおりである。

ａ．受入手数料

受入手数料は、990,304百万円（同19.18％増）となった。

ｂ．トレーディング損益

トレーディング損益は、541,889百万円（同8.22％増）となった。

ｃ．金融損益

金融収益が287,056百万円（同7.44％増）、金融費用が183,163百万円（同8.09％増）となり、この両方の科目を合計した金額（金融損益）は103,893百万円（同6.31％増）となった。

ｄ．販売費・一般管理費

販売費・一般管理費（販管費）は、1,176,870百万円（同7.95％増）となった。

②営業外損益

営業外収益が18,019百万円（同40.75％増）、営業外費用が2,692百万円（同63.67％減）となり、この両方の科目を合計した金額（営業外損益）は15,327百万円（同184.25％増）となった。

③特別損益

特別利益は27,500百万円（同27.28％減）及び特別損失は13,494百万円（同58.35％減）となり、この両方の科目を合計した金額（特別損益）は14,006百万円（同158.41％増）となった。

④当期純損益

当期純損益は341,007百万円（前年同期比31.98％増）となった。

(3) その他

①純財産額・自己資本規制比率

純財産額は5,926,385百万円（同1.98％増）、各集計対象会員の自己資本規制比率の値を合算し、集計対象会員数で除した集計対象会員の自己資本規制比率の単純平均値は469.10％（同1.26％減）となった。

②常勤役職員数・営業所数

常勤役職員数は59,409（同0.46％増）、営業所数は1,067ヵ所（同3.35％減）となった。

③口座数

開設口座数は3,226万口座（同4.23％増）となった。

表2　決算状況総括表－全業者会員（合計）

（単位：百万円、口座：一口座、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
営業収益	1,824,712	1,601,291	113.95％
受入手数料	990,304	830,927	119.18％
トレーディング損益	541,899	500,725	108.22％
金融収益	287,056	267,178	107.44％
その他の営業収益	5,395	2,429	222.11％
金融費用	183,163	169,449	108.09％
純営業収益	1,641,520	1,431,817	114.65％
販売費・一般管理費	1,176,870	1,090,184	107.95％
営業損益	464,631	341,619	136.01％
営業外収益	18,019	12,802	140.75％
営業外費用	2,692	7,410	36.33％
経常損益	479,962	347,012	138.31％
特別利益	27,500	37,818	72.72％
特別損失	13,494	32,398	41.65％
税引前当期純損益	493,963	352,421	140.16％
法人税等	134,934	85,706	157.44％
法人税等調整額	17,989	8,305	216.60％
当期純損益	341,007	258,382	131.98％
自己資本規制比率	469.10％	475.09％	98.74％
純財産額	5,926,385	5,811,087	101.98％
常勤役職員数	59,409	59,135	100.46％
営業所数（本店を含む）	1,067	1,104	96.65％
開設口座数	32,268,426	30,958,367	104.23％

（注）自己資本規制比率は、各報告対象会員の値を報告対象会員数で除したものである。

２．営業収入の内訳

有価証券に関連しない受入手数料は12,682百万円（前年同期比4.81％減）となり、受取手数料に占める割合は、1.28％（前年同期は1.6％）となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益は293,627百万円（同△148,325百万円）となり、トレーディング損益に占める割合は、54.18％（同△29.62％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額は、306,309百万円（同△135,002百万円）となり、営業収益全体に占める割合は、16.79％（同△8.43％）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益のうち、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の占める割合は、それぞれ、3.81％（同0.7％）、△4.46％（同13.11％）及び100.65％（同86.19％）であった。

有価証券に関連しないトレーディング損益のうち店頭外国為替証拠金取引の割合は、21.11％となった。

さらにこの店頭外国為替証拠金取引の収益を100％（1）とした場合における内訳の割合は、外国為替取引が、97.93％（同96.31％）となり、スワップポイントによる収益は2.06％（同3.67％）となった。

当期の金融収支の内訳においては、現先取引費用が32,205百万円（前年同期比40.8％増）となった。

表3　受入手数料内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	990,304	830,927	119.18％
有価証券に関連しない受入手数料	12,682	13,323	95.19％
市場デリバティブ取引	6,865	5,948	115.42％
うち清算手数料	73	73	100.00％
外国市場デリバティブ取引	120	299	40.13％
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	5,697	7,076	80.51％

表4　トレーディング損益内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
トレーディング損益	541,899	500,725	108.22％
有価証券に関連しないトレーディング損益	293,627	△148,325	297.96％
市場デリバティブ取引	4,812	△6,890	169.84％
外国市場デリバティブ取引	△13,779	△18,001	△76.55％
店頭デリバティブ取引	302,594	△123,434	345.15％
外国為替証拠金取引	61,998	35,024	177.02％
うち外国為替取引	60,717	33,731	180.00％
うちスワップポイント	1,278	1,286	99.38％
通貨オプション取引	3,152	△66,213	104.76％

表5　金融収支内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分		平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
金融収益		287,081	267,178	107.45％
	信用取引収益	48,536	41,770	116.20％
	現先取引収益	7,720	7,876	98.02％
	有価証券貸借取引収益	79,422	72,641	109.33％
	受取配当金	97,164	94,860	102.43％
	受取債券利子	21,936	23,680	92.64％
	収益分配金	7,409	6,131	120.84％
	受取利息	19,458	16,647	116.89％
	その他	5,369	3,497	153.53％
金融費用		183,164	169,449	108.09％
	信用取引費用	7,198	6,783	106.12％
	現先取引費用	32,205	22,873	140.80％
	有価証券貸借取引費用	93,805	92,048	101.91％
	支払債券利子	7,924	9,140	86.70％
	支払利息	39,805	36,723	108.39％
	その他	2,176	1,827	119.10％

３．販売費・一般管理費の内訳

販売費・一般管理費（販管費）は、1,176,870百万円で（同 7.95％増）となった。

販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費および事務費の占める割合は、それぞれ27.31％（前年同期は23.61％）、35.67％（同39.61％）、8.17％（同9.06％）、17.76％（同17.33％）となった。

取引関係費のうち、支払手数料が321,407百万円（前年同期比36.07％増）、広告宣伝費が31,530百万円（同17.97％増）となった。

表6　販売費・一般管理費内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9期月（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	1,176,870	1,090,184	107.95％
取引関係費	321,407	257,404	124.86％
支払手数料	202,217	148,612	136.07％
取引所・協会費	28,987	26,036	111.33％
通信・運搬費	42,367	39,967	106.00％
旅費・交通費	11,951	11,941	100.08％
広告宣伝費	31,530	26,728	117.97％
交際費	4,168	3,928	106.11％
人件費	419,751	431,851	97.20％
役員報酬	4,452	4,822	92.33％
従業員給与	219,431	223,719	98.08％
歩合外務員報酬	1,151	1,594	72.21％
その他の報酬・給与	27,740	25,266	109.79％
退職金	1,717	1,976	86.89％
福利厚生費	43,818	44,133	99.29％
賞与引当金繰入れ	103,672	106,529	97.32％
退職給付費用	11,490	16,269	70.63％
その他	6,124	7,368	83.12％
不動産関係費	96,197	98,721	97.44％
不動産費	66,883	68,442	97.72％
器具・備品等	29,286	30,242	96.84％
事務費	208,994	188,980	110.59％
事務委託費	204,901	184,980	110.77％
事務用品費	4,063	3,712	109.46％
減価償却費	38,424	37,344	102.89％
租税公課	19,037	15,110	125.99％
貸倒引当金繰入れ	1,276	869	146.84％
その他	71,573	59,676	119.94％

４．金融先物取引専業者の決算状況

(1) 金融先物取引専業者の会員数及び外国為替証拠金取引の取扱会員数

平成27年9月30日時点で外国為替証拠金取引を取り扱う会員は計62社、金融先物取引専業者は計21社となった。また外国為替証拠金取引を取り扱う会員のうち、金融先物取引専業者の占める割合は33.87％となった。

報告対象会員のうち、全ての金融先物取引専業者が外国為替証拠金取引を取り扱っている。外国為替証拠金取引を取り扱う金融先物取引専業者における外国為替証拠金取引につき、店頭取引及び取引所取引の別に区分した内訳では、計19社（全体比90.47％）の金融先物取引専業者が店頭外国為替証拠金取引を取り扱っており、取引所取引において外国為替証拠金取引（TFXの「くりっく365」が該当）を取り扱う金融先物取引専業者は計3社（全体比14.28％）となった。

表7　外国為替証拠金取引取扱会員数

（単位：業者（会員）数）

区分	平成27年9月期	平成26年9月期
金融先物取引専業者会員	21	23
うち外国為替証拠金取引取扱会員 a	21	23
外国為替証拠金取引取扱会員 b	62	67
a/b（％）	33.87％	34.33％

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

表8　外国為替証拠金取引の商品別取扱会員数（平成27年9月30日時点）

（単位：業者（会員）数）

区分	店頭取引	取引所取引		
		くりっく365	OSE-FX（大証FX）	合計
金融先物取引専業者会員	19	3	－	3
上記区分以外の外国為替証拠金取引取扱会員	29	19	－	19
合計	48	22	－	22

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。
（注2）OSE-FXは2014年10月23日を取引最終日として休止となっている。

(2) 金融先物取引専業者の役職員数・営業所数

金融先物取引専業者の役職員数は656人（前年同期比21人（3.1％）減）となった。営業所数は25ヵ所（同1営業所減）、1会員あたりの営業所数は1.19ヵ所（集計対象会員全体の1会員あたりの営業所数は13.01ヵ所）となった。

表9　金融先物取引専業者の常勤役職員数・営業所数

（単位：人、所、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の常勤役職員数	656	677	96.90％
金融先物取引専業者の営業所数	25	26	96.15％
集計対象会員全体の常勤役職員数	59,409	59,135	100.46％
集計対象会員全体の営業所数	1,067	1,104	96.65％

(3) 金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

各金融先物取引専業者の自己資本規制比率の値を金融先物取引専業者数で除した金融先物取引専業者における自己資本規制比率の単純平均値は586.55％（同5.97％増）、集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は469.10％（同1.26％減）となった。

金融先物取引専業者の純財産額合計は82,242百万円（同1.3％減）、金融先物取引専業者の1社当たり単純平均純財産額は4,112百万円（同13.53％増）となり、集計対象会員の1社当たり単純平均純資産額73,165百万円（同12.06％増）に比べ、1社当たり単純平均純財産額の増加した割合は1.47％多い結果となった。

表10　金融先物取引専業者の自己資本規制比率・純財産額

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
金融先物取引専業者の平均自己資本規制比率	586.55％	553.53％	105.97％
金融先物取引専業者の純財産額合計	82,242	83,324	98.70％
金融先物取引専業者の平均純財産額	4,112	3,622	113.53％
集計対象会員全体の平均自己資本規制比率	469.1％	475.09％	98.74％
集計対象会員全体の純財産額合計	5,926,385	5,811,087	101.98％
集計対象会員全体の平均純財産額	73,165	65,293	112.06％

（注）この表に記載した平均とはそれぞれの該当会員数で除した単純平均である。

(4) 金融先物専業者の損益状況

以下の**表11**は、各金融先物取引専業者の営業収益、経常損益及び当期純損益を基準に増収増益、増収減益、減収増益及び減収減益に区分けして金融先物取引専業者の損益分布を示し、**表12**にて主な勘定科目を金額で示した。ただし、**表11**につき、上記の基準に±0（変わらず）がある業者が存在する場合は、上記の４つの区分けには含まず、注記に記載している。

金融先物取引専業者の営業収益は27,060百万円（同47.75％増）、15社が増収となり、営業損益は9,991百万円（同488.74％増）、16社が増益となった。

金融先物取引専業者の当期純損益は6,716百万円（同676.42％増）となり、15社（前年同期は11社）が当期純利益を計上した。

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の合計金額は、16,927百万円（前年同期比2.72％増）となった。

表11　金融先物取引専業者の損益分布

（単位：業者（会員）数）

区分	平成27年9月期	平成26年9月期	増減
金融先物取引専業者数	21	23	△2
増収増益の業者	14	5	9
増収減益の業者	1	－	1
減収増益の業者	2	2	0
減収減益の業者	4	15	△11
当期純利益を計上した業者	15	11	4

（注）平成26年9月期は減収変わらずの業者が1業者あり。

表12　金融先物取引専業者の損益状況

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
営業収益	27,060	18,315	147.75％
金融費用	138	139	99.28％
純営業収益	26,921	18,178	148.10％
販売費・一般管理費	16,927	16,478	102.72％
営業損益	9,991	1,697	588.74％
経常損益	10,086	2,128	473.97％
特別利益	2	0	－
特別損失	114	23	495.65％
税引前当期純損益	9,973	2,102	474.45％
法人税等	3,249	1,002	324.25％
法人税等調整額	2	229	0.87％
当期純損益	6,716	865	776.42％

(5) 金融先物取引専業者の営業収益構造

金融先物取引専業者の受入手数料収入は1,393百万円（前年同期比0.87％増）であり、トレーディング損益は25,425百万円（同50.93％増）となった。

金融先物取引専業者の外国為替証拠金取引における収入合計は26,403百万円（同47.85％増）であり、集計対象会員の外国為替証拠金取引収入合計72,756百万円（同124.97％増）の36.29％（前年同期は55.22％）を占めた。

金融先物取引専業者の店頭外国為替証拠金取引における収益は　26,243百万円（同17,801百万円）となり、金融先物取引専業者の取引所取引の外国為替証拠金取引における収益は160百万円（同57百万円）となった。

表13　金融先物取引専業者の営業収益構成

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
受入手数料	1,393	1,381	100.87％
有価証券に関連しない受入手数料	1,393	1,363	102.20％
市場デリバティブ取引	160	77	207.79％
うち　清算手数料	0	0	－
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
うち清算手数料	0	0	－
店頭デリバティブ取引	1,233	1,286	95.88％
トレーディング損益	25,425	16,845	150.93％
有価証券に関連しないトレーディング損益	25,425	16,845	150.93％
市場デリバティブ取引	0	△26	△100.00％
外国市場デリバティブ取引	0	0	－
店頭デリバティブ取引	25,425	16,871	150.70％
外国為替証拠金取引	25,010	16,517	151.42％
うち外国為替取引	23,675	15,379	153.94％
うちスワップポイント	1,334	1,133	117.74％
通貨オプション取引	414	353	117.28％

表14　外国為替証拠金取引関連収益の構成

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期			平成26年9月期		
	金融先物取引専業者 a	全会員 b	a／b（％）	金融先物取引専業者 c	全会員 d	c／d（％）
外国為替証拠金取引収入合計	26,403	72,756	36.29％	17,858	32,339	55.22％
受取手数料	1,393	6,206	22.45％	1,367	4,045	33.79％
取引所取引	160	2,857	5.60％	83	1,671	4.97％
店頭取引	1,233	3,349	36.82％	1,284	2,374	54.09％
トレーディング損益	25,010	66,550	37.58％	16,491	28,294	58.28％
取引所取引	0	4,552	△100.00％	△26	△6,730	△0.39％
店頭取引	25,010	61,998	40.34％	16,517	35,024	47.16％
外国為替取引	23,675	60,717	38.99％	15,379	33,731	45.59％
スワップポイント	1,334	1,278	104.38％	1,133	1,286	88.10％

(6) 金融先物取引専業者の販売費・一般管理費の状況

金融先物取引専業者の販売費・一般管理費（販管費）は16,927百万円（前年同期比2.72％増)となった。

販管費に対する、取引関係費は7,772百万円（同11.51％増)、人件費は2,676百万円（同8.44％減)、不動産関係費は652百万円（同39.74％減）及び事務費は1,068百万円（同42.18％減）であり、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合はそれぞれ、45.91％、15.82％、3.85％及び6.31％となった。

人件費のうち、賞与引当金繰入れが308百万円（同503.92％増）となった。

表15　金融先物取引専業者の販売費・一般管理費内訳

（単位：百万円、％）

区分	平成27年9月期（A）	平成26年9月期（B）	（A）／（B）
販売費・一般管理費	16,927	16,478	102.72％
取引関係費	7,772	6,970	111.51％
支払手数料	2,861	2,282	125.37％
取引所・協会費	17	24	70.83％
通信・運搬費	172	236	72.88％
旅費・交通費	26	38	68.42％
広告宣伝費	4,649	4,332	107.32％
交際費	10	20	50.00％
人件費	2,678	2,925	91.56％
役員報酬	411	512	80.27％
従業員給与	1,486	1,818	81.74％
歩合外務員報酬	0	0	－
その他の報酬・給与	28	68	41.18％
退職金	1	1	100.00％
福利厚生費	226	262	86.26％
賞与引当金繰入れ	308	51	603.92％
退職給付費用	77	97	79.38％
その他	121	88	137.50％
不動産関係費	652	1,082	60.26％
不動産費	397	656	60.52％
器具・備品等	251	414	60.63％
事務費	1,068	1,847	57.82％
事務委託費	1,021	1,335	76.48％
事務用品費	44	258	17.05％
減価償却費	927	1,209	76.67％
租税公課	725	573	126.53％
貸倒引当金繰入れ	95	0	－
その他	2,976	1,835	162.18％

※「会員の決算状況（平成27年3月期）」の記載訂正等について

前回の「会員の決算状況（平成27年3月期）」における記載内容に誤りがございましたので、お詫びを申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

正　誤　表

正誤箇所	訂正前	訂正後
［要約］ ・2つ目	・金融先物取引専業者の当期純損益合計額は3,547百万円（同5.88％増）となり、14社（前年同期は19社）が当期純利益を計上した。	・金融先物取引専業者の当期純損益合計額は6,417百万円（同27.62％減）となり、14社（前年同期は19社）が当期純利益を計上した。

個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告

調査部

個人向け店頭バイナリーオプション取引[1]（BO取引）は、2015年12月1日をもって、本協会の定める「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」に準拠した商品に完全移行してから2年を経過しました。

調査部では、昨年に続き、完全移行後のBO取引の状況について、同取引の取扱会員からの月次報告データを基に集計・分析しましたので、以下に報告します。

１．取扱会員

前回報告（会報NO.104参照）の後、2015年年4月よりFXプライム by GMOが新規取扱を開始し、ロンナル・フォレックスが媒介による取扱を中止したことから、2015年11月30日時点のBO取扱会員数は8社、媒介による取扱会員は0社となった。

年月	取扱会員数	媒介会員数	合計
2013年12月	6	1	7
2014年11月	7	1	8
2015年11月	8	0	8

※各月データの詳細は、**別表1**参照。

２．設定口座数、取引実績口座数

2015年11月30日の設定口座数は、2014年11月末日時点と比べて12.29％増加し、333,471口座となった。

2014年12月から2015年11月の月間平均取引実績口座数は、2013年12月から2014年11月までの月間平均13,535口座に比べて5.1％増加し、14,226口座となった。ただし、2015年6月から11月の平均値は13,947口座に低下している。

年月	設定口座数	取引実績口座数
2013年12月	259,149	14,019
2014年11月	296,958	14,263
2015年11月	333,471	12,799

※各月データの詳細は、**別表1**参照。

1　個人向け店頭バイナリーオプション取引：店頭バイナリーオプション取引のうち、個人顧客を取引の一方の相手方として、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みをもって行われる取引（個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第1条）

３．取引高、取引代金

2014年12月から2015年11月の取引高累計額は、2013年12月から2014年11月までの累計額7,946億円から24.7％減少し、5,981億円となった。

2014年12月から2015年11月の取引代金累計額は、2013年12月から2014年11月までの累計額4,086億円から36.9％減少し、2,575億円となった。

なお、取引代金の6か月累計額は、2014年6月から11月が1,234億円、2014年12月から2015年5月が1,299億円、2015年6月から11月が1,275億円となっており、安定的に推移している。

期間（12か月）	取引高	増減率	取引代金	増減率
2013年12月～ 2014年11月	7,946 億円	－	4,086 億円	－
2014年12月～ 2015年11月	5,981 億円	－24.7％	2,575 億円	－36.9％

※各月データの詳細は、**別表1**参照。

期間（6か月）	取引高	増減率	取引代金	増減率
2013年12月～ 2014年 5月	4,634 億円	－	2,851 億円	－
2014年 6月～ 2014年11月	3,311 億円	－28.5％	1,234 億円	－56.7％
2014年12月～ 2015年 5月	3,277 億円	－ 1.0％	1,299 億円	＋ 5.2％
2015年 6月～ 2015年11月	2,703 億円	－17.5％	1,275 億円	－ 1.8％

※各月データの詳細は、**別表1**参照。

４．取引単価

取引代金を取引高で除して推計される2014年12月から2015年11月の取引単価水準は、2013年12月から2014年11月の51.4％に対して、43.1％に低下している。これを6か月単位で見直すと、2014年6月から11月は37.3％、2014年12月から2015年5月は39.7％、2015年6月から11月は47.2％となっており、直近では、取引単価水準の上昇傾向が認められる。

期間（12か月）	取引高
2013年12月～ 2014年11月	51.4％
2014年12月～ 2015年11月	43.1％

※各月データの詳細は、**別表1**参照。

期間（6か月）	取引単価
2013年12月～ 2014年5月	61.5％
2014年6月～ 2014年11月	37.3％
2014年12月～ 2015年5月	39.7％
2015年6月～ 2015年11月	47.2％

※各月データの詳細は、**別表1**参照。

５．顧客損益率、損失顧客率

取扱会員全体の顧客損益率は、2015年1月以降、11か月連続して100％を下回り、顧客の損失状態となっている。

取扱会員全体の損失顧客率は、2014年9月の80.9％を除き70％台で推移し、利益を得た顧客口座の割合は30％を下回っている。

顧客損益率	記録した月数
100％以上	3
99％	2
98％	6
97％	4
96％	4
95％	4
95％未満	1

損失顧客率	記録した月数
79％以上	3
78％	5
77％	3
76％	1
75％	3
74％	3
74％未満	6

※各月データの詳細は、**別表2**参照。

別表１　個人向け店頭バイナリーオプション取引状況および顧客口座数、取扱会員数の推移

年月	取引状況（単位：円）					顧客口座数		取扱会員数	
	取引高	取引代金	うち新規取引	取引代金/取引高	新規/取引代金	設定口座	取引実績口座	取引会員	媒介会員
2013年12月	56,583,260,500	15,570,840,453	11,474,206,344	27.5%	73.7%	259,149	14,019	6	1
2014年1月	50,131,989,000	22,116,755,890	18,255,253,695	44.1%	82.5%	262,552	12,937	6	1
2014年2月	77,071,010,007	42,054,125,725	37,926,769,066	54.6%	90.2%	264,984	11,891	6	1
2014年3月	93,426,158,216	63,851,936,404	60,465,217,798	68.3%	94.7%	266,672	11,592	6	1
2014年4月	117,561,433,433	95,589,195,056	92,862,296,404	81.3%	97.1%	268,882	12,062	7	1
2014年5月	68,703,392,696	46,004,129,058	42,804,855,632	67.0%	93.0%	271,554	12,125	7	1
2014年6月	38,552,324,596	15,824,629,213	12,488,789,663	41.0%	78.9%	275,493	11,975	8	1
2014年7月	53,790,714,399	21,919,418,413	17,135,731,493	40.7%	78.2%	281,785	14,376	8	1
2014年8月	68,828,888,822	24,185,497,393	17,389,739,588	35.1%	71.9%	287,132	15,701	8	1
2014年9月	57,534,917,247	21,361,580,892	16,096,100,318	37.1%	75.4%	289,979	16,315	7	1
2014年10月	57,296,917,737	20,895,631,464	15,512,367,502	36.5%	74.2%	293,750	15,162	7	1
2014年11月	55,130,454,870	19,265,963,008	14,522,597,873	34.9%	75.4%	296,958	14,263	7	1
2014年12月	71,573,933,228	26,394,895,090	19,973,659,226	36.9%	75.7%	300,572	14,871	7	1
2015年1月	73,159,769,474	23,517,469,591	17,130,471,486	32.1%	72.8%	304,183	15,202	7	1
2015年2月	42,614,483,017	17,761,574,593	14,737,378,453	41.7%	83.0%	307,112	14,002	7	1
2015年3月	56,717,736,414	25,353,884,584	20,518,583,874	44.7%	80.9%	309,857	14,216	7	1
2015年4月	41,630,748,915	18,646,170,916	15,001,765,217	44.8%	80.5%	313,695	14,515	8	1
2015年5月	42,040,708,442	18,301,622,236	14,509,712,818	43.5%	79.3%	316,562	14,227	8	0
2015年6月	44,127,356,281	19,438,958,665	15,234,527,007	44.1%	78.4%	320,286	14,100	8	0
2015年7月	48,759,208,386	24,378,338,178	20,376,860,101	50.0%	83.6%	323,236	14,642	8	0
2015年8月	48,731,716,922	23,687,642,185	19,116,145,166	48.6%	80.7%	325,895	14,414	8	0
2015年9月	45,967,572,293	18,700,020,357	14,283,087,821	40.7%	76.4%	328,743	14,198	8	0
2015年10月	44,588,745,537	21,916,010,955	18,354,629,338	49.2%	83.7%	331,244	13,527	8	0
2015年11月	38,208,329,218	19,414,527,339	16,502,991,450	50.8%	85.0%	333,471	12,799	8	0

注１：取引高＝取引されたバイナリーオプションの想定元本額　想定元本額＝ペイアウトが発生した場合に授受される価額　　取引高は、新規取引のほか、ポジション解消のための取引を含む。

注２：取引代金＝取引されたバイナリーオプションの売買額（オプションプレミアム総額）　取引代金は、新規取引のほか、ポジション解消のための取引を含む。

注３：新規取引＝取引代金からポジション解消のための取引による取引代金を差し引いた値

注４：設定口座＝バイナリーオプション取引を行うことができる顧客口座数　　取引実績口座数＝期間中にバイナリーオプション取引を行った顧客口座数

別表２　個人向け店頭バイナリーオプション取引 顧客損益率および損失顧客率の推移

年月	総計		ＧＭＯクリック証券		トレイダーズ証券		ＩＧ証券		FXプライム by GMO		JFX		PLANEX TRADE. COM		ワイジェイＦＸ		ヒロセ通商		ＦＸトレード・フィナンシャル	
	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率	顧客損益率	損失顧客率
2013年12月	98.5	71.9	100.0	70.7	92.7	80.9	94.5	70.8	－	－	－	－	－	－	97.2	67.5	91.3	75.6	91.4	81.6
2014年1月	97.7	75.7	98.0	75.3	90.2	86.0	98.0	69.2	－	－	－	－	－	－	94.2	72.4	95.3	69.2	96.2	80.6
2014年2月	100.3	70.5	100.5	69.3	90.8	82.5	97.6	72.4	－	－	－	－	－	－	101.2	69.1	94.5	68.5	96.8	76.8
2014年3月	99.5	72.7	99.6	72.5	92.3	79.7	97.2	71.2	－	－	－	－	－	－	99.8	66.2	95.8	71.0	98.0	80.4
2014年4月	99.8	70.0	99.8	68.9	96.0	83.4	96.8	73.5	－	－	56.0	77.8	－	－	100.6	64.6	95.7	67.2	96.9	78.1
2014年5月	98.9	71.3	99.0	70.9	94.1	76.6	98.1	73.7	－	－	102.5	56.6	－	－	98.0	71.3	97.6	65.9	98.3	75.7
2014年6月	96.5	77.3	96.8	77.5	95.5	81.7	97.1	70.6	－	－	98.0	60.5	117.0	50.0	94.5	77.3	95.0	70.8	93.7	80.8
2014年7月	98.4	75.6	98.4	75.7	94.7	78.5	99.2	71.6	－	－	101.3	50.0	101.9	48.8	98.3	75.9	94.2	70.4	96.7	81.7
2014年8月	100.8	75.4	101.8	75.9	92.3	78.5	98.1	70.2	－	－	121.7	35.3	111.6	36.3	97.5	76.5	95.2	66.0	95.1	80.7
2014年9月	94.1	80.9	93.9	82.1	95.0	76.5	95.3	76.8	－	－	101.1	51.8	－	－	96.9	77.6	88.4	74.7	90.6	82.2
2014年10月	95.6	78.9	95.6	79.3	93.3	77.4	96.9	74.4	－	－	100.0	46.5	－	－	94.6	80.1	91.7	71.6	91.3	85.6
2014年11月	96.3	78.6	95.8	79.5	95.1	75.4	99.5	72.8	－	－	99.8	64.0	－	－	96.1	76.2	91.9	71.2	91.1	83.3
2014年12月	100.5	72.7	102.0	71.4	95.9	74.8	95.7	72.0	－	－	97.0	73.0	－	－	91.0	79.8	89.7	72.2	97.6	79.9
2015年1月	97.1	79.1	97.4	79.1	90.8	79.6	98.5	76.2	－	－	99.7	63.6	－	－	90.3	80.5	88.1	75.8	96.9	81.8
2015年2月	95.7	77.0	95.6	76.8	89.6	80.6	98.7	70.4	－	－	94.2	61.8	－	－	91.3	80.1	93.6	71.1	95.5	78.6
2015年3月	97.6	78.0	98.4	77.7	95.2	74.2	95.2	71.0	－	－	93.6	65.1	－	－	91.7	82.5	89.9	75.8	94.0	83.3
2015年4月	95.7	78.6	95.1	80.3	93.0	76.2	99.3	70.7	100.2	65.0	95.3	62.0	－	－	96.1	78.6	90.0	72.9	91.8	78.6
2015年5月	96.2	78.1	95.5	79.9	96.4	72.2	98.5	69.0	99.7	68.8	95.5	66.1	－	－	93.7	79.4	89.5	71.4	95.2	78.8
2015年6月	96.4	77.5	96.1	78.7	94.7	76.1	96.4	72.5	99.3	67.0	101.3	55.0	－	－	94.1	81.2	88.2	73.3	95.6	79.9
2015年7月	98.1	76.1	98.3	76.5	95.0	75.1	94.7	77.4	103.5	64.6	99.7	60.0	－	－	90.7	83.1	91.9	75.9	95.8	80.9
2015年8月	98.7	74.3	98.9	74.9	96.6	75.3	96.2	72.8	101.9	65.9	104.4	58.5	－	－	95.2	79.5	93.2	68.5	97.5	75.2
2015年9月	95.6	79.4	96.1	79.5	90.5	77.5	95.3	76.2	92.6	77.6	90.6	80.8	－	－	95.3	80.2	91.1	82.2	95.1	81.2
2015年10月	98.3	74.1	98.5	74.1	90.1	75.8	97.0	75.1	100.9	67.4	110.4	40.0	－	－	98.7	78.2	93.3	73.1	94.8	78.5
2015年11月	97.5	74.6	97.9	73.9	89.8	78.0	97.5	67.4	93.4	77.6	95.9	57.4	－	－	95.3	77.9	92.5	74.6	94.7	80.6

注１：顧客損益率＝（顧客受け取りプレミアム＋顧客受け取りペイアウト）÷（顧客支払いプレミアム＋顧客支払いペイアウト）×100　　損失顧客率＝損失顧客数÷総顧客数×100

注２：総計の顧客損益率および損失顧客率は、それぞれ会員から報告された顧客損益額、損失顧客数を集計して計算した値である。このため、会員別に記された値の平均値とは異なる。

FINANCIAL FUTURESニュース

（平成27年10月～ 12月）

1. FSB、FX指標改革進捗状況報告書を公表 （PR 10月1日）

米金融安定理事会（FSB）は、外為（FX）指標の改革について、主な外国為替委員会及び他の大規模FXセンターの中央銀行が行った市場参加者の進捗状況の検証に基づいて、2014年9月提言の履行に関する進捗状況報告書を作成・公表した。このFX指標報告の提言の基本的な目的の一つは、指標決定に関わる市場参加者による不適切な取引行動への誘因や収益等機会を減少させることであった。FSBの提言の現在までの実施状況は、外部からの強化された監視とともに、かつ指標決定取引に関する組織内で、市場を好ましい方向に向かわせたように見える。本報告の検証においては、全体としては良い進捗状況であったが、そうでないものが含まれているものもあった。特に本報告書は、FSB提言がWM/Reuters（WMR）4 pm ロンドン値決めだけではなく、全てのFX指標に適用されることを再度強調する。他のFX指標に関する提言のより完全な実施は、すでに行われている改善を維持・拡張する可能性を拡大することとなる。本報告書では、①幅広く使用されている指標であるWM/Reuters（WMR）4 pm ロンドン値決めの改革のための段階が、さらなる進捗があるとしても、とられていること、②一層の透明性を促す提言が大手市場参加者により実施されていること、③市場慣行改善の作業が行われつつあること、それには、BIS市場委員会による外国為替市場の単一の行為規制の開発に向けた努力を含む、④多くの指標提供者及び最終ユーザーがFX指標使用に関し相当な注意を払うことにより焦点を当てているものの、市場参加者によっては、継続の余地があること、が報告されている。

2. ESMA、指数CDSを中央清算義務化する技術基準案を発出 （PR 10月2日）

欧州証券市場機構（ESMA）は､中央清算されなければならないクレジット･デフォルト･スワップ（CDS）契約の種類、カバーされる取引相手の種類及びCDSの中央清算が強制される日を定める規制技術基準案を発出した。

3. SGX、アジアで指数サービス提供 （PR 10月5日）

シンガポール取引所（SGX）は、アジアの発行体、資産運用者及び投資家のための包括的指数サービスを提供するSGX Index Edgeを開始する。

4. ニューヨーク州、ビットコイン取引所に設立認可書を交付 （PR 10月5日）

ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は、ニューヨーク市に設立されたビットコイン取引所であるGemini Trust Company, LLCにニューヨーク銀行法に基づき設立認可書（Charter）を交付した。NYDFSが設立認可書又は免許（License）を交付・付与したのは、これで3取引所。NYDFSは、今までのところ、25件のBitLicenseの申請を受けている。NYDFSは、Mt. Goxの破たん後の2014年3月に、仮想通貨取引所の監視を強化するため、既存のニューヨーク銀行法に基づき仮想通貨取引所の免許申請を受理する手続きを定める公的命令を発した。仮想通貨取引所はまた、2015年6月の最終NYDFS BitLicense規制枠組みの要件に適

合しなければならない。

NYDFSは、これまで、2013年8月に仮想通貨ガイドラインについての調査、2014年1月に仮想通貨規制についての意見募集、2014年7月にBitLicense規制枠組みの提案・意見募集、2014年12月にBitLicense枠組み改正案の発出・意見募集、2015年5月にニューヨーク銀行法に基づく最初の設立認可書をitBit Trust Company, LLCに交付、2015年6月に最終BitLicense規則の公表・申請催促（会報第105号FFニュース46.参照）、2015年9月にCircle Internet Financialに最初のBitLicense申請認可を行った。

5. IGグループ、スイスフランショック時の顧客約定価格の調整　（PR　10月7日）

IG Group Holdings plc（IG Group）は、スイスフラン・ショック時（1月15日）の取引に関し、金融オンブズマン（FOS）の決定に従い、顧客の約定価格を調整する。FOSは、IG Groupが、顧客約諾に従って行動し、最良執行義務を遵守し、顧客注文を公正に処理したことを認めたが、約定価格とは異なる顧客に有利な約定水準が想定外の市場状況におけるその時の市場流動性を一層反映したはずであると決定し、IG Groupは、それを受け入れた。これによるIG Groupの追加の損失は約100万ポンド。

6. シュトゥットガルト取引所、Nasdaqの新システム稼働開始　（PR　10月7日）

シュトゥットガルト取引所は、新取引システムXitaroの稼働を開始した。Xitaroは、NasdaqのGenium INETを使用する。

7. Nadexのバイナリー・オプション出来高、前年比70％増　（PR　10月8日）

北米デリバティブ取引所（Nadex）の2015年第3四半期のバイナリー・オプション及びスプレッドの出来高が、前年同期比70％増であった。3四半期連続で最高記録を更新した。US500（E-Mini S&P 500先物に基づく）及びEUR/USDの出来高が最も多かった。

8. SGXとUniSIM、投資家教育で協力　（PR　10月15日）

SGXとUniSIMは、My First Stock Carnival@UniSIMでのNIBIs（Not Invested But Interested）（多くは学生）の投資教育・促進で協力する。（SGXによる投資家教育については、会報第105号F.F.ニュース1.参照）

9. LSEG、新デリバティブ取引所を開設　（PR　10月16日）

ロンドン証券取引所グループ（LSEG）は、多くの主要投資銀行及びシカゴ・オプション取引所（CBOE）とともに新デリバティブ取引所CurveGlobalを開設する。同取引所は、最初、Euribor、短期英ポンド金利、Bund、Bobl、Schatz及び英国債の長短金利先物を上場する予定。清算はLCH.Clearnet PLCが行う。新取引所は、LSEGの100％子会社であるロンドン証券取引所デリバティブ市場（LSEDM）での取引が認められる。2016年第2四半期に取引を開始する予定。

10. CBOT、ウルトラ10年米国債先物・オプションを上場　（PR　10月18日）

シカゴ商品取引所（CBOT）は、2016年第1四半期にウルトラ10年米国債先物・オプションを上場する。同先物・オプションの先物の受渡適格銘柄は、当初10年米国債として発行された米国債で、残存期間が9年5

ヵ月以上10年以下のもの。既存の10年米国債先物・オプションの先物の受渡適格銘柄は、当初7年又は10年米国債として発行された米国債で、残存期間6 1/2年以上10年以下のもので、従来通り変わらない。

11. CME Europe、人民元先物の受渡決済場所をロンドンに変更へ （PR　10月19日）

CMEは、中国建設銀行（CCB）と、CCBの協力を得て、CME Europeで取引されているオフショア中国人民元について、現在は香港で行われている受渡決済をロンドンでの受渡決済にすること等について覚書を締結した。

12. NFA、サイバーセキュリティ解釈通知制定 （Notice　10月23日）

CFTCは、情報システム安全性プログラム（ISSP）に関し、全米先物協会（NFA）のNFA法令遵守規則第2-9条（監視）、第2-36条（外国為替取引要件）及び第2-49条（スワップディーラー及び主要スワップ参加者規則）の解釈通知を認可した。同解釈通知は、顧客のデータの安全性確保及び顧客の電子システムへのアクセスに関する書面による方針及び手続きを制定し、施行することを会員に求める。施行日は2016年3月1日。適用対象はFCM、スワップ・ディーラー、主要スワップ参加者、IB、FDM、CPO及びCTAの全ての種類の会員。同解釈通知により書面によるISSPがカバーしなければならない主要な分野は、①安全性及びリスク分析、②特定されたシステム脅威及び脆弱性に対する安全装置の説明、③検出された安全性に関する事象の性格の評価、影響の可能性の理解及び違反を含み、軽減する適当な措置をとるために使用されるプロセス、④全ての適切な役職員のための情報システム安全性に関連する会員の現在実施されている教育及び訓練の説明。適当なISSPを開発及び制定するために、サイバーセキュリティ解釈通知は、全米基準・テクノロジィ研究所（NIST）の「重要なインフラ・サイバーセキュリティ改善のための枠組み」に説明するプロセスを含む会員が考慮するいくつかの可能なリソースを定める。そのプロセスは、一般的な区分である①脅威と脆弱性の特定、②特定された脅威と脆弱性に対する保護措置の配備、③適時の脅威の検出、④電子システムの安全性を脅かす事象への対応、⑤その市場からの回復、から構成される。会員がISSPの一部として導入することを希望する場合の安全装置の例としては、①設備の窃盗を防ぐための施設へのアクセスの適切な制限及び保護措置を課すことによる無許可侵入に対する会員の設備資産の保護、②情報が保存されているメディア等の会員のシステム及びデータの適切な特定及びアクセス管理の設置、③複雑なパスワードの使用及びその定期的な変更、④ハッカーの脅威から保護する最新のファイアウォール、反ウィルス、反破壊工作ソフトの使用及び維持、⑤サポートされ、信頼性のあるソフトウェアの使用、あるいは代替として、サポートされないソフトウェアの使用に関する適切な管理の実施、⑥優良アプリケーションリストの使用を通して無許可ソフトウェアの使用の防止、⑦自動ソフトウェア最新化機能の使用、あるいは代替として、ソフトウェア最新化の利用可能性の手動監視、最新化、及び必要な場合に最新化ができる抽出点検、⑧サポートされた現在使われているオペレーティング・システムの使用又は、代替として、サポートされないオペレーティング・システムの使用に関する適切な管理の実施、⑨維持可能な障害復旧及び業務継続計画の一部としてのシステムおよびデータの定期的バックアップ、⑩装置の窃盗又は喪失の場合、装置に関するデータを保護する暗号化ソフトウェアの配備、⑪ネットワーク区分化及びネットワーク・アクセス管理の使用、⑫会員の内製ソフトウェアの場合は、安全なソフトウェア開発実務の利用、⑬不適切又は悪意のあるウェブサイトへのアクセスを防止するためのウェブフィルター技術の使用、⑭無許可遮断のリスクを減少させるための稼働中データ

の暗号化（例えば、顧客情報その他の機密情報を含むemail添付ファイルの暗号化）、⑮携帯機器が同様の適用安全装置の対象であることを可能にすること。

13. 中国の2取引所及びドイツ取引所、合弁の取引所設立 （PR 10月29日）

上海証券取引所、中国金融先物取引所及びドイツ取引所は、中国外の国際的な投資家向けに中国関係の原商品で人民元建ての商品を上場する合弁の取引所、China Europe International Exchange（CEINEX）をフランクフルトに設立した。出資割合は、それぞれ40％、20％及び40％。当初は、ETFや債券の現物をドイツ取引所の電子取引システムであるXetraで取引する。2015年11月18日に取引開始の予定。（会報第105号FFニュース26.参照）

14. CME、FinTech Sandboxに過去の市場データを無償で提供 （PR 11月2日）

CMEは、業界の技術的革新促進に資するため、FinTech Sandboxに過去の先物・オプションの市場データを無償で提供することで合意した。

15. ISDA、配当相当に対する源泉税に関するプロトコルを公表 （PR 11月2日）

国際スワップ・デリバティブ協会（ISDA）は、米国株式を参照する様々の株式デリバティブ取引に源泉税30％を賦課する税法改正に対応してISDA 2015第871条（m）プロトコルを公表した。第871条（m）は、2010年に制定され、所得税条約受益に適格でない非米国人に支払われる場合に、一般的に30％源泉税の対象となる米国起源の配当として一定の金融契約に関して支払われる「配当相当」について取り扱う。米国財務・歳入庁は、歳入法第871条（m）に基づく最終規則を2015年9月17日に発出した。

16. G-SIBsに中国建設銀行を追加 （PR 11月3日）

金融安定理事会（FSB）とバーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、世界のシステム上重要な銀行（G-SIBs）のリストに中国建設銀行（CCB）を加え、スペインBBVAを除いた。国別には欧州が15、米国が8、中国が4、日本が3（計30銀行）。

17. SGX、CMEのコローケーション施設と接続 （PR 11月3日）

SGXは、イリノイ州オーロラにあるCMEグループのコローケーション施設と接続する。これにより、北米の顧客がSGXでの取引及び市場データサービスに直接の接続及びアクセスする利便性が高まる。

18. NFA、Forex Transactions – A Regulatory Guideを公表 （PR 11月3日）

NFAは、2015年11月版Forex Transactions – A Regulatory Guideを公表した。内容は、①登録、②外為要件の対象となる会員、③顧客勧誘、④顧客注文、⑤顧客口座の電子資金調達、⑥記録作成･保存及び報告、⑦監督、⑧会費、⑨証拠金預託、⑩財務要件、⑪リスク管理規程、⑫情報公開、⑬反資金洗浄規程、⑭一括譲渡又は反対売買、⑮一般要件に規則の抜粋等を加えたもの。

19. メキシコBIVA、Nasdaqの取引・監視システムを導入へ （PR　11月5日）

メキシコの新設取引所Bolsa Institucional de Valores（BIVA）は、NasdaqのX-stream取引システム及びSMARTS監視システムを導入することでNasdaqと合意した。

20. 世界のOTCデリバティブ取引残高、減少 （PR　11月5日）

主要13ヵ国・地域の主要銀行を対象とした国際決済銀行（BIS）の調査によると、2015年6月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS※3を含む。）は、553兆米ドル（2014年12月比▲12.1％、ピークであった2013年12月比▲22.2％）と減少した。市場価値で評価した総市場価額は、全体で16兆米ドル（同▲25.7％）と減少した。外国為替のうち、米ドルは86.0％（2014年12月末は88.6％）、ユーロは36.7％（同33.6％）、円は18.1％（同18.8％）を、金利のうち、米ドル建ては36.8％（同34.1％）、ユーロ建ては29.0％（同33.1％）、英ポンド建ては10.7％（同11.3％）、円建ては10.1％（同9.1％）を占める。

（単位：10億米ドル）

	2013年 6月末	2013年 12月末	2014年 6月末	2014年 12月末	2015年 6月末
全商品合計	696,408	710,633	691,640	629,142	552,909
うち外国為替	73,121	70,553	74,782	75,879	74,519
うち先渡し等※1	34,421	33,218	35,190	37,076	37,238
スワップ※2	24,654	25,448	26,141	24,204	23,724
オプション	14,046	11,886	13,451	14,600	13,558
金利	564,673	584,799	563,290	505,454	434,740
うちFRA	86,892	78,810	92,575	80,836	74,641
スワップ	428,385	456,725	421,273	381,028	319,954
オプション	49,396	49,264	49,442	43,591	40,145
株式関連	6,821	6,560	7,084	6,968	7,545
商品（金等）	2,458	2,204	2,206	1,869	1,671
CDS※3	24,349	21,020	19,462	16,399	14,596
うち個別対象先	13,135	11,324	10,845	9,041	8,205
複数対象先	11,214	9,696	8,617	7,358	6,391
その他※4	24,986	25,496	24,815	22,573	19,837

※1 Outright forwards and forex swaps
※2 Currency swaps
※3 Credit Default Swaps
※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。

21. 店頭デリバティブ規制当局、G20に報告書を提出 （PR　11月6日）

店頭デリバティブ規制当局グループ（ODRG）は、G20に報告書を提出した。報告書は、G20店頭デリバティブ改革行動計画の実施に伴う国境を超える課題を特定し、解決するODRGの継続した努力に関し最近までの状況を報告する。

22. CFTC、2015年度処分結果報告 （PR 11月6日）

CFTCは、2015年9月までの1年間の処分件数が69件（前年67件、前々年82件、前々々年102件）、罰金等の総額が32.0億ドル（同32.7億ドル、17億ドル超、9.3億ドル超）になったと発表した。民事上の罰金（civil monetary penalties）が過去最大の31.4億ドル（同18億ドル超、15億ドル超、4.7億ドル超）、不当利得の返還（restitution及びdisgorgement）が5900万ドル（同14億ドル超、2億ドル超、4.5億ドル超）。主な処分としては、LIBOR操縦に関するドイツ銀行に対する過去最大の罰金8億ドル、外国為替のベンチマーク・レート及びISDAFixレートの操縦未遂で和解された事件、E-mini S&P 500株価指数先物の相場操縦・見せ玉等がある。

23. FCA、「規制上のサンドボックス」実施に関する報告 （PR 11月10日）

英金融行為機構（FCA）は、「規制上のサンドボックス」実施によるプロジェクト革新の拡大計画を説明する報告書を公表した。このサンドボックスは、新規、革新的な金融商品、サービス又はビジネスを通常の規制上の影響を生じさせることなく試行することができるようにすることで、新商品・サービスを開発する大小の企業を支援することで、金融サービスの競争と成長を促進させる。最初の1年間で175超の革新的企業を支援し、うち5企業が規制業務営業の許可を受けている。

24. 「いいとこ取り」で罰金 （PR 11月17日）

FCAは、有利な価格変動で利益を上げた取引を手数料を多く支払うヘッジファンドに割り当て、利益を上げない取引を長期保有の手数料を少なく支払うファンドに割り当てる「いいとこ取り（cherry picking）」を行った行為を、正直・誠実でなかったとして、投資アナリストに罰金13.9万ポンド及び金融サービスの禁止を課した。

25. ICE Futures Singapore取引開始 （PR 11月17日）

ICE Futures Singaporeが原油、軽油、金及び人民元（オフショアとオンショア）の先物取引を開始した。

26. CEINEX、取引開始 （PR 11月18日）

上海証券取引所、中国金融先物取引所及びドイツ取引所の合弁である中国欧州国際取引所（CEINEX）が人民元建てマネーマーケットETFの取引を開始した。

27. GMEX、IRS CMFにCFTCから認可 （PR 11月18日）

GMEX（Global Markets Exchange Group Limited）は、CFTCから金利スワップ連続期限先物（IRS CMF）をEurexの米国内の端末を通して米国の業者が取引することについて認可を受けた。清算はEurex Clearingが行う。

28. NFA、アニュアル・レビューを公表 （PR 11月20日）

NFAは、アニュアル・レビューを公表し、その中で、①会員の情報の安全性を確保することが最優先課題であるとしてサイバーセキュリティの充実を促す解釈通知を発出したこと、②オンライン登録システムを再構築したこと（稼働開始は来年度）、③規制要件監視の分析システムであるFACTS（Financial Analysis,

Audit, Compliance, Tracking System）を再構築したこと、④一般顧客向け外為市場については、スイスフランショックとその対応（自己資本規制強化等）について、⑤店頭デリバティブにおいて、監査プログラムを開発し、スワップ・ディーラー（SD）及び主要スワップ参加者（MSP）に対する実地を含めた監査を実施していること、⑥会員教育については、会議を含む様々のメディアを使って、会員が規制上の責任を知っており、NFA及びCFTCの規則を遵守するために役に立つ情報を提供していること等を紹介している。

29. BIS-CPMI、デジタル通貨に関する報告書を発出 （PR 11月23日）

国際決済銀行（BIS）の決済・市場インフラ委員会（CPMI）がデジタル通貨（従来は仮想通貨（Virtual currencies）と呼んでいた）に関する報告書を発出した。内容は、①その特徴と利用、②その発展に影響する要因（供給要因、需要要因、規制の役割）、③デジタル通貨の中央銀行と分散化された決済の仕組み（決済制度における中央銀行の役割から生じる課題、金融安定と金融政策、金融市場インフラへの影響、より広い金融業者及び市場への影響、中央銀行通貨発行収入、金融政策、中央銀行によるデジタル通貨発行の可能性）。

30. 取引所外取引のEurexシステム入力サービスが可能に （PR 11月23日）

CFTCの認可を受けて、米国顧客向けに、取引所外取引のEurexシステム入力（TES, Trade Entry Service）が可能になった。

31. CFTC、自動取引規則案を認可 （PR 11月24日）

CFTCは、指定契約市場（DCM）での自動取引を包括的に規制する規則（自動取引規則又はレギュレーションAT）案を認可した。同規則は、自動取引に対する米国規制制度を強化するための一連のリスク管理、透明性措置等の安全装置を定める。リスク管理については、(a) アルゴリズム取引システムを使用する市場参加者（ATパーソン）、(b) ATパーソン顧客について清算会員先物業者（FCM）及び（c）ATパーソンの注文を執行するDCM、に対するリスク管理その他の要件を提案する。同規則はまた、現在はCFTCに登録されていない一定の自己勘定取引トレーダー（DCMへの直接電子アクセスを通してアルゴリズム取引を行う自己勘定トレーダー）の登録を求めることを提案する。同規則はまた、DCMにおける市場参加者による自己取引防止ツールの使用を求め、一方独立した決定権限者を持つ口座から生じる取引を認める。加えて、同規則案は、DCMに取引付合せ基盤の規則又は知られる特質を公表させることにより、DCM電子取引付合せ基盤の透明性を向上させるよう設計されている。CFTCは、全てのATパーソンが登録先物協会（RFA）の会員となることを求め、RFAには、この種類の会員のためのアルゴリズム取引に関する会員規則を考慮することを提案する。同規則案は90日間意見募集する。

32. 欧州議会、MiFIDⅡ施行の1年延期を受け入れ （PR 11月27日）

欧州議会は、MiFIDⅡの施行を予定より1年遅れの2018年1月とすることを受け入れる旨声明を出した。

33. SEC、ビットコイン採掘会社を出資金詐欺で告発 （PR 12月1日）

米証券取引委員会（SEC）は、仮想通貨ですぐに儲かると投資家を騙す出資金詐欺を行ったとして2つの

ビットコイン採掘会社（Bitcoin mining company）とその設立者を告発した。

34. 欧州の金利スワップ中央清算義務2016年6月21日開始 （PR　12月3日）

欧州の金利スワップ中央清算義務が2016年6月21日に開始する。対象となる金利スワップは、ユーロ、英ポンド、日本円及び米ドル建てで、fixed-to-float金利スワップ（所謂プレーンバニラ）、float-to-floatスワップ（所謂ベーシス・スワップ）、金利先渡契約（FRA）及びオーバーナイト・インデックス・スワップ。

35. SEC、奨励金受給等のための見せ玉等でトレーダーを告発 （PR　12月3日）

SECは、取引執行の優先及び取引所手数料の低減を受けるためオプション取引注文を不正に記録し、オプション取引所から流動性提供の奨励金を受けるためspoofing（見せ玉）を行ったとしてトレーダーを告発した。

36. NFA、有価証券先物に関する専門性要件解釈通知を改正 （PR　12月3日）

NFAは、有価証券先物に関する専門性要件（法令遵守規則2-7及び2-24並びに登録規則401の解釈通知）改正をCFTCに申請し、同時にSECに届け出た。同解釈通知では、NFA会員及び外務員（既存の登録者及びシリーズ3試験改訂前に登録を受けた者から改正）が有価証券先物業務を行う前に受けるべき研修プログラムについて説明する。

37. DBAG、Scilaの取引監視技術使用契約を5年延長 （PR　12月7日）

ドイツ取引所（DBAG）は、その運営するフランクフルト取引所及びEurexで使用するストックホルムの独立監視技術提供会社Scilaの取引監視技術の使用契約を5年延長する。同技術は、ドイツのHFT法に対応した高頻度（HFT）・アルゴリズム取引、不自然な取引及び電子通信のデータ視覚化及び分析に関する警告や報告など幅広い機能を有する。

38. Nasdaq、Chi-X Canadaを買収 （PR　12月8日）

Nasdaqは、Chi-X GlobalからChi-X Canadaを買収する。買収予定は2016年第1四半期。Chi-X Canadaは、トロント証券取引所（TSX）の代替取引システム（ATS）。

39. TrueEX、金利スワップ取引システム稼働 （PR　12月8日）

スワップ執行施設（SEF）であるTrueEXは、米ドル、ユーロ及び英ポンド建て金利スワップの資産運用者や機関投資家向け取引システム TrueFIXの稼働を開始した。

40. ヤンゴン証券取引所開設 （PR　12月9日）

ミャンマーでヤンゴン証券取引所が開設された。日本取引所及び大和総研が支援した。出資は、ミャンマー側が51％、日本取引所と大和総研が合計で49％。

41. CBOEとSGX、共同でオプション研究所を設置 （PR　12月9日）

シカゴ･オプション取引所（CBOE）とシンガポール取引所（SGX）は､アジアの投資家教育の一環として、共同でSGXにCBOEオプション研究所を設置した。

42. NFA、リスク管理方針不備でFCM会員を処分 （PR　12月9日）

NFAは、FCM会員に対し、そのリスク管理方針において資本リスクを含めた全てのリスク分野を十分に取り扱わなかったこと及び変動性の大きい市場での取引を行う顧客の口座に伴うリスクを検証・監視する十分な措置を取らなかったことで、そのFCMとしての業務を禁止し（但し、IBとしての業務は認める）、過怠金7.5万ドルを課した。

43. NFA、外為報告に新項目を追加 （PR　12月9日）

NFAは、外為ディーラー会員（FDM）による日次の外為財務報告（FFR）に次の項目を追加する。実施は2016年1月5日報告分（データは2016年1月4日分）から。①FDMの関係会社でなく、ディーラーとしての業務を行わない適格契約参加者（ECP）取引相手に対するFDMの総債務、②ディーラーとしての業務を行わないFDMの関係会社であるECP取引相手に対するFDMの総債務、③FDMの関係会社で、ディーラーとしての業務を行うECP取引相手による一般顧客向け商品取引に関連する債務を含む顧客（ECPを含む）に対する総債務、④一般顧客向け商品取引に関連する債務を含め、FDMの関係会社ではないディーラーとしての業務を行うECP取引相手に対するFDMの総債務。さらに、月次の補足情報に次の項目を追加する。実施は2016年1月31日。①FDMの関係会社ではなく、1000万ドルを超えるディーラーとしての業務を行わないECP取引相手に対するFDMの全債務の5％、②FDMの関係会社で、ディーラーとしての業務を行わないECP取引相手に対するFDMの全債務の10％、③FDMの関係会社であり、ディーラーとして業務を行うECP取引相手の、一般顧客向け商品取引に関連する債務を含む顧客（ECPを含む）に対する全債務の10％、④一般顧客向け商品取引に関連する債務を含むFDMの関係会社ではないディーラーとして業務を行うECP取引相手に対するFDMの全債務の10％。なお、FDMは、これらを12ヵ月間以上ウェブサイトに公開しなければならない。

44. イスタンブール取引所の新システム稼働開始 （PR　12月11日）

イスタンブール取引所の取引・清算、市場データ管理、指数計算、市場監視、ビジネス・インテリジェンス及び取引前・取引後リスク管理のテクノロジー（BISTECH）が稼働を当初は株式市場から開始した。同テクノロジーは、Nasdaqシステムに基づく。今後デリバティブ、債券及び貴金属市場に広げていく予定。

45. オーストラリア店頭デリバティブ中央清算制度実施規則公表 （PR　12月14日）

オーストラリア証券・投資委員会（ASIC）は、金融機関の店頭デリバティブの強制中央清算制度実施のための規則－2015年ASICデリバティブ取引規則（清算）（デリバティブ取引規則（清算））－及び説明書を公表した。同制度は、店頭デリバティブ市場のシステミック・リスクを減少させるため実施され、店頭デリバティブ・ディーラー間の豪ドル建て（AUD金利デリバティブ）、米ドル、ユーロ、英ポンド及び日本円建て（G4金利デリバティブ）の店頭金利デリバティブ取引に適用される。

46. ICE、Interactive Data買収を完了　（PR　12月14日）

Intercontinental Exchange Group（ICE）は、金融市場データ、分析および関連取引ソリューションを提供するInteractive Dataの買収を完了した。買収金額は52億ドル。

47. CFTC、サイバーセキュリティ規則改正案　（PR　12月16日）

CFTCは、デリバティブ清算機関、指定契約市場、スワップ執行施設及びスワップ・データ取引情報蓄積機関が使用する自動システムのサイバーセキュリティ・テスト及び安全装置に関する規則を改正する案を認可した。60日間の意見募集を行う。同案では、健全なシステム安全装置プログラムに不可欠な次の5種類のサイバーセキュリティ・テストを特定した。①脆弱性テスト、②普及度テスト、③管理テスト、④安全性事象対応計画テスト、及び⑤企業技術リスク検証。

48. CFTC、非清算スワップの証拠金要件に関する最終規則　（PR　12月16日）

CFTCは、商品取引所法第4s条（e）に基づき、スワップ・ディーラー及び主要スワップ参加者で、他の規制機関により規制を受けていない者に対する非清算スワップ（$5000万ドル以上）の証拠金要件に関する最終規則を認可した。当初証拠金要件は2016年9月1日施行、変動証拠金要件は、2016年9月1日（最も大きな参加者）及び2017年3月1日（その他）施行。

49. LCH.Clearnet、2015年のSwapClearでの残高圧縮107兆ドル　（PR　12月21日）

LCH.Clearnetは、そのSwapClearで、2015年の1月1日の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）及びオーバーナイト指数スワップ（OIS）の想定元本残高を362兆ドルから現在の254兆ドルまで107兆ドル圧縮させた。

50. アブダビ証券取引所、NasdaqのSMARTSを導入　（PR　12月29日）

アブダビ証券取引所がNasdaqの市場監視技術SMARTSを導入する。SMARTSは、世界で52を超える取引所／規制機関が利用する。

PR：Press Release

・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。
Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒101-0052　東京都千代田区神田小川町１－３
NBF 小川町ビルディング

一般社団法人　**金融先物取引業協会**

TEL　（03）5280-0881（代）
FAX　（03）5280-0895
URL　http://www.ffaj.or.jp/

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

一般社団法人
金融先物取引業協会
The Financial Futures Association of Japan